

操作マニュアル





第2-e版

全国商工会連合会



- 本書の著作権は株式会社ミロク情報サービスが所有しています。
- 本製品の仕様および本書の内容に関しては、将来予告無しに変更することがあります。
- 本書の内容の一部または全部を無断で転載することは、禁止されています。
- ・ 例として使用されている事業者情報は、実在の会社・組織を示すものではありません。
- ネット de 記帳は、全国商工会連合会の登録商標です。
- ・ Windows の正式名称は、Microsoft® Windows® Operating System です。
- Microsoft®、Windows®、Windows® 10、Windows® 8.1、Windows® RT、Windows® 7 は、
 米国 Microsoft Corporationの米国および、その他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Reader は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Flash は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Oracle と Java は、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。
- シーオーリポーツは株式会社エイチ・オー・エスの登録商標です。
- Zend、ゼンドは、ゼンド・ジャパン株式会社の商標または登録商標です。
- その他、記載の会社名、商品名は各社の登録商標または商標です。
- ・ 製品の仕様および機能は、改良のため予告なく変更させていただく場合があります。

■ 本書の表記

本書では次のアイコンおよび記号を使用しています。 本書では、個人の場合を主に説明しています。

アイコン、記号	説明
	実行すると元に戻すことができない処理について記載しています。 (例)
	終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。 インターネットエクスプローラーの右上にある[×] ボタンをクリッ クして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログイン できない場合があります。
手順	処理の手順について記載しています。
補足	説明の補足事項を記載しています。
参照 →	関連する機能や操作について操作マニュアルの参照先を記載しています。 →がある場合は、同ーマニュアル内の参照先にリンクが貼られています。「見出 し」部分にカーソルを合わせるとリンク先へジャンプすることができます。 (例) 図 消費税基本情報の設定→「2.1.1 エラー! 作表の結果が正しくありませ ん。」参照
→	◆がある場合は、別冊のマニュアルを指しているため、リンクは貼られていません。 (例)パスワード変更について→「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照
[]	システム名、処理名の名称を表記するときに用います。
« »	画面やウィンドウ、ダイアログの名称を表記するときに用います。
[]	画面名称、ボタン名称、項目名を表記するときに用います。
Гј	画面内の項目名、参照先を表記するときに用います。
	キーボードのキーを表記するときに用います。
×	処理画面を終了するときに用います。
?	ヘルプ機能を起動するときに用います。
G	現在行っている処理の一つ前の画面に戻ります。

■ 事業者機能マニュアルの構成

事業者機能操作マニュアルは、次の構成になっています。

概要·基本操作

必要な環境設定、および共通の操作について説明しています。

I.マスター関係登録編

事業者ごとに管理する情報(補助科目・摘要・工事など)の設定について説明しています。

Ⅱ.日常業務編

仕訳帳、出納帳、振替伝票、入・出金伝票を使った仕訳入力について説明しています。入力 した仕訳は、各種元帳や財務報告書として出力することができます。月次決算・決算確定の 説明も含まれます。

Ⅲ.決算業務編

「固定資産台帳」の印刷、「決算書」や「分析グラフ」の作成方法、「決算更新」について説明しています。

Ⅲ.決算業務編 所得税確定申告書

「個人決算書」と「所得税確定申告書」の作成方法について説明しています。

Ⅲ.決算業務編 消費税申告書

「消費税申告書」の作成方法について説明しています。

Ⅳ. 決算業務編 電子申告編

決算業務で作成した申告書類をもとに、国税庁(税務署)へ電子申告を行うためのデータ作 成方法について説明しています。 ■ 目次

1	消費	税申告	書作成の	D概要10
	1.1	消費和	兑申告書	*作成の流れ10
	1.2	消費和	兑申告書	「のメニュー体系11
	1.3	『ネット	- de 記憶	長』の起動方法12
		1.3.1	『ネット	- de 記帳』を起動する12
		1.3.2	ログイ	ンをする12
		1.3.3	パスワ	7-ドを変更する13
		1.3.4	トップ	画面の構成14
	1.4	『ネット	- de 記f	長』の終了方法15
	1.5	消費和	兑申告書	6の画面構成17
		1.5.1	消費利	税申告書の画面構成17
	1.6	消費和	兑申告書	*で使用するキー操作18
	1.7	『ネット	- de 記憶	張』における特定個人情報の処理について19
		1.7.1	『ネット	- de 記帳』における個人番号の連携の流れ20
		1.7.2	『ネット	- de 記帳』の個人番号の操作21
		1.7.3	エラー	メッセージ・警告メッセージ22
2	消費	税基本	情報を討	没定する26
	2.1	消費和	兑基本情	5報
		2.1.1	消費利	税基本情報を設定する28
		2.1.2	消費利	税基本情報の設定項目(個人の場合)29
		2	.1.2.1	[基本情報]タブ 29
		2	.1.2.2	個人番号を連携する32
		2	.1.2.3	個人番号を解除する40
		2	.1.2.4	[申告情報]タブ 41
		2	.1.2.5	[還付金融機関等]タブ43
		2	.1.2.6	[作成税理士情報]タブ44
		2.1.3	消費利	税基本情報の設定項目(法人の場合)45
		2	.1.3.1	[基本情報]タブ 45
		2	.1.3.2	[申告情報]タブ45
		2	.1.3.3	[還付金融機関等]タブ46
		2	.1.3.4	[作成税理士情報]タブ46
		2.1.4	『消費	税基本情報』起動時に表示されるメッセージ47
		2.1.5	事業者	音情報を取り込む48
		2.1.6	税理Ⅎ	└情報を取り込む
3	消費	税申告	書を作成	なする

3.1	消費稅	伸告書		.54
	3.1.1	消費税	申告書作成の流れ	.54
	3.1.2	消費税	計算情報を設定する	.55
	3.	1.2.1	[消費税計算情報]タブ	56
	3.	1.2.2	[過去情報設定]タブ	58
	3.	1.2.3	中間申告回数を自動設定する	60
	3.	1.2.4	前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合	61
	3.1.3	申告書	を選択する	.62
	3.	1.3.1	「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合	63
	3.	1.3.2	「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合	64
	3.1.4	仕訳デ	ータの集計期間を短縮する	.65
	3.	1.4.1	集計期間変更時にメッセージが表示された場合	66
	3.1.5	申告書	・付表を入力する	.67
	3.	1.5.1	詳細説明	68
	3.	1.5.2	再計算が必要な場合に表示されるメッセージ	69
	3.	1.5.3	簡便法の計算について	70
	3.1.6	申告書	を再計算する	.72
	3.	1.6.1	申告書の再計算時にメッセージが表示された場合	73
	3.	1.6.2	付表 5-(2)の計算について	74
	3.1.7	課税期	間を変更する	.75
	3.	1.7.1	課税期間変更時にエラーが発生した場合	76
	3.1.8	調整消	費税等を入力する	.77
	3.	1.8.1	詳細説明	78
	3.	1.8.2	調整消費税等の入力でエラーが発生した場合	80
	3.1.9	金額修	正を行う	.81
	3.	1.9.1	「原則課税」の金額修正の詳細説明	83
	3.	1.9.2	「簡易課税」の金額修正の詳細説明	85
	3.	1.9.3	特定課税仕入を入力する	88
	3.	1.9.4	営む事業を変更する	90
	3.	1.9.5	更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ	94
	3.	1.9.6	旧税率の金額修正	99
	3.1.10	金額修	正を解除する	100
	3.1.11	申告書	・付表の入力項目	101
	3.	1.11.1	「原則課税」の申告書・付表の入力項目	101
	3.	1.11.2	「簡易課税」の申告書・付表の入力項目	104

3.1	1.11.3	中間申告書の申告書・付表の入力項目107
3.1.12	マイナス	、金額発生時の計算および出力108
3.1	1.12.1	簡易課税「付表 5-(2)」の計算方法108
3.2	1.12.2	簡易課税「付表 4」の計算方法113
3.1	1.12.3	簡易課税「付表 5」の計算方法114
3.1	1.12.4	マイナス金額をゼロに置き換える項目(原則課税)115
3.1	1.12.5	マイナス金額をゼロに置き換える項目(簡易課税)116
3.1.13	電子申	告データの仕様に適合しているかチェックする119
3.1	1.13.1	国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ122
3.1	1.13.2	電子申告エラーチェック結果の保存124
3.1.14	入力完	了にチェックをつける(入力完了ナビボタン)125
3.1	1.14.1	中間申告書の電子申告データ作成について126
3.1	1.14.2	申告書の参照モード表示 127
3.1	1.14.3	入力完了チェックを解除する 128
3.1.15	消費税	申告書を印刷する129
3.1	1.15.1	消費税申告書出力の詳細説明131
3.1	1.15.2	[印刷]ボタンクリック時にエラーが表示された場合132
3.1	1.15.3	「原則課税」の印刷条件設定133
3.1	1.15.4	「簡易課税」の印刷条件設定135
3.1	1.15.5	中間申告書の印刷条件設定137
付録		
4.1 索引		

4

MEMO



消費税申告書作成の概要

- 1.1 消費税申告書作成の流れ
- 1.2 消費税申告書のメニュー体系
- 1.3 『ネット de 記帳』の起動方法
- 1.4 『ネット de 記帳』の終了方法
- 1.5 消費税申告書の画面構成
- 1.6 消費税申告書で使用するキー操作
- 1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

1 消費税申告書作成の概要

『決算業務』の消費税申告書では、『消費税基本情報』で申告に必要な情報を設定し、『消費税申 告書』で申告書の作成を行います。申告書は、課税業者の場合のみ作成します。

1.1 消費税申告書作成の流れ



1.2 消費税申告書のメニュー体系

『決算業務』の消費税申告書のメニュー体系は、次のとおりです。





1.3 『ネット de 記帳』の起動方法

1.3 『ネット de 記帳』の起動方法

『ネット de 記帳』の起動方法について説明します。

1.3.1 『ネット de 記帳』を起動する

● ①端末のデスクトップ画面から、ブラウザーを起動します。
②アドレス欄に指定されたアドレスを入力しEnterキーを押します。

1.3.2 ログインをする

『ネット de 記帳』へのログイン方法について説明します。

ログインに失敗(ロック)したら

ログイン時に連続してパスワードなどを誤ると、『ネット de 記帳』がロックされ、 ー定時間利用できなくなります。 至急ロックを解除したい場合は、商工会へお問合せください。

● ①『ネット de 記帳』の≪Login≫画面が表示されます。

②事業者コード、ユーザーID、パスワードを入力します。 初めてログインする場合は、ログイン前に仮パスワードの申請が必要です。

仮パスワードの申請について→

「概要・基本操作 2.2.2 仮パスワードを申請する」参照

Login			X
	事業者コード ユーザーID		
	パスワード	■ 入力中のパスワードを表示する	バスワード変更 仮パスワード申請
メッセージ		■ 10.5 MH	戦員認証の画面へ
			7.1

③ [ログイン] ボタンをクリックします。

ネット・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション
パスワード パスワード パスワード パスワード ホメホメホメ □ 入力中のパスワードを表示する □ 10を保存 飯12ワード専語 駿直認証の画面へ
 ■ 入力中のパスワードを表示する バスワード変更 ■ IDを保存 仮パスワード申請 職員認証の画面へ
メッセージ

④トップ画面が表示されます。





『マイナンバー保管』に接続できない場合の警告メッセージについて

『ネット de 記帳』へのログインに成功しているが、『マイナンバー保管』に接続できな い場合に警告メッセージが表示されます。原因および対処方法について確認します。

参照ログイン時の警告メッセージ→

「1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ」参照

1.3.3 パスワードを変更する

通知された仮パスワードを任意のパスワードに変更します。定期的にパスワード変更を行う 場合も同様の操作を行います。

[ログイン] ボタンの下の [パスワード変更] ボタンをクリックします。

パスワード変更について→

「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照

Login				×
ネット®記版	事業者コード ユーザーID パスワード	 ↓力中のパスワードを表示する ☑ IDを保存 	ログイン 》 <u> バスワード変更</u> <u> レバスワード単語</u> 戦員認証の画面へ	
メッセージ				

1.3.4 トップ画面の構成

『ネット de 記帳』にログインすると表示されるトップ画面について説明します。



[事業者名·年度]

・事業者の名称とデータの年度が表示されます。複数年度のデータがある場合は、対象となる年度を選択します。

[ログインユーザー情報]

・現在、『ネット de 記帳』にログインしている利用者の情報が表示されます。終了する際は、必ず[ログアウト]ボタンをクリックします。

[業務メニュー]

・『日常業務』『マスター関係登録』『決算業務』『データ関係』をクリックすると、それぞれのメニューが表示されます。

[商工会からのメッセージ]

 ・商工会からのメッセージが一覧に表示されます。タイトルをクリックすると、メッセージ が表示されます。返信することはできません。

メッセージ					×
一括印刷について	H 24/10/01	NEW			
○○機能が追加され	1ました。				
			(_
				閉じる	

[伝言メモ]

・商工会から送信された未完了のメッセージが一覧に表示されます。商工会と事業者は1対 1でメッセージの送受信ができます。

1.4 『ネット de 記帳』の終了方法

『ネット de 記帳』の終了方法について説明します。

終了時操作の注意

終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。 インターネットエクスプローラーの右上にある [×] ボタンをクリックして終了した場 合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。

① 「ログアウト」をクリックします。

570		160001				tðzi	: o	〇太郎	₩ [コグアウト
~0~~		鄒 様(H 26年度 2014/01/01 ~ 2014/12/31)]				
	日常業務	マスター関係登録	決算業務				デ	- タ	関係	
					-	600			3	Nº Ca
		-Mar CO	ANNA SULLA		3	O.	-		-	0
			503	2	Er.	1. 1	No.		5	1 Acres
	while and the		Contraction of the		1			\leq	28	
	Oza-O ZAN			5.4		4	SIR?	6	A.	
	TANK	I PORTA		21		-10	1		2	- ANN
	商工会からのメッセージ				2015年	8月	-	_		
				в	月火	水	木	金	±	
									1	
				2	3 4	5	6	7	8	
				9	10 11	12	13	14	15	
				10	24 25	19	20	21	22	
				30	31	20	21	20	20	
			_							
	伝言メモ									

②ログアウトの確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③≪Login≫画面が表示されます。右上の[×]ボタンをクリックすると、『ネット de 記帳』 が終了します。



1.5 消費税申告書の画面構成

業務メニューから『決算業務』の『消費税申告書』を選択した場合の主な画面構成について説明します。

1.5.1 消費税申告書の画面構成

消費税申告書の画面構成について説明します。

コーF:M460001 〇〇太郎 様(H 28年度 2016/01	x : ∕01 ~ 2016/12/31) ☑	うこそ 〇〇太師 様 ログアウト
	·答録	
1 日本	17(11)101	
次并未扬 / 用其优半百百		アプリケーション
● 印刷 ピッ 電子申告 (論) 再計算 (注) 算		<i>◎</i> × ッールバー
消費税計算情報 中告書選択 申告書	付表入力完了	ー ナビメニュー
由告書(一般) 付表1 (付表 2-(2)) 漫付由告明細	/2 (還付由告明細2/2)	タブ
平成 年 月 日 四谷 検検器長限 第 東京都新宿区四谷○-○○-○ 約 税 Δ△ビル1F (電話書号 03 - 3000 - 0001 (マリガナ) マはいかうか。 ○ 名 杯 ○○商店 又 は 星 (マリガナ) サかかかかなか 代表 香 △ 〇 百 武郎 日 課税期間分の消費	活行(号報個) 送 ご ※ 所管 要否<	□ □ ƒ ± ックえ」 ■ ■ ■ ■ ■ ■
至 平成 28 年 12 月 31 日 消費税の(確定)申告書 対象期間 至平成 年 月 B	
この申告書による消費税の税額の計算	割職基準の適用無	
課税標準額1 66.978.000	付 記 延 払 基 準 等 の 適 用 無	
消費税額2 3,865,828	事工事進行基準の適用無	
控除過大調整税額 3	増現金主義会計の適用 無	
按 腔 除 対 象 仕 入 税 額 4 1,297,413	消費税額計算の特例適用 無	
除 返還等対価に係る税額 5	参 控 計 課 税 売 上 高 5 億 円 超 個 別	
祝 貸 倒 れ に 係 る 税 額 6	事 顯方 課税売上割合95%未満 一括 個別対応方式	
控除税額小計7 1,297,413	項の法上 記 以 外 全額	
控 陳 小 走 遼 11 祝 朝 8	<u>利表</u> 悪 金平期間の課税先上高 50,000 十	

[アクティブメニュー]

・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

・操作可能なボタンが表示されます。

[ナビボタン]

・クリックすると画面が切り替わります。ナビボタンをクリックして入力を進めます。
 [タブ]

・各タブをクリックし、入力エリアを切り替えます。

[表示・入力エリア]

各タブで必要な項目を入力します。

1.6 消費税申告書で使用するキー操作

1.6 消費税申告書で使用するキー操作

消費税申告書で使用するキーについて説明します。

キー名称	操作
Enter +- • Tab +-	入力した内容を確定して、次の入力項目に進みます。
Shift+Tab +-	前の項目に戻ります。
→ +-	次の項目へ進みます。
← ≠-	前の項目に戻ります。
PageUp PageDown	≪事業者情報取込≫画面で基本情報および申告情報をスクロールします。
マウスでクリック	クリックした任意の入力項目に移動します。 マウスで移動した場合、入力した内容が確定されない場合があります。
Ctrl+C=-	選択した文字をコピーします。
Ctrl+V≠−	コピーした文字を貼りつけます。
Ctrl+Enter +-	次の入力項目に進みます。

1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

『マイナンバー保管』システム(以下、『マイナンバー保管』)で管理する個人番号を『ネット de 記帳』に連携することにより、個人番号を管理することなく、消費税申告書に個人番号を出力す ることができます。

『ネット de 記帳』 に『マイナンバー保管』の個人番号を連携するには、利用申込みが必要です。



特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいいます。 『マイナンバー保管』では、個人番号のほか、氏名、生年月日を管理します。

『マイナンバー保管』の概要および詳細について→

「『マイナンバー保管』概要編」参照

特定個人情報を扱うためのユーザーの権限を「マイナンバー連携権限」といいます。

「マイナンバー連携権限」が設定されたユーザーが『マイナンバー保管』に登録されている端末 でログインした場合に、『ネット de 記帳』で特定個人情報を扱うことができます。

「マイナンバー連携権限」について→

「『マイナンバー保管』概要編 1.3.2 「マイナンバー連携権限」について」参照

1.7.1 『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ

『ネット de 記帳』で個人番号を連携して出力する流れについて説明します。

特定個人情報を連携する流れについて→

「『マイナンバー保管』概要編 1.5 特定個人情報を連携する流れ」参照



1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作

『ネット de 記帳』の個人番号の操作について説明します。特定個人情報を扱うための条件を満たした場合、次の操作を行うことができます。

特定個人情報を扱うための条件→

「『マイナンバー保管』概要編 1.3 特定個人情報を扱うための条件」参照

- ●連携設定
 - ・『マイナンバー保管』に登録されている個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。
- ●連携解除
 - ・『ネット de 記帳』と『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。
- ●表示

・次のユーザーでログインした場合、『ネット de 記帳』の画面に個人番号を表示すること ができます。

- ・税理士ユーザーでログインした場合
- ・事業者ユーザーでログインした場合
- ●印刷
 - ・消費税申告書に個人番号を印刷します。
- ●電子申告
 - ・消費税申告書の電子申告データに個人番号を出力します。

1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ

ログインまたは個人番号の操作を行った際にメッセージが表示される場合があります。メッセ ージには「エラー」と「警告」があります。メッセージごとの原因と対処方法は次のとおりで す。

	「ラー	・メッ	17-	-ジ
-	レノ	~ ~	/ I ^r .	

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	(例)連携ボタンクリック時にエラーが発生した マイナンバー保管システムに接続できませんでした。 アイナンバー保管システムに接続できませんでした。 アイナンバー保管システムに接続できませんでした。 東広、個人番号表示ボタンをクリックしてください。 はステータス・404 エラーコード:1000	ネットワークに負荷がか かっています。	しばらく時間をおいて、再 度処理を実行します。
	設定されているURLが誤っています。 OK	ネットワークに接続され ていません。	システム管理者へ問い合 わせます。
	マイナンバー保管システムに接続できませんでした。		
	再度、OOボタンをクリックして(印刷処理を行っ て) ください。 繰り返しエラーメッセージが表示される場合はシ ステム管理者にご連絡ください。	『マイナンバー保管』の DB サーバーが応答しま せん。	システム管理者へ問い合わせます。
	上記メッセージの〇〇には、次のいずれかの文言が 表示されます。 ・連携		
	 ・解除 ・決定 ・個人番号表示 ・抽出 		
2	・ 打田山 エラー × マイナンバー保管システムに接続できませんでした。	『マイナンバー保管』の AP サーバーが応答しま せん。	システム管理者へ問い合 わせます。
	ок	ネットワークに接続され ていません。	システム管理者へ問い合 わせます。
	マイナンバー保管システムに接続できませんでした。		

	●蒼舌メッセーシ		
No.	メッセージ	原因	対処方法
1	 ぞイナンバー保管システムに接続できませんでした(保管システム接続)。 マイナンバーに関する操作ができません。 	『マイナンバー保管』の AP サーバーが応答しま せん。	システム管理者へ問い合わせます。
	マイナンバー保管システムに接続できませんでした(保管システム接続)。 マイナンバーに関する操作ができません。	『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
2		『マイナンバー保管』の DB サーバーが応答しま せん。	システム管理者へ問い合 わせます。
	マイナンバー保管システムに接続できませんでし た(設定されている URL が誤っています。)。 マイナンバーに関する操作ができません。	『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合 わせます。
3		『マイナンバー保管』に接 続する契約情報に誤りが あります。	システム管理者へ問い合わせます。
4	マイナンバーに関する操作ができません。	連携した個人番号が『マ イナンバー保管』から削 除されています。	必要に応じて、個人番号 を再登録し連携します。
5		連携した個人番号が『マイ ナンバー保管』から削除さ れています。	個人番号を解除します。 必要に応じて、個人番号を 再登録し連携します。

MEMO



消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2 消費税基本情報を設定する

消費税申告書の作成に必要な情報を設定します。

2.1 消費税基本情報

消費税申告書を作成する前に、申告情報および還付金融機関等の基本情報を設定します。

\$**		コード:M480001 B 様 (H 28年度 2016)	/01/01 ~ 2016/12/31)		ようこそ OO 太郎 様 ログアウト 〇〇商工会	
商工会業務		日常業務	マスター関係登録	決算業務	データ関係	アクティブメニュー
決算業務 > 消費税基本情	锕)))]]]
· 李業者 情報取込	税理士 情報取込				2 🗙	
基本情報	基本情報				税務署(署番号)	ツールバー
申告情報	法人区分	○法人 ◎個	К		提出税務署の署番号を入力します。	
還付金融機関等	提出税務署	01111	脱弱署検索 四谷 税務署	長殿	[税務署検索]ボタンをクリックする と、一覧から税務署を選択できます。	
作成税理士情報	名称又は座号	0075				
	石竹 上段 下段					
	フリガナ	マルマルショウテン				
	個人番号					
	個人番号	********	解除			ギノドナリマ
	マイナンバー	契約 税務支援 情	報取(导日 H 28/05/30			
	代表者					
	代表者氏名	00 太郎				
	フリガナ	7/17/1 5/07	_			
	生年月日		5暦 57/01/01 🔳			
	劉伊蕃号	160 - 0004				
	代表者任所	果京都新宿区	980-00-0 AAEI/1F			
	电站雷亏	03 - 30	00 - 0000			
	<u> </u>	-				
			更新	キャンセル		
		- 12				—

入力エリア

[アクティブメニュー]

・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

・操作可能なボタンが表示されます。

[タブメニュー]

タブメニュー

・基本情報や申告情報など入力する画面を切り替えます。

[入力エリア]

・項目の入力を行います。

[ガイドエリア]

・入力する項目の説明が表示されます。

[事業者情報取込] ボタン

[税理士情報取込] ボタン

- 『商工会業務』>『ユーザー情報登録』で変更された税理士情報を取り込むことができま す。
- [税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログ インした場合のみ表示されます。

診園→「2.1.6 税理士情報を取り込む」参照

2.1.1 消費税基本情報を設定する

『決算業務』	>	『消	費税基	本情報。]	

『消費税基本情報』を設定する手順について説明します。

	☐ - F: #460001			ようこそ 00オ	t郎 様 ログアウト
de la contration		H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)			
				データ	関係
決算業務 > 消費税基本情	報				(4)
● 事業者 ■ 情報取込					2 ×
基本情報	基本情報			税務署 (署番	房)
申告情報	法人区分	○法人 ◎ 個人		提出税務署の署番号を入	力します。
還付金融機関等	提出税務署	011111 税務署検索 四谷	税務署長殿	[税務署検索]ボタンをク と、一覧から税務署を選	ハリックする 訳できます。
作成税理士情報	名称 上段 下段				
	リカナ 個人番号	(#480907)			
	個人番号	*********** 解除			
	マイナンバー契約 <mark>代表者</mark>	税務支援 情報取得日 H 28/05/30			
	代表者氏名	00 太郎			
	フリガナ	למל אראר			
	生年月日	● 和暦 ○ 西暦 🛛 \$ 57/01/01 🔚			
	郵便番号	160 - 0004 検索			
	代表者住所	東京都新宿区四谷〇一〇〇一〇 ムムビル	ν1F		
	電話番号	03 - 3000 - 0000		v	
		3	更新 キャンセル		

①設定するタブメニューをクリックします。

②各タブのガイドエリアを参考にして、消費税基本情報を設定します。

◎
図 個人の消費税基本情報の設定内容→

「2.1.2 消費税基本情報の設定項目(個人の場合)」参照

参照 法人の消費税基本情報の設定内容→

「2.1.3 消費税基本情報の設定項目(法人の場合)」参照

③ [更新] ボタンをクリックします。

④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2 消費税基本情報の設定項目(個人の場合)

『決算業務』>『消費税基本情報』

個人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.2.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

基本情報	基本情報	
申告情報	法人区分	○法人 ◎ 個人
還付金融機関等	提出税務署	011111 税務署検索 四谷 税務署長殿
	名称又は屋号	
作成税理士情報	名称 上段	○○商店
	下段	
	フリガナ	マルマルショウテン
	個人番号	
	個人番号	************ 解除 🔎
	マイナンバー契約	税務支援 情報取得日 H 28/05/30
	代表者	
	代表者氏名	○○ 太郎
	フリガナ	マルマル タロウ
	生年月日	◎ 和暦 ○ 西暦 🛛 \$ 57/01/01 🛄
	郵便番号	160 - 0004 検索
	代表者住所	東京都新宿区四谷○-○○-○ △△ビル1F
	電話番号	03 - 3000 - 0000
	経理担当者氏名	

[法人区分]

・法人区分が表示されます。変更することはできません。

[提出税務署]

• [税務署検索] ボタンをクリックし、≪役所検索エクスプローラー≫を表示します。提出 先の税務署を≪役所検索エクスプローラー≫から選択します。

利用頻度の高いボタン→

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクスプローラー」参照

[名称 上段]

・名称または屋号を全角15文字以内で入力します。

[名称 下段]

・名称または屋号が上段で収まらない場合に全角15文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・名称または屋号のフリガナを半角 40 文字以内で入力します。
- ・名称上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[個人番号]

- ・ [個人番号] 欄は、会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示 されます。

2.1 消費税基本情報

[連携] ボタン

- ・個人番号が連携されていない場合、[連携]ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

/ 個人番号の連携について→「2.1.2.2 個人番号を連携する」 参照

[解除] ボタン

- ・個人番号が連携されている場合、[解除] ボタンが表示されます。
- ・『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

/ 個人番号の解除について→「2.1.2.3 個人番号を解除する」参照

🔎 ボタン

・個人番号のマスク状態を切り替えます。

個人番号を表示できるユーザーについて→

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナン バー契約区分	ログインユーザーの マイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 [連携] ボタンのみ操作できます。
			個人番号
			操作可能 ●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。
			[解除] ホタンおよび 20 ホタンか操作できます。 個人番号 ********** 解除 2
			操作可能 マスク状態で マスク状態で が表示されます。再度クリックするとでスク状態に切 り替わります。
			個人番号 123456789012 解除 🔎 操作可能
税務支援	あり	登録済み端末 以外	●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。
			個人番号 連携 2 操作不可
	なし	登録済み端末	●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。
			個人番号 ******* 解除 ? 操作不可
税務支援以外	-	-	●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。
		1	

[マイナンバー契約]

- ・ [マイナンバー契約] 欄は、会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・事業者の「マイナンバー契約区分」が表示されます。「マイナンバー契約区分」には、「利 用なし」「税務支援」「保管のみ」があります。
- •「情報取得日」に、「マイナンバー契約区分」を取得した日付が表示されます。

[代表者氏名]

- ・代表者の氏名を全角15文字以内で入力します。
- [フリガナ]
 - ・代表者の氏名のフリガナを半角30文字以内で入力します。
 - ・代表者氏名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。
- [生年月日]
 - ・ [生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示 されます。
 - ・和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。

[郵便番号]

- ・上3桁+下4桁(半角)で入力します。郵便番号入力後[検索]ボタンをクリックすると、 住所欄に該当住所が表示されます。
- [代表者住所]
- ・代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。
- [電話番号]
- ・代表者の電話番号を半角で入力します。
- [経理担当者氏名]
 - ・経理担当者の氏名を全角15文字以内で入力します。

2.1.2.2 個人番号を連携する

『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携する手順について説明します。 連携する手順は、氏名および生年月日の状況により、4 つのパターンがあります。

	∃ – F: M460001				
	2 ○○太郎 様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)			
日常業務		マスター関係登録	決算業務	膐	データ関係 👝
決算業務 > 消費税基本情	報				(8)
事業者 情報取込					2 ×
基本情報	基本情報			A	税務署(署番号)
申告情報	法人区分	○法人 ◎ 個人			提出税務署の署番号を入力します。
還付金融機関等	提出税務署	011111 税務署検索 四谷	税務署長殿		[税務署検索]ボタンをクリックする と、一覧から税務署を選択できます。
作成税理士情報	名称又は屋号 名称上段 下段 フリガナ 個人番号 個人番号 マイナンバー契約 代表者 フリガナ 生年月日 郵便番号 代表者住所 電話番号 終時相出表氏名	○○商店 7%74/3397/ 2 2 1%務支援 作務税取/身日 H 28/05/30 ○ 太郎 7%74 分か2 ○ 和暦 ○西暦 S 57/01/01 180 - 0004 使奈 東京都新宿区四谷○-○○-○ △△ 03 - 3000 - 0000	Ell I F		
			更新 +-	ドンセル	

(1) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名および生年月日が一致する場合

- ① [基本情報] タブをクリックします。
 - ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
 - ③ヘッダーには、≪消費税基本情報≫画面の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、ヘ ッダーに表示された氏名および生年月日と一致する『マイナンバー保管』に登録済みの事業者 または事業者の家族が表示されます。



④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥[基本情報]タブの[個人番号]欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

```
個人番号 ********* 解除 🔎
```

- ⑦ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑧ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

					ようこそ 〇〇太郎 横 ログアウト
Les les	3 00太郎 様	(H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)			
			决?	算業務	データ関係
決算業務 > 消費税基本情報	R				(10)
● ●業者 情報取込					2 ×
基本情報	基本情報			A	税務署(署番号)
申告情報	法人区分	○ 法人 ◎ 個人			提出税務署の署番号を入力します。
還付金融機関等	提出税務署	011111 税務署検索 四谷	税務署長開	段 	[税務署検索]ボタンをクリックする と、一覧から税務署を選択できます。
作成税理士情報	名称 上段	○○商店]		
	下段				
	フリガナ	マルマルショウテン		U	
	個人番号	2			
	個人番号	連携			
	マイナンバー契約	税務支援 情報取得日 H 28/05/30			
	代表者				
	代表者氏名	000 太郎			
	フリガナ	रारगरा ७००			
	生年月日	● 和暦 ○ 西暦 🛛 \$ 57/01/01			
	郵便番号	160 - 0004 検索			
	代表者住所	東京都新宿区四谷〇一〇〇一〇 △△	ビル1F		
	電話番号	03 - 3000 - 0000			
	經理相当考氏之	(9		v	
		Ĭ	更新	キャンセル	

(2) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名が一致しない場合

● ① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ヘッダーには、≪消費税基本情報≫の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイ ナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

個人データ連携	×	
氏名 〇〇〇 太郎 生年月日 S 57/01/01		 ヘッダ
3 氏名 ○ 本郎 ○ ○ 本印 ○ ○ 幸子 ○ 健太	生年月日 S 16/08/30 ▲ S 57/01/01 S 37/11/29 S 57/09/20	—— 一覧
5 決定	キャンセル	

④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥氏名が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

個人番号	****	解除 🔎

10 [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

⑨ [更新] ボタンをクリックします。

-	⊒ – F:M460001	⊐-ド:M460001			ようこそ 〇〇太郎 横 ログアウト	
and heat and		(H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)				
日常業務		マスター関係登録	決算業務		データ関係	
決算業務 > 消費税基本情	報				(12)	
事業者 情報取込					2 ×	
基本情報	基本情報				税務署 (署番号)	
申告情報	法人区分	○ 法人 ◎ 個人			提出税務署の署番号を入力します。	
還付金融機関等	提出税務署	01111 税務署検索 四谷	税務署長殿		[税務署検索]ボタンをクリックする と 一覧から税務署を選択できます	
作成税理士情報	名称又は屋号			=	C. ANDWINGCENCCAS.	
	-日初 工段 下段					
	フリガナ	マルマルショウテン				
	個人番号	(2)				
	個人番号	連携 🔎				
	マイナンバー契約	税務支援 情報取得日 H 28/05/30				
	代表者			_		
代表者氏名 OO 太郎 フリガナ 7.1.7.1 5cr)						
	生年月日	● 和暦 ○ 西暦 5 57/01/01	8			
	郵便番号	160 - 0004 検索				
	代表者住所	東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇 ムムビ	0μ1 F			
	電話番号	03 - 3000 - 0000				
	終理相当 <u>考</u> 氏之	(11)				
		Ľ	更新 キャンセル			

(3) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の生年月日が一致しない場合

.

手順 ① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ヘッダーには、≪消費税基本情報≫の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイ ナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

個人データ連携	×	
氏名 〇〇 太郎		ーー ヘッダー
生年月日 S 57/01/01		
氏名 (人)	生年月日 S 16/08/30	
	<u>S 37/08/11</u> S 37/11/29	—— 一覧
○○○ ⁽	S 57/09/20	
	v	
5 決定	キャンセル	

④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。
⑥生年月日が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧≪消費税基本情報≫に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが 表示されます。

確認	×
生年月日欄に、生年月日 \$ 37/08/11 を取り込みますか?	
9 an huz	

- ⑨ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が≪消費税基本情報≫に 上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。
- 10 [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

個人番号	*******	解除 🔎
------	---------	------

- ① [更新] ボタンをクリックします。
- 12 [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

	ת F::M460001				ようこそ 〇〇太郎 横 ログアウト
Sollocat D	3 00太郎 様(日	28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)			
日常業務		マスター関係登録	決算業務		データ関係
決算業務 > 消費税基本情報	板				(10)
事業者 情報取込					2 ×
基本情報	基本情報				税務署 (署番号)
申告情報	法人区分	○ 法人 ◎ 個人		提	出税務署の署番号を入力します。
還付金融機関等	提出税務署	011111 税務署検索 四谷	税務署長殿	[利	出い時間になる。 説務署検索]ボタンをクリックする 一覧から知務署を選択できま
作成税理十情報	名称又は屋号				、 一見ルーン1/1/1か自っと注1/1 しきょ 。
TRADAPELTHER	名称 上段	00商店			
	下段				
	フリガナ	7//7//02/70			
	個人番号			- 11	
	個人番号	連携			
	マイナンバー契約	税務支援 情報取得日 H 28/05/30			
				- 11	
	代表者氏名				
	フリカナ	211211 202	_		
	生年月日		±		
	郵便番号	160 - 0004 検索			
	代表者住所	東京都新宿区四谷〇一〇〇一〇 ムムビ	ル1F		
	電話番号	03 - 3000 - 0000			
	άπτ∰∔⊓ ህ/ ±/ σ° /7		更新 キャンセル		

手順① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

(4) 『ネット de 記帳』の生年月日が未登録の場合

③ヘッダーには、≪消費税基本情報≫の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイ ナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

1	国人データ連携	×	
	氏名 〇〇 太郎	•	ヘッダー
	生年月日		
	氏名	生年月日	
		<u>S 18/08/30</u> <u>S 37/08/11</u>	━━━ 一覧
		S 57/09/20	
		v	
	5 決定	キャンセル	

④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥≪消費税基本情報≫に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが 表示されます。



- ⑦ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が≪消費税基本情報≫に 上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。
- ⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



- ⑨ [更新] ボタンをクリックします。
- 10 [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2.3 個人番号を解除する

『ネット de 記帳』に連携した個人番号を解除する手順について説明します。

	א460001			ようこそ 〇〇太郎 様 ログアウト
des log		(H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)		
日常業務		マスター関係登録	決算業務	データ関係
決算業務 > 消費税基本情	報			6
● 事業者 情報取込				
基本情報	基本情報			税務署(署番号)
申告情報	法人区分	○ 法人 ◎ 個人		提出税務署の署番号を入力します。
還付金融機関等	提出税務署	011111 税務署検索 四谷	税務署長殿	[税務署検索]ボタンをクリックする と、一覧から税務署を選択できます。
作成税理士情報	名称又は屋号			
	名称 上段	OO簡店		
		ວເວເຊີ		
	の方方の			
	個人番号	***********2 解除 🔎		
	マイナンバー契約	税務支援 情報取得日 H 28/05/30		
	代表者			
	代表者氏名	00 太郎		
	フリガナ	לחל אראר		
	生年月日	● 和暦 ○ 西暦 🛛 \$ 57/01/01 📗	1	
	郵便番号	160 - 0004 検索		
	代表者住所	東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇 △△ビ	ル1F	
	電話番号	03 - 3000 - 0000		
			更新 キャンセル	

- **手**① [基本情報] タブをクリックします。
 - ② [個人番号] 欄の [解除] ボタンをクリックします。
 - ③ [決定] ボタンをクリックします。

	個人データ連携	;				×	
	氏名	00 太郎					
	生年月日	S 57/01/01					
		氏名		4	年月日		
	00 太郎			S	57/01/01	1	
						v	
			э.		+		
			沃正		キャノセル		
4)	[基本情報]	タブの	[個人番	号]	欄の個ノ	る	∃がく

Ø フリアされた状態で表示されます。



- ⑤ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑥ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2.4 [申告情報]タブ

[申告情報] タブの詳細について説明します。

基本情報	申告情報
申告情報	納税地
還付金融機関等	郵便番号 160 - 0004 検索 *##24世 FR = 2007 = 0004 ● 0004
作成税理士情報	
	フリガナ トウキョウトシンジョククヨッヤマルーマルサンカクザンカクビ、ル1F
	電話番号 03 - 3000 - 0001
	税務署処理欄
	所管 要否 整理番号 20000001 付記事項
	割賦基準の適用●空欄●○有○無
	延払基準等の適用 ・ 空欄 〇 有
	工事進行基準の適用 ④ 空欄 〇 有 〇 無
	現金主義会計の適用 ④ 空欄 〇 有 〇 魚

●納税地

[郵便番号]

・上3桁+下4桁(半角)で入力します。郵便番号入力後[検索]ボタンをクリックすると、 納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地上段]

・納税地の住所を全角20文字以内で入力します。

[納税地下段]

・納税地上段で収まらない場合に全角20文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・納税地の住所のフリガナを半角80文字以内で入力します。
- ・納税地上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[電話番号]

・納税地の電話番号を半角で入力します。

●税務署処理欄

[所管]

・半角2文字以内で入力します。

[要否]

・半角2文字以内で入力します。

[整理番号]

・半角8文字以内で入力します。

●付記事項

[割賦基準の適用]

・割賦基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

2.1 消費税基本情報

[延払基準等の適用]

・ 延払基準等の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[工事進行基準の適用]

•工事進行基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[現金主義会計の適用]

・現金主義会計の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

- 2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ
 [還付金融機関等] タブの詳細について説明します。還付金融機関等は、還付される税金がある場合に表示・印刷されます。[金融機関区分] で「銀行等」「郵便局・ゆうちょ銀行」から選択します。
 - [金融機関区分] で「銀行等」を選択した場合

基本情報	還付金融機関等 ※還付金融機関等	は遠付される税金がある場合のみ印字されます。
還付金融機関等 作成税理士情報	金融機関区分金融機関名本支店名	 ● 銀行等 ○ 郵便局・ゆうちょ銀行 ●
	預金種類 □座番号	·····································

[金融機関名]

・金融機関の名称を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「銀行」「金庫」「組合」「農協」「漁協」から選択します。

[本支店名]

・金融機関の支店名を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「本店」「支店」「本所」「支 所」「出張所」から選択します。

[預金種類]

- 預金の種類を「空白」「普通」「当座」「納税準備」「通知」「別段」「貯蓄」「その他」から選択します。
- ・「その他」を選択した場合は、預金の種類を全角4文字以内で入力します。

[口座番号]

- ・預金の口座番号を10桁以内で入力します。
- [金融機関区分] で「郵便局・ゆうちょ銀行」を選択した場合

基本情報	還付金融機関等
申告情報	※還付金融機関等は還付される税金がある場合のみ印字されます。
還付金融機関等	金融機関区分 〇 銀行等 💿 郵便局・ゆうちょ銀行
作成税理士情報	郵便局名
	貯金記号番号

[郵便局名]

・郵便局名を全角15文字以内で入力します。

[貯金記号番号]

・貯金の記号番号を半角5桁+8桁以内で入力します。

2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ

[作成税理士情報] タブの詳細について説明します。

基本情報 申告情報 遅付金融機関等 作成税理士情報	本支店名 預金種類 口座番号	✓ 預金名
	作成税理士情報	
	付記名称	
	フリガナ	
	税理士名	
	フリガナ	
	事務所郵便番号	- 検索
	事務所所在地	
	電話番号	
		□税理士法第30条の書面提出有
		□税理士法第33条の2の書面提出有

[付記名称]

・作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名または税理士事務所名 を、全角 30 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名あるいは税理士事務所 名のフリガナを、半角 60 文字以内で入力します。
- ・付記名称に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[税理士名]

・税理士の氏名を全角15文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・税理士名のフリガナを、半角30文字以内で入力します。
- ・税理士名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[事務所郵便番号]

・上3桁+下4桁で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、所在地欄 に該当住所が表示されます。

[事務所所在地]

・税理士の事務所所在地の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

・税理士の電話番号を半角で入力します。

[税理士法第30条の書面提出有]

・税理士法第30条の書面提出有の場合にチェックをつけます。

[税理士法第33条の2の書面提出有]

・税理士法第33条の2の書面提出有の場合にチェックをつけます。

2.1.3 消費税基本情報の設定項目(法人の場合)

『決算業務』>『消費税基本情報』

法人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.3.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

個人と同じ設定項目については、個人の設定内容を参照してください。

参照
[基本情報]タブについて→「2.1.2.1 [基本情報]タブ」参照

基本情報	基本情報	
申告情報	法人区分	◎法人 ○個人
還付金融機関等	提出税務署	011111 税務署検索 四谷 税務署長殿
作成税理士情報	名称人は座ち	杜子会社へへ卒事
	下段	
	フリガナ	
	法人番号	
	法人番号	国税庁法人番号公表サイト
	代表者	
	代表者氏名	
	フリガナ	サンカクサンカク タロウ
	郵便番号	160 - 0004 検索
	代表者住所	東京都新宿区四谷〇-〇-〇 ロロビル3F
	電話番号	99 - 9999 - 9999
	経理担当者氏名	

[法人番号]

- ・法人番号を半角数字13桁で入力します。
- ・法人番号を検索する場合は、「国税庁法人番号公表サイト」のリンクをクリックします。検索した法人番号は、コピーなどにより入力します。
- ・ [法人番号] 欄は、会計期間の終了が平成28年1月1日以降の法人事業者の場合に表示されます。

[申告情報] タブについて→ 「2.1.2.4 [申告情報] タブ」参照

2.1.3.2 [申告情報] タブ

個人の [申告情報] タブの詳細と同様です。

参照

基本情報	中告情報 MEAN
申告情報 還付金融機関等 作成發現十隻編	##K2地 郵便番号 160 - 0004 検索 納税地 上段 東京都新宿区四谷○-○○-○
	アドズ フリガナ トウキョウトシンジ・ユククヨウヤマルーマル 電話番号 99 - 9999 税務客型処理電電 1 1
	所管 要否 整理番号 12345678 付記事項 割賦基準の適用 ○空欄 ○有 ○ 無 延払基準等の適用 ○空欄 ○有 ○ 無
	エ事進行基準の適用 ○ 空欄 ○ 有 ○ 無 現金主義会計の適用 ○ 空欄 ○ 有 ○ 無

2.1.3.3 [還付金融機関 個人の[還付金	§等] タブ 融機関等]	タブの詳細と同様です。	
基本情報 申告情報 <u>還付金融關閉等</u> 作成稅理上情報	選付金融機関等 ※還付金融機関等 金融機関区分 金融機関名 本支店名 預金種類 口座番号	2 は還付される税金がある場合のみ印字されます。 ③ 銀行等 〇 郵便局・ゆうちょ銀行	2.1.2.5 [遠何金融機関寺] タノ

2.1.3.4 [作成税理士情報] タブ

個人の [作成税理士情報] タブの詳細と同様です。

廖照 [作成税理士情報] タブについて→

「2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ」参照

参照

基本情報 申告情報 運付金融機則等 作成税理士情報	本支店名 預金種類 口座番号	✓ 預金名
	作成税理士情報	
	付記名称	
	フリガナ	
	税理士名	
	フリガナ	
	事務所郵便番号	- 検索
	事務所所在地	
	電話番号	
		 □ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有

2.1.4 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ

『消費税基本情報』の初回起動時に表示されるメッセージについて説明します。

・『商工会業務』>『事業者情報登録』で『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報が 変更されていると、次のメッセージが表示されます。



- ・
 [はい]ボタンをクリックすると、≪事業者情報取込≫画面が表示されます。
- ・操作については、「事業者情報取込」ボタンをクリックした時と同様です。

『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報の項目

タブ名	項目名	個人	法人
基本情報	法人区分	0	0
	提出税務署	0	0
	名称又は屋号	0	0
	名称又は屋号カナ	0	0
	法人番号	_	0
	個人番号	0	_
	代表者氏名	0	0
	代表者氏名力ナ	0	0
	生年月日	0	_
	代表者郵便番号	0	0
	代表者住所	0	0
	代表者電話番号	0	0
	経理担当者氏名	0	0
申告情報	納税地郵便番号	0	0
	納税地	0	0
	納税地フリガナ	0	0
	納税地電話番号	0	0
	整理番号	0	0

2.1.5 事業者情報を取り込む

『決算業務』>『消費税基本情報』>『事業者情報取込』

参照

『商工会業務』>『事業者情報登録』で変更された事業者情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』>[基本情報] タブおよび[申告情報] タブに反映されます。

	に面かりって必ちま要求権却、
冶育松盘本1百级	

「2.1.4 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ」参照

7391-co.F.(- げ:M480001 (H 28年度 2016/01/01 ~	2016/12/31)		(ようこそ ОО 太郎様 ログアウト)〇商工会
商工会業務	Bř	常業務	マスター関係登録		決算業務	データ関係
(1)業務> 消費税基本情報	被					(7)
▲ 「 「 「 新報取込 ▲	税理士 情報取込					
基本情報	基本情報				A	税務署 (署番号)
申告情報	法人区分	○法人 ◎個人				提出税務署の署番号を入力します。
還付金融機関等	提出税務署	011111 税務署検索	2 28	税務署長殿		[税務署検索]ボタンをクリックする と、一覧から税務署を選択できます。
作成税理士情報	名称又は屋号					
	-1117 工収 下段					
	フリガナ	マルマルショウテン				
	個人番号					
	個人番号	*********** 解除	P.			
	マイナンバー契約	税務支援 情報取得日	H 28/05/30			
	代表者					
	代表者氏名	○○ 太郎				
	フリガナ	711711 900				
	生年月日	● 和暦 ○ 西暦	\$ 57/01/01 🔳			
	郵便番号	160 - 0004 1	食索			
	代表者住所	東京都新宿区四谷〇-〇	0-0 <u>а</u> дёліг			
	電話番号	03 - 3000 -	0000			
	経理担当者氏名					
			更	新 +-	ャンセル	

手順① [事業者情報取込] ボタンをクリックします。

②≪事業者情報取込≫画面が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』>『事業者情報 登録』で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』>[基本情報] タブ および[申告情報] タブで登録済みの内容が表示されます。

事業者情報取込				×
			変更日時	2016/07/08 16:25
基本情報	基本情報			
申告情報	3)	取込		
	法人区分	□ 個人 個人		
	提出税務署	□ 01111 税務署検索 四谷 01111]
	名称又は屋号	 ○ 会社名 ● 屋号 ○○商店 ○○商店 		J
	名称又は屋号カナ	 マルマルショウテン マルマルショウテン 		
	個人番号			
	代表者氏名	□ ○○ 太郎 ○○ 太郎		
	代表者氏名力ナ	🗆 קווקו אפול		¥
		5	取込む	取込まない

- ③上段と下段の内容に差異がある項目には、チェックがついた状態で表示されます。チェック がついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずしま す。
- ④取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』 >『事業者情報登録』には反映されません。
- ⑤ [取込む] ボタンをクリックします。
- ⑥取り込まれた内容が[基本情報]タブおよび[申告情報]タブに表示されます。
- ⑦ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。

2.1.6 税理士情報を取り込む

『決算業務』>『消費税基本情報』>『税理士情報取込』

『商工会業務』>『ユーザー情報登録』で変更された税理士情報を『消費税基本情報』に取り 込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』>[作成税理士情報] タブに反映されます。

[税理士情報取込]ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

\$y\co.B(事業者選択 □ ○○ 太郎 様	- F:M460001 (H 28年度 2016/01/	D1 ~ 2016/12/31)		\sim	ようこそ OO 太郎様 ログアウト 商工会
商工会業務 決算業務 > 消費 1 情	87	常業務	マスター関	系登録	決算業務	 データ関係
● 事業者 情報取込	税理士 情報取込					
基本情報	金融機関名				A	付記名称
申告情報	本支店名					税理士署名押印の付記名称を設定します
還付金融機関等	預金種類		預金名			er à °
作成税理士情報	口座番号					
	作成税理士情報					
	付記名称	00税理士事務所				
	フリガナ	マルマルセ、イリシシ、ムショ				
	税理士名	00 一郎				
	フリガナ	マルマル イチロウ	_			
	事務所郵便番号	160 - 0000	検索			
	事務所所在地	東京都新宿区〇-〇)-0			
	電話番号	03 - 3100	- 0000			
		□ 税理士法第30条	の書面提出有			
		□ 税埋士法第33条	D2の書面提出有			
				更新	キャンセル	

🦗 → 「2.1.2.6 [作成税理士情報]タブ」参照

手順

手順① [税理士情報取込] ボタンをクリックします。

②≪税理士情報取込≫画面で、取り込みを行う税理士をリストから選択します。

税理士情報取込					×
			変更日時	2017/02/03 09:33	
作成税理士情報	作成税理士情報				
	税理士	OO 花子 			
(3)	付記名称	 ○○税理士事務所 ○○税理士事務所 			
	付記名称フリガナ	○○代理士争初川 図 マルマルセ、イリシジ、ムショ マルマルセ、イリシジ、ムショ			
	税理士名	☑ ○○ 花子 ○○ 一郎			
	税理士名称フリガナ	☑ אדם קווקו, לדםט			
	事務所郵便番号	160 - 0000 検索 160 - 0000			
	事務所所在地	 ▼東京都新宿区○-○-○ 東京都新宿区○-○-○ 			
	税理士電話番号	☑ □3 - 3100 - 0000 □3 - 3100 - 0000			
		6	取込む	取込まない	

- ③選択した税理士の情報が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』>『ユーザー情報 情報』で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』>[作成税理士情報] タブで登録済みの内容が表示されます。
- ④すべての項目にチェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ⑤取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』 >『ユーザー情報登録』には反映されません。
- ⑥ [取込む] ボタンをクリックします。
- ⑦取り込まれた内容が[作成税理士情報]タブに表示されます。

決算業務 > 消費税基本情	襊				
新業者 情報取込	税理士 情報取込				2 ×
基本情報	金融機関名			ŕ	付記名称
申告情報	本支店名				税理士署名押印の付記名称を設定し
還付金融機関等	袹 余種類				ag.
作成税理士情報	口座番号				
	作成税理上情報				
	付記名称	○○税理士事務所			
	フリガナ	7N7N2*7999*499			
	税理士名	00 花子			
	フリガナ	בוא אבאב			
	事務所郵便番号	160 - 0000 検索			
	事務所所在地	東京都新宿区〇-〇-〇			
	電話番号	03 - 3100 - 0000			
		□税理士法第30条の書面提出有			
		□税理士法第33条の2の書面提出有			
			更新	キャンセル	

⑧ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。

MEMO



消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3 消費税申告書を作成する

「原則課税」または「簡易課税」を選択して申告書を作成します。中間申告が必要な場合は、 予定申告による中間申告書を作成することができます。

3.1 消費税申告書

申告書の作成に必要な情報を設定します。作成した申告書および付表は消費税申告書として 出力することができます。

3.1.1 消費税申告書作成の流れ

消費税申告書作成から印刷までの流れは次のとおりです。



3.1.2 消費税計算情報を設定する

『決算業務』>『消費税計算情報』

消費税計算情報および過去情報の設定手順について説明します。

	コード:M460001				ようこそ 〇〇太郎 様 ログアウト	
no particular	〇〇 太郎 様 (H 28年	度 2016/01/01 ~ 2016	/12/31)			
日常業務	र: र	スター関係登録	決算	業務	データ関係	j -
決算業務 > 消費税申告書					(4)	
1 自動設定						
消費税計算情報	中午書選択 〉	申告書・付表	入力完了		会計連動	
消費税計算情報 過去情報	設定 2					
消費税区分	○ 免税	○ 原則課税 ●	簡易課税			L
税処理区分	○ 税込処理	◎ 税抜処理				L
外税売上の税額計算区分	⊙ 期間方式	○ 積上方式				L
仕入の税額計算区分	⊙ 期間方式	○積上方式1 ○)積上方式2			L
控除税額の計算区分	◎ 個別対応方式	○ 一括比例配分方式				l
税務署長承認課税割合(分子)					L
(分母)					ľ
簡便法計算区分	☑ 簡易課税の場合	こ簡便法の計算をする				l
確定申告回数	●年1回	○年4回(3か月)	○年12回(1か月)			L
中間申告回数	⊙なし	○年1回 (6か月)	○年3回 (3か月)	○年11回(1か月)		L
	□任意(年1回)					L
						l
						L
						۰.

手〔① [消費税計算情報] ナビボタンをクリックします。

② [消費税計算情報] タブまたは [過去情報設定] タブを選択します。

→ 「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照

🚈 → 「3.1.2.2 [過去情報設定] タブ」参照

③必要に応じて、入力エリアの内容を設定します。

④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ

『決算業務』>『消費税計算情報』>『消費税計算情報』 [消費税計算情報] タブの詳細について説明します。

Sheet works	コード:M460001				ようこそ 〇〇太郎 様 ログアウト
de la	〇〇 太郎 様 (H 28章	度 2016/01/01 ~ 20	016/12/31)		
日常業務	<u>र</u>	スター関係登録		義務	データ関係
決算業務 〉 消費税申告書					
自動設定					
消費税計算情報	申告書選択	申告書・付表	入力完了		会計連動
消費税計算情報 過去情報	設定				
消費税区分	○ 免税	○ 原則課税	● 簡易課税		
税処理区分	○ 税込処理	◎ 税抜処理			
外税売上の税額計算区分	⊙ 期間方式	○ 積上方式			
仕入の税額計算区分	⊙ 期間方式	○ 積上方式 1	○ 積上方式 2		
控除税額の計算区分	◎ 個別対応方式	○ 一括比例配分方式	ť,		
税務署長承認課税割合 (分子)				
(分母)				
簡便法計算区分	☑ 簡易課税の場合	に簡便法の計算をする	ò		
確定申告回数	●年1回	○年4回(3か月)	○年12回(1か月)		
中間申告回数	● なし □ 任意(年 1 回)	○年1回 (6か月)	○年3回(3か月)	○年11回(1か月)	

[消費税区分]

- ・免税・原則課税・簡易課税が表示されます。変更することはできません。
- ・消費税区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

[税処理区分]

- ・税込処理・税抜処理が表示されます。変更することはできません。
- •税処理区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

[外税売上の税額計算区分]

・売上科目を外税入力した場合の消費税額の計算方法を選択します。

期間方式

入力した売上科目の金額を仮受消費税の金額から、その課税期間における税込金額 を求め課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式

入力した売上科目の金額と仮受消費税の金額を、取引ごとに積み上げ計算を行い、 課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式は、「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」を受ける場合に選択します。

[仕入の税額計算区分]

・仕入控除税額の計算区分を選択します。

期間方式

課税期間における仕入取引が税込で集計され、控除対象仕入税額が算出されます。

積上方式 1

内税入力の場合は「期間方式」で計算され、消費税額が税込金額×6.3÷108(または×4÷105)で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が金額×63÷80(または×4÷5)で算出されます。

積上方式 2

内税入力の場合は、消費税額が取引ごとに計算された仮払消費税の総額×63÷80(または×4÷5)で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が総額×63÷80(または×4÷5)で算出されます。

[控除税額の計算区分]

・「個別対応方式」「一括比例配分方式」から選択します。

[税務署長承認課税割合(分子/分母)]

- ・分子、分母とも12桁以内で入力します。
- •「控除税額の計算方法」で「個別対応方式」を選択し、課税売上割合の代わりに税務署 長承認課税割合を使用する場合に、その計算データを登録します。所轄税務署長に課 税割合を認められた場合のみ入力します。

[簡便法計算区分]

- ・ 簡易課税で簡便法の計算をする場合にチェックをつけます。
- ・『商工会業務』>『事業者情報登録』>『事業者登録』>「事業者区分」で「個人」を 選択し、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』>[消費税情報]タブの「消費税 区分」で「簡易課税」を選択している場合のみ表示されます。

శ → 「3.1.5.3 簡便法の計算について」 参照

[確定申告回数]

・「年1回」「年4回(3か月)」「年12回(1か月)」から選択します。

[中間申告回数]

- 「なし」「年1回(6か月)」「年3回(3か月)」「年11回(1か月)」から選択します。
- ・確定申告回数が「年1回」の場合のみ設定することができます。
- •「なし」以外を選択した場合は、[申告書選択]ナビボタンで「中間申告書」が表示されます。

[任意(年1回)]

- ・任意で中間申告をする場合に選択します。「中間申告回数」で「なし」を選択した場合のみチェックをつけることができます。
- ・任意(年1回)にチェックをつけた場合は、「自動設定」ボタンは使用できません。

一 任意の中間申告制度

任意の中間申告制度とは、前課税期間の消費税額(地方消費税額を含まない)が48万円以下でも中間申告書を提出できる制度です。 任意の中間申告制度は個人の場合、平成27年1月1日以降に開始する課税期間より適用されます。法人の場合は、平成26年4月1日以降に開始する課税期間より適用されます。 3.1.2.2 [過去情報設定] タブ

『決算業務』>『消費税計算情報』>『過去情報設定』 [過去情報設定]タブの詳細について説明します。過去情報には、過去4年分の確定申告の 金額が表示されます。

『消費税申告書』を初めて使用する場合は、前々期および前期の過去情報を入力します。 次年度以降は『決算更新』を実行すると、今期の金額が前期欄に前期の金額が前々期欄にと 繰り越されるため、入力の必要はありません。

今期の確定申告の金額は、「入力完了」にチェックをつけて [更新] ボタンをクリックすると 反映されます。

∽∼™™ 460001					ようこそ 〇〇太郎 様	ログアウト
	28年度 2016/01/01 ~	~ 2016/12/31)			3	
	マスター関係登録		決算業務		データ関係	
決算業務 > 消費税申告書						
						2 🗙
消費税計算情報 申告書選択	・ 申告書・付表	〉入抗完了				会計連動
消費税計算情報 過去情報設定						
	今期	前期	前々期	3 期前	4 期前	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	自 H 28.01.01	自 H 27.01.01	自 H 26.01.01	自 H 25.01.01	自 H 24.01.01	
5本(尤类月1日)	至 H 28.12.31	至 H 27.12.31	至 H 26.12.31	至 H 25.12.31	至 H 24.12.31	
消費税計算	原則課税	原則課税 🛛 🖌	原則課税 🛛 🖌	原則課税 🛛 🗹	簡易課税 🛛 🖌	
課税売上高(課税売上割合の分子) 上期		28,000,000	25,000,000	25,000,000	22,000,000	
※消費税申告書の15 年間		51,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	
非課税資産の輸出等の金額						
基準期間の課税売上高		51.000.000	50.000.000	50.000.000	50.000.000	
課税売上高 - 非課税資産の輸出等の金額		,				
資産の譲渡等の対価の額(課税売上割合分母)						
※原則振税の消費税中吉香 10						
和1977年1月17日1月17日日 (加田) (古田) (古田) (古田) (古田) (古田) (古田) (古田) (古						
#PHD 日耳では# (*) 当めのガガ 【今期間について】 今期の確定申告の金額は、入力完了画面で入力完了状	態にすることで反映る	されます。				

[課税期間]

・会計期間が表示されます。

[消費税計算]

- ・「なし」「簡易課税」「原則課税」「免税」から選択します。
- ・今期欄には「消費税計算情報」タブの「消費税区分」が表示されます。

[課税売上高(課税売上割合の分子)上期](前期)

・上期(課税期間の開始から6か月間)の課税売上高を入力します。

[課税売上高(課税売上割合の分子)年間](前々期・前期)

・前々期、前期の消費税申告書(一般用)における(1)「課税資産の譲渡等の対価の額」または、前々期、前期の消費税申告書(簡易課税用)における(1)「この課税期間の課税売 上高」の金額を入力します。

[非課税資産の輸出等の金額]

・「非課税資産の輸出等の金額」を入力します。

[基準期間の課税売上高](前々期・前期)

- •「基準期間の課税売上高」には、「課税売上高(課税売上割合の分子)年間」から「非 課税資産の輸出等の金額」を差し引いた金額を入力します。
- ・「課税売上高(課税売上割合の分子)年間」または、「非課税資産の輸出等の金額」を 入力すると、「基準期間の課税売上高」を自動で計算します。
- ただし、課税期間が1年に満たない場合は自動計算されません。
- •「基準期間の課税売上高」の金額が自動計算の結果と一致していない場合は、次の確認 メッセージが表示されます。

確認	×
前々期の基準期間の課税売上高が 課税売上高-非課税資産の輸出等の金額と一致しません よろしいですか?	, o
はいしいえ	

・前々期の「基準期間の課税売上高」は、当期の消費税申告書(一般用)の「基準期間の 課税売上高」または、消費税申告書(簡易課税用)の値「基準期間の課税売上高」に印 刷されます。

[資産の譲渡等の対価の額](前々期・前期)

- ・前々期および前期の消費税申告書(一般用)における¹⁶「資産の譲渡等の対価の額」を 入力します。
- 「簡易課税」を選択している場合、登録する必要はありません。

[納税消費税額](前期)

・前期の納税消費税額を入力します。

[納税消費税額(内国税分)](前期)

- ・前期の納税消費税額のうち、国税分を入力します。
- ・当期の中間申告書の「前課税期間の消費税額」として使用されます。

3.1.2.3 中間申告回数を自動設定する

『決算業務』>『消費税計算情報』>『自動設定』

前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する手順について説明します。

]F:M460001				ようこそ 〇〇太郎 様 ログアウト
de la calenta	🛃 🛛 🔿 太郎 様 (H	28年度 2016/01/01 ~ 2016.	/12/31)		
日常業務		マスター関係登録		業務	データ関係
1 業務 > 消費税申告書					
自動設定					
消費税計算情報	申告書選択	> 申告書·付表 >	入力完了		会計連動
消費税計算情報 過去情	報設定				
消費税区分	○ 免税	○ 原則課税 ●	簡易課税		
税処理区分	○ 税込処理	◉ 税抜処理			
外税売上の税額計算区分	⊙ 期間方式	○ 積上方式			
仕入の税額計算区分	⊙ 期間方式	○ 積上方式 1 ○	積上方式2		
控除税額の計算区分	● 個別対応方	式 〇 一括比例配分方式			
税務署長承認課税割合	(分子)				
	(分母)				
簡便法計算区分	☑ 簡易課税のカ	昜合に簡便法の計算をする			
確定申告回数	<u>3</u> 0年1回	○年4回(3か月)	○年12回(1か月)		
中間申告回数	⊙なし	○年1回(6か月)	○年3回(3か月)	〇年11回(1か月)	
	□任意 (年1				

手順①[自動設定]ボタンをクリックします。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③前期の国税納付額に応じて、「中間申告回数」が設定されます。

3.1.2.4 前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合

「簡易課税」を選択している場合、前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えていると、ナビボタンの切り替え時、タブの切り替え時または[×]ボタンをクリックした時に次の警告メッセージが表示されます。

『マスター関係登録』>『事業者基本情報』の「消費税区分」を「原則課税」に変更します。



法人で前々期の課税期間が1年に満たない場合は、5千万円を超えているか判定されないため、年換算して判断してください。

3.1.3 申告書を選択する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書選択』 中間申告書または確定申告書の作成手順について説明します。

<u>Stan</u>		1] ⊐ - F:M460001				ようこそ 00;	太郎 様 ログアウト
-0-6		◯◯◯太郎 様 (H 28	年度 2014/01/01 ~ 2014/1	2/31)			
	日常業務		マスター関係登録	決算業	務	デー	·夕関係
決算券	業務 > 消費税申告	書					
	集計期間 変更	<u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>					2 🗙
	消費税計算情報	申告書選択	▶ 申告書・付表 >	入力完了			会計連動
申告	書選択						
当期	平成26年1月	1日 ~ 平成26年12月31日					
NO	申告区分	申告書名称	集計開始月	集計終了月	完7		
1	確定申告	確定申告 1回目	平成26年1月1日	平成26年12月31日			
					(3)		
					Ľ.	選択	

▶ ① [申告書選択] ナビボタンをクリックします。

②作成または確認を行う申告書を選択します。

③ [選択] ボタンをクリックします。

🚈 → 「3.1.3.1 「個人番号」 未連携のメッセージが表示された場合」 参照

漫画 → 「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

④≪申告書・付表≫画面が表示されます。続けて、申告書の入力を行います。

参照 → 「3.1.5 申告書・付表を入力する」 参照

3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合

≪申告書選択≫画面で [選択] ボタンをクリックしたとき、『マイナンバー保管』を利用して いる事業者の個人番号が未連携の場合に表示されるメッセージについて説明します。



- ●消費税申告書に個人番号を出力する場合
 - ・確認メッセージで[いいえ]ボタンをクリックします。≪申告書選択≫画面に戻ります。
 - ・『決算業務』>『消費税基本情報』で個人番号を連携します。連携後、消費税申告書に 個人番号を出力することができます。

◎照 個人番号の連携について→「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照

- ●消費税申告書に個人番号を出力しない場合
 - ・確認メッセージで [はい] ボタンをクリックします。≪申告書・付表≫画面が表示されます。
 - ・個人番号を連携しない場合、消費税申告書に個人番号を出力することはできません。

3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合

≪申告書選択≫画面で [選択] ボタンをクリックしたとき、課税期間の開始が平成 28 年 1 月1日以降の法人事業者で法人番号が未登録の場合に表示されるメッセージについて説明し ます。

確認		×
	課税期間(自)が平成28年1月1日以降ですが「法人番号」が未登録です。 『消費税基本情報』で「法人番号」を登録する必要があります。 このまま処理を続行してもよろしいですか?	
	ltiv liviz	

- ●消費税申告書に法人番号を出力する場合
 - ・確認メッセージで[いいえ]ボタンをクリックします。≪申告書選択≫画面に戻ります。
 - ・『決算業務』>『消費税基本情報』で法人番号を登録します。登録後、消費税申告書に 法人番号を出力することができます。

参照 法人番号の登録について→ 「2.1.3.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に法人番号を出力しない場合

- ・確認メッセージで [はい] ボタンをクリックします。≪申告書・付表≫画面が表示されます。
- ・法人番号を登録しない場合、消費税申告書に法人番号を出力することはできません。

3.1.4 仕訳データの集計期間を短縮する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書選択』>『集計期間変更』 仕訳データの集計期間を短縮する手順について説明します。この処理を行うと、申告書の 課税期間が指定された集計終了月に変更されます。

「入力完了」済みの場合、集計期間は短縮できません。

	5 200		₩ 1 ⊐ - F:#460001				ようこそ (DO太郎 様 ログアウト
	Sol	l cel Di	○○太郎 様 (H 26年月	፪ 2014/01/01 ∼ 2014/12	:/31)			
		日常業務	マス	ター関係登録	決算業利	务		データ関係
1	決算影	業務 > 消費税申告	書					
İ		集計期間 変更						
		消費税計算情報	申告書選択	申告書・付表 🔷 🔪	入力完了			会計連動
	申告	吉選択						
	当期	平成26年1月	1日 ~ 平成26年12月31日					
	NO	申告区分	申告書名称	集計開始月		完了		
		確定中古	確定中古「凹日	十成20年1月1日 🔪	十成20年12月31日			
							違択	
						L		J
- 1								

手順① [集計期間変更] ボタンをクリックします。

🚋 →「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

②集計終了月を変更します。

集計期間変更	×
集計開始月 日 26/01 平成26年1月	2 計終了月 H2612 平成26年12月
3 ок	キャンセル

③ [OK] ボタンをクリックします。

🖗 ➡「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

④確定申告書の集計終了月が、指定された集計終了月に変更されます。

集計終了月に決算月を指定した場合について

中間申告を採用している場合、集計終了月に中間決算の月度を指定すると、中間決算 月(81~83月)を含めて集計されます。

- 3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合 集計期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。
 - ●すでに次の申告書が作成されている場合
 - [集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
 - ・申告書が作成された後に、前の申告書の集計期間を変更することはできません。



- ●集計期間を短縮する申告書で金額修正がされている場合
 - [集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。

· 『金額修	正解除』	を行ってから、	、再度集計期間の変更を行いま	す。
エラー				×
0	申告書の 申告書の	金額修正が行われてし 金額修正画面で金額	います。集計期間変更はできません。 修正解除を行ってから変更してください。	
			ок	

- ●集計終了月より後に仕訳データがある場合
 - ・集計期間変更で[OK]ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
 - ・ [はい] ボタンをクリックすると、集計終了月が変更されます。
 - ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、集計終了月は変更されません。



3.1.5 申告書・付表を入力する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』 ≪申告書・付表≫画面では、各タブの内容を確認し、必要に応じて変更します。申告書を入 力する手順について説明します。タブの切り替え時または[×]ボタンをクリックした時、 入力した内容で更新されます。

コード:#450001 〇〇 太郎 様 (H 28年度 2016/01)	/01 ~ 2016/12/31)	ようこそ 〇〇太郎 枝 ログアウト 登録済み端末
日常業務マスター関係	登録 決算業務	データ関係
決算業務 > 4) 坦告書		
→ 印刷 ピッ 電子申告 猫 严** 公益 繁観 変更	期間 万 調整消費税 2 金額 修正	
「酒費税計算情報」 中告書選択 中告書 f	表入力完了	会計連動
2 書(一般) 付表2 還付申告明細1/2 還付申告明細	//2	3
平成 年 月 日四谷 税務署長殿	送付不要欄 要	- チェック完了
納 税 地 ^{東京都新宿区四谷○-○○-○} △△ビル1F (電話番号 03 - 3000 - 0001)	※ 所管 要否 整理番号 税 20000001 第 客	
(フリガナ) マルマルゥゥケシ 名 称 ○○商店 又 は 屋 号	处 理 欄	10
(フリガナ) 7/1/1/ 9/01 代表者氏名 又は氏名 ○○ 太郎		Ð
自 平成 28 年 1 月 1 日 課税期間分の 消費税)	及び地方 中間申告 自平成 年 月 E	
至 平成 28 年 12 月 31 日 消費税の(確定)申告書 対象期間 至平成 年 月 E	3
C の 申 告書に よる 消 費税の 税額 の 計 算 様 標 準 額 1 666,552,000 清 費 税 額 2 4,192,776 隙 過 大 調 整税 額 3 理 投除対象仕入税額 4 1,227,413 理	割 販 基 準 の 通 用 無 廷 払 基 準 等 の 通 用 無 工 事 進 行 基 準 の 通 用 無 現 金 主 義 会 計 の 通 用 無 消費 税額計 算の特例 通用 無 met 細胞法を55 meneg	
pm に 2 2 2 7 7 1 m に 1 m の 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1	路編 脱ヵ 課税売上割合95%未満 一括 個別対応方式 の法上 記 以 外 全額	V

手順 ①≪申告書選択≫画面の [選択] ボタンをクリックすると、≪申告書・付表≫画面が表示されます。

参照 メッセージが表示された場合→

「3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ」参照

廖国 簡便法の計算をする場合→「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

- ②必要に応じて、[申告書(一般)]、[付表2][還付申告明細 1/2]、[還付申告明細 1/2]の 各タブで該当箇所を入力します。
- ③各タブですべての項目の入力が完了したら「チェック完了」にチェックをつけます。チェ ックをつけた後も入力を行うことができます。
- ④ [電子申告チェック] ボタンをクリックし、入力内容が国税電子申告および納税システム (e-Tax)の電子申告データの仕様に適合しているかチェックします。

参照 電子申告データのチェックについて→

「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

⑤ [入力完了] ナビボタンをクリックし、≪入力完了≫画面を表示します。続けて、入力完 了処理を行います。

● 入力完了を行う→

「3.1.14 入力完了にチェックをつける(入力完了ナビボタン)」参照

3.1 消費税申告書

3.1.5.1 詳細説明

≪申告書・付表≫画面の詳細について説明します。

[個人番号]

- ・個人番号は、会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、 [個人番号] および 🦻 ボタンの表示状態が異なります。

🔎 ボタン

・個人番号のマスク状態を切り替えます。

■ 個人番号を表示できるユーザーについて→

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナン バー契約区分	ログインユーザーの マイナンバー連携権 限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	 ●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 (個人番号 又は 法人番号 ●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンが操作できます。 (個人番号 又は 法人番号 ************************************
税務支援	あり	登録済み端末 以外	 個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 10 人番号 又は 法人番号
税務支援	なし	登録済み端末	 ●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。 ^{個人番号}又は 又は 法人番号
税務支援以外	-	-	 ●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 ^{個人番号} ^{2は} ^{2は} ³

3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ

≪申告書・付表≫ナビボタンをクリックしたときに表示される、再計算の確認メッセージについて説明します。

- ●再計算のメッセージが表示される項目
 - ・『消費税基本情報』の設定内容を変更した場合
 - ・ 仕訳帳などで仕訳を変更した場合
 - ・〔消費税計算情報〕タブで区分等を変更した場合
 - [過去情報設定] タブで前期・前々期の「基準期間の課税売上高」「資産の譲渡等の対価の額(課税売上割合分母)」を変更した場合



②≪申告情報連動選択≫画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付い ていない場合は、チェックをつけます。



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。

参照 → 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3.1.5.3 簡便法の計算について

[消費税計算情報]タブ>「簡便法計算区分」にチェックをつけている場合、申告書の作成時および再計算処理の実行時に簡便法計算の判定が行われます。

次の場合は、消費税率5%(税率4%適用分)の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 5%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 5%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

次の場合は、消費税率8%(税率6.3%適用分)の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率8%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率8%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

簡便法の計算が行われる場合は、≪申告書・付表≫画面に次の「簡便法計算」ラベルが表示 されます。

消費税率 5%と 8%で簡便法の計算ができる						
	調整消費税 等入力	金額修正	\mathbf{x}			
申告書・付表	入力完了	簡便法計算(5%、8%)	会計連動			

・消費税率8%(税率6.3%適用分)のみ簡便法の計算ができる

 申告書・付表
 入力完了
 簡便法計算(8%)
 会計連動

・ 消費税率 5%(税率 4%適用分)のみ簡便法の計算ができる

 申告書・付表 入力完了 簡便法計算(5%) 会計運動

簡便法の計算が行われない場合は、申告書の作成時および再計算処理の実行時に以下のメッ セージが表示されます。

・消費税率5%(税率4%適用分)が簡便法の計算ができない



・消費税率8%(税率6.3%適用分)が簡便法の計算ができない

警告	×
消費税率8%分は次の条件に当てはまるため簡便法計算が採用できません。 ・貸倒回収額がある ・返還等対価の発生があり控除しきれない事業がある	

・消費税率5%と8%の両方で簡便法の計算ができない

警告		×			
1	消費税率5%分は次の条件に当てはまるため簡便法計算が採用できません。 ・貸倒回収額がある ・返還等対価の発生があり控除しきれない事業がある 消費税率8%分は次の条件に当てはまるため簡便法計算が採用できません。				
・返還等対価の発生があり控除しきれない事業がある					
	οκ				

3.1.6 申告書を再計算する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『再計算』 申告書を再計算する手順について説明します。

	- ┡:M460001)◇ 太郎 様(H 28年度 2016/0	1/01 ~ 2016/12/31)	ようこそ CO大郎 紙 ログアウト 全球決入城市
日常業務	マスター関係	经録 決算業務	データ関係
決算業務 > 消費税申告書	1		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	福井 新算 🏹 課税	税期間 2011 調整消費税 2011 金額 更 第入力 修正	
消費税計算情報	申告書選択 申告書通択	林大 人力完了	会計連動
申告書(一般) 付表2	還付申告明細1/2 🗍 還付申告明編	B2/2	
平成 年 月 日四谷 東京都新宿区四 △△ビル1 F (3番号 03 (フリガナ) ス は 屋 号 (フリガナ) ス は 屋 号 (フリガナ) 代表 巻 氏 名 平成 28 年 1月 1日 至 平成 28 年 12 月 31日	税務署長験 谷〇一〇〇一〇 - 3000 - 0001) 課税期間分の消費税 消費税のく確定	送付不要機 要 ※ 所管 要 登録書号 服務 20000001 確 20000001 個 人番号 (個 人番号 次は法人番号 及び地方 > 甲告書 自 平成	○ チェック完丁 年月日 年月日
この申告書による消費 課税 税 課税 税 資産 税 投防 通 投防 通 投防 通 投防 人税額 投防 人税額 投防 人税額 投防 人税額 資産 日に係る税額 資産 税税額 力 ア	を税の税額の計算 66,552,000 4,192,776 1,297,413 1,297,413	割<	

- 「手順① [再計算] ボタンをクリックします。
 - ②次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③≪申告情報連動選択≫画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付い ていない場合は、チェックをつけます。

3告情報連動選択		×
▶ 申告情報を上書きする		
基本情報		
 ・ 提出先 ・ 代表者 	・ 名称又は屋号	
申告情報・ 納税地・ 付記事項	· 税務署処理欄	
還付金融機関等		
作成税理士情報		
	ок	

④ [OK] ボタンをクリックします。

⑤再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。



🖗 🔿 「3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合」 参照 簡便法の計算をする場合→「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照
- 3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合 申告書の再計算時に表示されるエラーメッセージについて説明します。
 - ●仕訳データに消費税コード「99:不明」の仕訳がある場合
 - ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
 - [はい] ボタンをクリックすると、消費税コード「99:不明」の仕訳を除いて再計算が 行われます。
 - [いいえ] ボタンをクリックすると再計算は行われません。仕訳を確認し消費税コード を修正してください。

電	×
消費税不明取引が存在します。 継続します。よろしいですか?	
はいいえ	

- ●特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合
 - ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
 - [はい] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳が集計され申告書に反映されます。
 - ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳は集計されません。

確認		×
	「特定課税仕入」の仕訳を集計し申告書へ反映します。よろしいですか?	
	調整消費税等入力画面の「特定課税仕入」の取引金額はクリアされ、 仕訳の金額で再計算されます。	
	はい … 「特定課税仕入」の仕訳を集計し、申告書の再計算を行います。 いいえ … 「特定課税仕入」の仕訳は集計せずに、申告書の再計算のみ行います。	
	はいいえ	

特定課税仕入用の固定摘要設定について→

「事業者機能 Ⅰ.マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

3.1.6.2 付表 5-(2)の計算について

通常、付表 5-(2)の「(37)控除対象仕入税額」には、2種類以上の事業を営む事業者で特例計算を採用する場合は項番(20)~(36)の合計 D欄の金額が最も大きい計算式を採用します。

しかし、合計 D 欄の金額が同額で複数ある場合は、申告書の「(26) 消費税及び地方消費税 の合計税額」がもっとも有利となる計算式を採用します。

もっとも有利な計算式を採用した場合は、再計算処理の実行後または金額修正の[更新]ボ タン押下時に、次のメッセージが表示されます。

情報	×
付表5-(2)の項番[37控除対象仕入税額]に、項番[20]~[36]の合計ロ欄の最大金額では 申告額まで計算した結果で、もっとも有利となる項番[27]を採用しました。	なく
ок	

3.1.7 課税期間を変更する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『課税期間変更』 課税期間を変更する手順を説明します。中間申告書の場合は使用できません。

	K*•M460001		ようこそ 〇〇太郎 楼 ログアウト
The period is a second) 太郎 様 (H 28年度 2016/01/01	~ 2016/12/31)	● 登録法み端末
日常業務	マスター関係登録	录 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 データ関係
決算業務 > 消費税申告書			
□ 印刷 C 電子申告 チェック	· 再計算 · 課税期間 変更	引 2011 - 調整消費税 2011 金額 等入力 2011 修正	2 🗙
消費税計算情報 > E	申告書選択 申告書・付表	入力完了	会計連動
申告書(一般) 付表2 遠	付申告明細1/2 ↓還付申告明細2/2		
平成 年 月 日 四谷 第 東京都所宿区四谷 点 人口ビル1F (二日) (二日) (二日)	税務署長映 ◇ - ○○ - ○ - 3000 - 0001) 課税期間分の消費税及て 清費税の(確定) 税の税額の計算 68.552,000 4.192,776 1.297,413 - 1.297,413 - 1.297,414 - 1.297,414 - 1.297,417 - 1.297,417 - 1.297,417 - 1.297,417 -	送付不要確 要二 ※ 所管 要否 整理番号 20000001 2000001 44 2000001 45 2000001 47 2000001 48 2000001 49 2000001 40 2000001 41 2000001 42 5 41 5 41 5 42 5 43 5 44 7 5 4 44 7 45 5 46 100 1 100 5 100 41 100 42 100 43 100 44 100 44 100 45 100 44 100 45 100 44 100 45 100 45 100	 □ チェック完了 ● <l< th=""></l<>

手順①[課税期間変更]ボタンをクリックします。
● 3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合」参照

②課税期間を変更します。課税期間は集計期間の範囲内で変更します。課税期間は集計期間 と異なる月数に変更できません。

課税期間	更				×
0	課税期	間			
	自平成至平成	· 26 年	1月 12日	1 B	
L	± 182	20 -	12 71	31 0	
(3		_		
		ж		キャンセ	IL

③ [OK] ボタンをクリックします。



3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合

課税期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

- ●課税期間を変更する申告書で金額修正がされている場合
 - ・ [課税期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
 - ・『金額修正解除』を行ってから、再度課税期間の変更を行います。

警告		×
1	申告書の金額修正が行われています。 課税期間の変更はできません。 金額修正画面で金額修正解除を行ってから変更してください。	
	ок	

3.1.8 調整消費税等を入力する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『調整消費税等入力』 調整消費税等を入力する手順を説明します。≪調整消費税等入力≫画面では、中間納付税 額、特定課税仕入、棚卸調整消費税、課税売上割合変動、固定資産転用を入力します。中 間申告書の場合は使用できません。

	ようこそ 〇〇太郎 楼 ログアウト
○○ 太郎様(H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)	
日常業務マスター関係登録決算業務	データ関係
決算業務 > 消費税申告書 (1)	
□ 日朝 C 3 電子申告 日	2 🗙
消費機計算情報 中告書選択 申告書 付表 人力完了	会計連動
申告書(一般) 付表2 還付申告明細1/2 還付申告明細2/2	
平成 年 月 日 四谷 税務署長限 送付不要備 要 第 地 東京都所省区四谷〇一〇〇一〇 入口ビル1F 送付不要備 要 (1 ((第 施建番号 (7 17/1/2977) 2000001 38 ス は 日 (第 人 7 17/1/2977) 3 3000 0001 ス は 屋 5 4 (7 17/1/2977) 4 (ス は 屋 5 (7 17/1/2977) 17/1/2977 名 か (18 20000001 第 (18 20000001 第 (18 2 (18 5 2 (18 5 2 (18 2 18 (18 2 18 (18 2 18 (2 14 15 2 (2 2 14 15 (2 14 15 17 (2 2 17 17	● □ f ェック完了
自平成 28 年 1月 1日 課税期間分の 消費税及び地方 中間申告 自平成 年	月日
	н В
この平吉音による消賞祝の祝額の訂算 付割賊 卒 孚 の 週 用 悪	
消費税額2 4,192,776事工事進行基準の適用無	
控除過大調整税額 3 増 現金主義会計の適用 無	
控除対象仕入税額4 1,297,413 消費税額計算の特例通用 無 控 速滞等対価に係る単額 5 4 201 201 201 201 201 201 201 201 201 201	
¹⁰⁸ 控除税額/小計 7 1,297,413 項 ^額 // ↓ 記以外全額	v

手順①[調整消費税等入力]ボタンをクリックします。

鮰 →「3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合」参照

②各タブを選択し金額を入力します。[特定課税仕入]タブ、[その他]タブは、「原則課税」 を選択している場合に表示されます。

🧾 各タブの設定項目→「3.1.8.1 詳細説明」参照

×

③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行されます。

参照 →「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3.1.8.1 詳細説明

≪調整消費税等入力≫画面の詳細について説明します。

●[/月貝伽、心/ノ/月貝伽」ノー		[消費税、	地方消費税]	タフ
-------------------	--	-------	--------	----

調整消費和	说等入力									×
消費利	说、地方消費税 👖	特定課税仕		F	の他	1				
			φ	間	納	付	税	額		
	消費	税								
	地方消费	費税								
			ок			-	‡ † '	ンセノ	ŀ	

[中間納付税額]

- ・確定申告の際に、すでに納付済みの中間納付税額を入力します。
- 中間申告書を作成している場合は、中間申告書の納付税額が自動で連動されます。

●特定課税仕入

譝	診醋	税等入力					×
	消費	税、地方消費税	特	E課税仕入	その住	也	
				取	引金額		
		課税売上対応	分				
	##	共通売上対応	分				
	行定課	非課税売上対応	5分				
	税仕	課税対応控除	ì分				
		共通対応控防	分				
		非課税対応控制	余分				会計連動
				01	<	+	ャンセル

[特定課税仕入]

・特定課税仕入の取引金額を入力します。

[会計連動] ボタン

- ・『マスター関係登録』>『固定摘要登録』で特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合、[会計連動]ボタンは使用可能になります。
- [会計連動] ボタンをクリックし、特定課税仕入用の固定摘要が登録されている仕訳を 集計します。

特定課税仕入用の固定摘要設定について→

「事業者機能 Ⅰ.マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

• ₹	その	の他							
Ē	離消	戰税等入力			×				
_	消費	^{最税、地方消費税} 特别	定課税仕入 その	の他	_				
			5% 内税	8% 内税					
	棚卸	課税売上対応分							
	調整消	共通売上対応分							
	費税	非課税売上対応分							
	課	税売上割合変動							
	₫	定資産転用							
			ок	キャンセル					

[棚卸調整消費税]

- ・付表2および2-(2)で「納付義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における、消費税額の調整(加算又は減算)額」に該当する金額を入力します。
- ・課税売上割合が 95%未満になる場合には、課税・課税非課税共通・非課税の各売上に 対応する金額に区分し、入力する必要があります。

[課税売上割合変動]

・付表2および2-(2)で、控除調整の「課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消 費税額の調整(加算又は減算)額」に該当する金額を入力します。

[固定資産転用]

・付表2および2-(2)で、控除調整の「調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額」に該当する金額を入力します。 3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合

調整消費税等の入力を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

- ●調整消費税等を入力する申告書で金額修正がされている場合
 - [調整消費税等入力] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
 - ・『金額修正解除』を行ってから、再度調整消費税等の入力を行います。

警告		×
	申告書の金額修正が行われています。	
	調整消費税等入力で金額の変更はできません。	
	金額修正画面で金額修正解除を行ってから変更してください。	
	οκ	

3.1.9 金額修正を行う

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『金額修正』 申告書の金額を修正する手順について説明します。

金額修正は、消費税率3%には対応していません。課税期間が平成24年4月1日以降開始の申告書で使用できます。課税期間の終了が平成26年4月1日より前の申告書は、消費税率5%の≪金額修正≫画面が表示されます。



- ・消費税申告書は仕訳帳などで入力した仕訳データを元に作成されます。消費税申告書 を修正する場合は、仕訳帳などで仕訳を修正します。
- ・≪金額修正≫画面で直接金額を修正する場合は、申告内容を十分に確認のうえ行って ください。





②申告書および付表の金額を修正します。

Stand and a standard	⊐ ∽	ŀ°:M460001				ようこそ 〇〇太郎 様 ログアウト
des l'astra	0	○ 太郎 様 (H 28年度)	2016/01/01 ~ 2016/12/31)			
		 マスター		決算業務		データ関係
決算業務> 消費税申告書> 言	全部	修正 (一般)				
金額修 正解除						00
課税期間 28 · 1 ·	1	~ 28 · 12 · 31	□ 特定課税仕入を入力する			金額修正
申告書(一般)			付表2			
項目		金額	項	B		<u>金額</u>
課税標準額	1	66,552,000	課税売上額(税抜き)		1	66,552,445
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1		免税売上額		2	
訳 特定課税仕入れの支払対価の額	1-2		非課税資産の輸出等の金額		3	
消費税額	2	4,192,776	課税資産の譲渡等の対価の額		4	66,552,445
控除過大調整税額	3		課税資産の譲渡等の対価の額(4)		5	66,552,445
控除対象仕入税額	4	1,297,413	非課税売上額		6	4,000,000
返還等対価に係る税額	5		資産の譲渡等の対価の額		7	70,552,445
5 売上の返還等対価に係る税額 内	5-1		課税売上割合		_	[94.33 %]
訳特定課税仕入の返還に係る税額	5-2		課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	I	8	22,241,381
貸倒れに係る税額	6		課税仕入れに係る消費税額		9	1,297,413
控除税額小計	7	1,297,413	特定課税仕入れに係る支払対価の額		10	
控除不足還付税額	8		特定課税仕入れに係る消費税額		11	
差引税額	9	2,895,300	課税貨物に係る消費税額		12	60,000
中間納付税額	10		納税義務の変更による消費税額の調整		13	
納付税額	11	2,895,300	課税仕入れ等の税額の合計額		14	1,357,413
中間納付還付税額	12		課税売上割合が95%以上の場合		15	
既確定税額	13		14のうち、課税売上にのみ要するもの		19	3 1,297,413
						更新キャンセル

金額を修正した項目は、背景色が橙色(強制入力の色)で表示されます。

納税義務の変更による消費税額の調整	13	600,000
-------------------	----	---------

金額の修正により再計算された項目は、背景色が紫色(自動計算結果の色)で表示されます。

課税仕入れ等の税額の合計額	14	1,897,413
---------------	----	-----------

③ [更新] ボタンをクリックします。

▶ 更新時のメッセージと対処方法→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

④次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。

更新	×
更新しました。	
ок	

⑤ [戻る] ボタンをクリックします。

⑥≪申告書・付表≫画面の右上に「金額修正」と表示されます。

印刷 🕑 電子申告 🏭 再	博 評税期間 評税期間 評価 評価 評価 金額 変更 変更 第入力	
消費税計算情報 > 申告書選択	申告書・付表 入力完了	金額修正会計連動

3.1.9.1 「原則課税」の金額修正の詳細説明

原則課税の場合は、「消費税申告書(一般用)」および「付表 2」を修正できます。 消費税率 5%の発生がある場合は、「付表 2-(2)」および「付表 1」を修正できます。

●原則課税

- ・申告書および付表は同時にスクロールします。
- •「控除税額の計算方法」の確認および「基準期間の課税売上高」が入力できます。
- •「付表 2」の「④課税資産の譲渡等の対価の額」および「⑦資産の譲渡等の対価の額」の 計算結果がマイナスの場合は、「0(ゼロ)」と表示されます。
- ・課税売上割合が95%未満で「特定課税仕入を入力する」にチェックを付けると、特定課税仕入が入力できます。

参「3.1.9.3 特定課税仕入を入力する」参照

・申告書(一般)の「1内訳」および「5内訳」に入力された金額は「別表」に表示されます。

金額修 正解除						20
課税期間 27・1・	1	~ 27 · 12 · 31	□ 特定課税仕入を入力する		金額修正	
申告書(一般)			付表2			
項 目		金額	項 目		金額	1
課税標準額	1	66,552,000	課税売上額(税抜き)	1	66,552,445	
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1		免税売上額	2		
内 訳 特定課税仕入れの支払対価の額	1-2		非課税資産の輸出等の金額	3		
消費税額	2	4,192,776	課税資産の譲渡等の対価の額	4	66,552,445	
控除過大調整税額	3		課税資産の譲渡等の対価の額(4)	5	66,552,445	
控除対象仕入税額	4	1,897,413	非課税売上額	6		
返還等対価に係る税額	5		資産の譲渡等の対価の額	7	66,552,445	
5 売上の返還等対価に係る税額	5-1		課税売上割合		[100.00 %]	
N 訳 特定課税仕入の返還に係る税額	5-2		課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	8	22,241,381	
貸倒れに係る税額	6		課税仕入れに係る消費税額	9	1,297,413	
控除税額小計	7	1,897,413	特定課税仕入れに係る支払対価の額	10		
控除不足還付税額	8		特定課税仕入れに係る消費税額	11		
差引税額	9	2,295,300	課税貨物に係る消費税額	12		
中間納付税額	10		納税義務の変更による消費税額の調整	13	600,000	
納付税額	11	2,295,300	課税仕入れ等の税額の合計額	14	1,897,413	
中間納付還付税額	12		課税売上割合が85%以上の場合	15	1,897,413	
既確定税額	18		14のうち、課税売上にのみ要するもの	16		
差引納付税額	14		14のうち、課税・非課税売上共通して要するもの	17		
課税資産の譲渡等の対価の額	15	66,552,445	個別対応方式により控除する税額	18		
資産の譲渡等の対価の額	16	66,552,445	一括比例配分方式により控除する税額	19		
この申告書による地方	肖費利	前の税額の計算	課税売上割合変動時の固定資産調整額	20		
控除不足還付税額	17		固定資産を転用した場合の調整額	21		
差引税額	18	2,295,300	控除対象仕入税額	22	1,897,413	
還付額	19		控除過大調整税額	23		
納税額	20	619,300	貸倒回収に係る消費税額	24		
中間納付譲渡割額	21					
納付譲渡割額	22	619,300				
中間納付還付譲渡割額	23					
既確定譲渡割額	24					
差引納付譲渡割額	25					
消費税及び地方消費税の合計	26	2,914,600				
控除税額の計算方法		全額控除				
基準期間の課税売上高		50,000 千円				
					更新	キャンセル

●原則課税(消費税率 5%の発生がある場合)

- ・申告書および付表は別々にスクロールします。
- ・「付表 2-(2)」の「④課税資産の譲渡等の対価の額(D)」および「⑦資産の譲渡等の 対価の額(D)」の計算結果がマイナスの場合は、「0(ゼロ)」と表示されます。

▲ 金額修 正解除			_		_			
課税期間 27・1・1	~	27 · 12 · 31		□ 特定課税仕入を入力する				金額修正
申告書(一般)				付表2-(2) および 付表1				
項目		金額		付表2-(2)				A
課稅標準額	1	66,978,000		項目		4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計 (D)
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1			課税売上額	1	15,402,877	51,576,870	66,979,747
R 特定課税仕入に係る支払対価の額	1-2			免税売上額	2			
消費税額	2	3,865,368		非課税資産の輸出等の金額	3			
控除過大調整税額	3			課税資産の譲渡等の対価の額	4			66,979,747
控除対象仕入税額	4	1,231,184		課税資産の譲渡等の対価の額(4)	5			66,979,747
返還等対価に係る税額	5			非課税売上額	6			500,000
5 売上の返還等対価に係る税額	5-1			資産の譲渡等の対価の額	7			67,479,747
へ R 特定課税仕入の返還に係る税額	5-2			課税売上割合				[99.25 %]
貸倒れに係る税額	6		_	課税仕入れに係る支払対価の額	8	3,272,491	18,968,890	22,241,381
控除税額小計	7	1,231,184	-	課税仕入れに係る消費税額	9	124,666	1,106,518	1,231,184
控除不足還付税額	8			特定課税仕入れに係る支払対価の額	10			
差引税額	9	2,634,100		特定課税仕入れに係る消費税額	11			
中間納付税額	10			課税貨物に係る消費税額	12			
納付税額	11	2,634,100		納税義務の変更による消費税額調整	18			
中間納付還付税額	12			課税仕入れ等の税額の合計額	14	124,666	1,106,518	1,231,184
既確定税額	13			課税売上割合が95%以上の場合	15	124,666	1,106,518	1,231,184
差引納付税額	14			14のうち、課税売上にのみ要する	16			
課税資産の譲渡等の対価の額	15	66,979,747		14のうち、課税売上・非課税売上共通	17			
資産の譲渡等の対価の額	16	67,479,747		個別対応方式により控除する税額	18			
この申告書による地方消費	税の利	説顔の計算		一括比例配分方式により控除する税額	19			
控除不足還付税額	17		н	課税売上割合変動時の固定資産調整額	20			
差引税額	18	2,634,100		固定資産を転用した場合の調整額	21			
還付額	19	2,001,100		控除対象仕入税額	22	124,666	1,106,518	1,231,184
納税額	20	701,000		控除過大調整税額	23			
中間納付譲渡割額	21		ų	貸倒回収に係る消費税額	24			

《付表 1》

金額修 正解除						2 3			
課税期間 27・1・1~27	7 • 12 • 31	□ 特定課税仕入を入力する				金額修正			
申告書(一般) 付表2-(2) および 付表1									
項目	金額	付表1							
課稅標準額 1	66,978,000	項目		4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計 (D)			
1 課税資産の譲渡等の対価の額 1-1		課税標準額	1	15,402,000	51,576,000	66,978,000			
訳 特定課税仕入に係る支払対価の額 1-2		1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1						
消費税額 2	3,865,368	内 訳 特定課税仕入に係る支払対価の額	1-2						
控除過大調整税額 3		消費税額	2	616,080	3,249,288	3,865,368			
控除対象仕入税額 4	1,231,184	控除過大調整税額	3						
返還等対価に係る税額 5		控除対象仕入税額	4	124,666	1,106,518	1,231,184			
5 売上の返還等対価に係る税額 5-1		返還等対価に係る税額	5						
訳 特定課税仕入の返還に係る税額 5-2		5 売上の返還等対価に係る税額	5-1						
貸倒れに係る税額 6		内 訳 特定課税仕入の返還に係る税額	5-2						
控除税額小計 7	1,231,184	貸倒れに係る税額	6						
控除不足還付税額 8		控除税額小計	7	124,666	1,106,518	1,231,184			
差引税額 9	2,634,100	控除不足還付税額	8						
中間納付税額 10		差引税額	9	491,414	2,142,770	2,634,184			
納付税額 11	2,634,100	合計差引税額	10			2,634,184			
中間納付還付税額 12		(地方消費税)控除不足還付税額	11						
既確定税額 13		(地方消費税)差引税額	12	491,414	2,142,770	2,634,184			
差引納付税額 14		地方消費税の課税標準となる消費税額	13			2,634,184			
課税資産の譲渡等の対価の額 15	66,979,747	還付額	14						
資産の譲渡等の対価の額 18	67,479,747	納税額	15	122,853	578,207	701,060			
この申告書による地方消費税の税額	類の計算	合計差引譲渡割額	16			701,060			
t端R全家, 中端器 计指数 17						Y			
					更新	キャンセル			

3.1.9.2 「簡易課税」の金額修正の詳細説明

簡易課税の場合は、「消費税申告書(簡易用)」および「付表 5」を修正できます。 消費税率 5%の発生がある場合は、「付表 5-(2)」および「付表 4」を修正できます。

●簡易課税

- 申告書および付表は同時にスクロールします。
- •「1 種類の事業の専業者に変更する」または「2 種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけると、営む事業を変更することができます。

蒼麗 → 「3.1.9.4 営む事業を変更する」参照

- 「1 種類の事業の専業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件 第一種事業から第六種事業(または第五種事業)のうち2種類以上の事業を営む場合 に表示されます。
- 「2 種類以上の事業を営む事業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件 第一種事業から第六種事業(または第五種事業)のうち1種類の事業だけを営む場合 に表示されます。
- ・「付表 5」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」の計算結果がマイナスの 場合は、「0(ゼロ)」と表示されます。
- ・課税期間の開始が平成27年3月31日以前は、「第六種事業(不動産業)」がありません。

課税期間 27 · 4	• 1	$\sim 28 \cdot 3 \cdot 31$	□ 1種類の事業の専業者に	変更す	5			全額修正	
申告書(簡易)			付表5						
項目		金額	項		E	3		金額	-
課税標準額	1	36,636,000	課税標準額に対する消費税額				1	2,308,06	8
消費税額	2	2,308,068	貸倒回収に係る消費税額				2		
貸倒回収に係る消費税額	3		売上対価の返還等に係る消費利	額			3		
控除対象仕入税額	4	1,846,454	控除対象仕入税額の計算の基礎	書とな	る消費税額		4	2,308,06	3
返還等対価に係る税額	5		1種類の事業の専業者(控除対	象仕入	、税額) みなし仕入率		5		
貸倒れに係る税額	6	32,666	区 公		事業区分別の課	税売上商	笥	課税売上高に	
控除税額小計	7	1,879,120	//		(税抜き)			係る消費税額	
控除不足還付税額	8		事業区分別の合計額	6	36,636,111	売上割合	13	2,308,07	4
差引税額	9	428,900	第一種事業	7			14		
中間納付税額	10		第二種事業	8	33,312,037	90.9	15	2,098,65	8
納付税額	11	428,900	第三種事業	9			16		
中間納付還付税額	12		第四種事業	10			17		
既確定税額	13		第五種事業	11	3,324,074	9.0	18	209,41	8
差引納付税額	14		第六種事業	12			19		
この課税期間の課税売上高	15	36,636,111	控除対	象仕入	税額の計算式区分			算出額	
基準期間の課税売上高	16	39,500,000	原則計算を適用する場合				20	1,783,62	3
この申告書による地7	消費利	前の税額の計算	1種類の事業で75 %以上		4×みなし仕入率	80%	21	1,846,45	4
控除不足還付税額	17		(7+8)∕6≧	75 %	•		22		
差引税額	18	428,900	2 (7+9)∕6≧	75 %	;		23		
還付額	19		種 (7+10)/6≧	75 %	i		24		
納税額	20	115,700	類 (7+11)/6≧	75 %	,		25		
中間納付譲渡割額	21		の (7+12)/6≧	75 %			26		
納付譲渡割額	22	115,700	事 (8+9)/6≧	75 %			27		
中間納付還付譲渡割額	23		業 (8+10)/6≧	75 %			28		
既確定譲渡割額	24		ন্ (8+11)∕6≧	75 %			29		
差引納付譲渡割額	25		75 (8+12)/6≧	75 %			30		
清費税及7%地方消費税の全計	26	544,600	/0 (9 + 10) / 6 ≧	75 %			31		
A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	2.5	344,000	% (9 + 11) / 6 ≧	75 %			32		
			(9 + 12) / 6 ≧	75 %			33		
			(10 + 11) / 6 ≧	75 %			34		
			+ (10 + 12) / 6 ≧	75 %			35		
			(11 + 12) / 6 ≧	75 %	•		36		
			【擦除対象什入我類】				37	1 0/0 /5	1

3.1 消費税申告書

- ●簡易課税(消費税率 5%の発生がある場合)
 - ・申告書および付表は別々にスクロールします。
 - ・「付表 5-(2)」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額(D)」の計算結果 がマイナスの場合は、「0(ゼロ)」と表示されます。
 - ・課税期間の開始が平成27年3月31日以前は、「第六種事業(不動産業)」がありません。

«	付	表	5-	(2)》	
---	---	---	----	------	--

金額修正解除								00
課税期間 27・4・1	~ 28	3 • 3 • 31	□ 1種類の事業の専業者に3	変更する				金額修正
申告書(簡易)			付表5-(2) および 作	挗4				
項 目		金額	付表5-(2)					
課税標準額	1	39,108,000	I 控除対象仕入税額の計算(の基礎と	なる	消費税額		
<u>清費税額</u>	2	2,406,948	項目			4%適用分(B)	6.3%通用分(C)	合計 (D)
貸倒回収に係る消費税額	3		課税標準額に対する消費税額		1	98,880	2,308,068	2,406,948
控除対象仕入税額	4	1,935,445	資料回収に除る)自費税額	245	2			
返還等対価に係る税額	5		完工料1回の返還寺に1条つ消費4	兄谷県	3		0 000 000	
資例れに係る税額	6		1空味対象に八代額の消費税額		4 ***#	98,880	2,308,068	2,406,948
控除税額小計	/	1,935,445	1 1程規の争業の守業者の場	ロレガ空内	C) a	(11八1)(3)	0.00(適田公 (の)	
1空味1122度11代間	8	171 500	A×みなし仕入来		5	470/2/11/1 (87	0.070(2011)) (0)	
空り北海	10	471,500	T 2種類以上の事業を営む事	業者の援		物除対象什入税額		
中国和小小校会	11	471 500	 (1) 事業区分別の課税売上 	高(税抜	。こ。 。き)			
山閉幼村滑村着	12	471,000	項 目			4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計 (D)
門確定指類	12		事業区分別の合計額	割 合	6	2,472,685	36.636.111	39,108,796
差引納付税額	14		第一種事業	6.3	7	2,472,685	,	2,472,685
この課税期間の課税売上高	15	39,108,796	第二種事業	85.1	8	,,	33,312,037	33,312,037
基準期間の課税売上高	16	39,500,000	第三種事業		9			
	税の税額	調の計算	第四種事業		10			
控除不足還付税額	17		第五種事業	8.4	11		3,324,074	3,324,074
差引税額	18	471,500	第六種事業		12			
還付額	19		(2) (1)の事業区分別の課	说売上高	こ係	る消費税額の明細		
納税額	20	127,000	事業区分別の合計額		13	98,907	2,308,074	2,406,981
中間納付譲渡割額	21		第一種事業		14	98,907		98,907
納付譲渡割額	22	127,000	第二種事業		15		2,098,658	2,098,658
中間納付還付譲渡割額	23		第三種事業		16			
既確定譲渡割額	24		第四種事業		17			
差引納付譲渡割額	25		第五種事業		18		209,416	209,416
消費税及び地方消費税の合計	26	598,500	第六種事業		19			
			(3) 控除対象性人税額の計	見い区方	ru ya p	日布田		
			1 原則計算を適用する。	方式区		19%適用公(日)	6 994通田公(0)	
			1生体対象に八硫酸の計 4×みなし仕入率	₫ 14 K	20	00 001	1 702 870	1 079 690
			ロ 特例計算を適用する」	場合 30 <bl b<="" th=""><th></th><th>00,331</th><th>1,703,023</th><th>1,072,020</th></bl>		00,331	1,703,023	1,072,020
			(1) 1種類の事業でな	1701/LE		10% 適田公 (口)	2 994速田公(〇)	
			11日前の13家に八九3頭の石1貫いた。	208 VJ	21	470/m/1 (07	1 0.42 454	1 005 550
			(口) 2種類の事業で75	961U F	21	78,104	1,040,434	1,820,000
			控除対象仕入税額の計	笛式区	分	4%適用分(日)	6.3%適用分(C)	合計 (D)
			(7D + 8D) / 6D ≧75%		22	88,991	1.846.454	1,935,445
			(7D + 9D) / 6D ≧75%		23		1,010,101	1,000,110
			(7D +10D) / 6D ≧75%		24			
			(7D +11D) / 6D ≧75%		25			
			(7D +12D) / 6D ≧75%		26			
			(8D + 9D) ∕ 6D ≧75%		27			
			(8D +10D) ∕ 6D ≧75%		28			
			(8D +11D) ∕ 6D ≧75%		29	49,439	1,783,629	1,833,068
			(8D +12D) ∕ 6D ≧75%		30			
			(9D +10D) ∕ 6D ≧75%		31			
			(9D +11D) ∕ 6D ≧75%		32			
			(9D +12D) / 6D ≧75%	_	33			
			(10D+11D) / 6D ≧75%		34			
			(10D+12D) / 6D ≧75%		35			
			(11D+12D) / 6D ≧75%	n 1994mir -	36	20+++		
			ハ 上記の計算式区分かり	つね(代し)	근121	ホバ家住入祝賀	0.99/清田(ふ (の)	A54 (D)
			項 日 20~36のうちから選択した金額	熲	37	+70週H1万(日) 88,991	1,846.454	1,935,445
						00,331	1,010,134	1,000,440
							更新	キャンセル

《付表 4》

金額修 正解除								20	
課税期間 27・4・	1~	28 · 3 · 31		□ 1種類の事業の専業者に変更する				金額修正	
申告書(簡易)				付表5-(2) および 付表4					
項目		金額		付表4					
課税標準額	1	39,108,000		項目		4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計 (D)	
消費税額	2	2,406,948		課税標準額	1	2,472,000	36,636,000	39,108,000	
貸倒回収に係る消費税額	3			消費税額	2	98,880	2,308,068	2,406,948	
控除対象仕入税額	4	1,935,445		貸倒回収に係る消費税額	3				
返還等対価に係る税額	5			控除对象仕入税額	4	88,991	1,846,454	1,935,445	
貸倒れに係る税額	6		=	返還等対価に係る税額	5				
控除税額小計	7	1,935,445		貸倒れに係る税額	6				
控除不足還付税額	8			控除税額小計	7	88,991	1,846,454	1,935,445	
差引税額	9	471,500		控除不足還付税額	8				
中間納付税額	10			差引税額	9	9,889	461,614	471,503	
納付税額	11	471,500	U	合計差引税額	10			471,503	
中間納付還付税額	12			(地方消費税)控除不足還付税額	11				
既確定税額	13			(地方消費税)差引税額	12	9,889	461,614	471,503	
差引納付税額	14			(地方消費税)合計差引税額	13			471,503	
この課税期間の課税売上高	15	39,108,796		還付額	14				
基準期間の課税売上高	16	39,500,000		納税額	15	2,472	124,562	127,034	
この申告書による地方消費	豊税の利	覚額の計算		合計差引譲渡割額	16			127,034	μ
探除不足 遺付積額	17				_				-
							更新	キャンセル	

3.1 消費税申告書

3.1.9.3 特定課税仕入を入力する

≪金額修正≫画面で、特定課税仕入を入力する手順について説明します。

	- -	۲:M460001				ようこそ 00#	(1977) 様月 ログアウト
Som Long	00) 太郎 様 (H 28年度)	2016/01/01 ~ 2016/12/31)				
油竹業改 、 活走的由生寺 、 、	ムが	አረተር በሌ	ind prozents			· · · ·	
伏异未伤 / 用其忧中古香 / .	亚 铅	制多正(一版)					(6)
金額修 正解除							20
課税期間 28・1・	1	~ 28 · 12 · 31	□ 特定課税仕入を入力する			全額修正	3
申告書(一般)			付表2				
項目		金額	項	B		金額	
課税標準額	1	66,552,000	課税売上額(税抜き)		1	66,552,4	45
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1		免税売上額		2		
R 特定課税仕入れの支払対価の額	1-2		非課税資産の輸出等の金額		3		
消費税額	2	4,192,776	課税資産の譲渡等の対価の額		4	66,552,4	45
控除過大調整税額	3		課税資産の譲渡等の対価の額(4)		5	66,552,4	45
控除对象仕入税額	4	1,297,413	非課税売上額		6	4,000,00	00
返還等対価に係る税額	5		資産の譲渡等の対価の額		7	70,552,4	45
5 売上の返還等対価に係る税額	5-1		課税売上割合			[94.33 %]	
	5-2		課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	8	22,241,30	31
貸倒れに係る税額	6		課税仕入れに係る消費税額		9	1,297,4	13
控除税額小計	7	1,297,413	特定課税仕入れに係る支払対価の)쳸	10		
控除不足還付税額	8		特定課税仕入れに係る消費税額		11		
差引税額	9	2,895,300	課税貨物に係る消費税額		12		
中間納付税額	10		納税義務の変更による消費税額の	調整	13		
納付税額	11	2,895,300	課税仕入れ等の税額の合計額		14	1,297,4	13
中間納付還付税額	12		課税売上割合が95%以上の場合		15		
既確定税額	13		14のうち、課税売上にのみ要する	うもの	4	1,297,4	13 🗸
					Ĭ	更新	キャンセル

手順①課税売上割合が95%未満の場合に、「特定課税仕入を入力する」にチェックをつけます。

②「付表 2」の 10~11 欄、「申告書(一般)」の「1 の内訳」欄および「5 の内訳」欄が入力 できるようになります。

消費税率 5%の発生がある場合は、「付表 2-(2)」の 10~11 欄、「付表 1」の「1 の内訳」 欄および「5 の内訳」欄が入力できるようになります。

金額修 正解除								?	U
課税期間 27 · 1 ·	1 -	~ 27 · 12 · 31	☑ 特定課税仕入を入力する			全領修正			
申告書(一般)			付表2						
項目		金額	項	8	全	額			
課税標準額	1	66,552,000	課税売上額(税抜き)	1		66,552,445			
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1		免税売上額	2					
い 特定課税仕入れの支払対価の額	1-2		非課税資産の輸出等の金額	3					
消費税額	2	4,192,776	課税資産の譲渡等の対価の額	4		66,552,445			
控除過大調整税額	3		課税資産の譲渡等の対価の額(4)	5		66,552,445			
控除対象仕入税額	4	1,297,413	非課税売上額	6		4,000,000			
退還等対価に係る税額	5		資産の譲渡等の対価の額	7		70,552,445			
5 売上の返還等対価に係る税額	5-1		課稅売上割合		[94.33 %]			
内 訳特定課税仕入の返還に係る税額	5-2		課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	8		22,241,381			
貸倒れに係る税額	6		課税仕入れに係る消費税額	9		1,297,413			
控除税額小計	7	1,297,413	特定課税仕入れに係る支払対価の額	10					
控除不足還付税額	8		特定課税仕入れに係る消費税額	11					
差引税額	9	2,895,300	課税貨物に係る消費税額	12			1		
中間納付税額	10		納税義務の変更による消費税額の調整	13					
納付税額	11	2,895,300	課税仕入れ等の税額の合計額	14		1,297,413			
中間納付還付税額	12		課税売上割合が85%以上の場合	15					
既確定税額	13		14のうち、課税売上にのみ要するもの	16		1,297,413			
差引納付税額	14		14のうち、課税・非課税売上共通して要するもの	17					
課税資産の譲渡等の対価の額	15	66,552,445	個別対応方式により控除する税額	18		1,297,413	v		
						更新		キャン	セル

③必要に応じて、金額を入力します。

「申告書(一般)」および「付表 1」の「1 内訳」の 1-1 欄および 1-2 欄には、「別表」の 「課税標準額の内訳」②欄および③欄の金額を入力します。「5 内訳」の 5-1 欄および 5-2 欄には、「別表」の「返還等対価に係る税額の内訳」⑤欄および⑥欄の金額を入力します。 「付表 2」および「付表 2-(2)」の 10 欄には、課税期間中の特定課税仕入れに係る支払 対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を入力しま す。 ④ [更新] ボタンをクリッ<u>クし</u>ます。

愛照 更新時のメッセージと対処方法→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦≪申告書・付表≫画面の右上に「金額修正」と表示されます。

🔒 印刷 🕑 電子門	時 2011 再計算 2011 課税期間 2011 変更 2011	 調整消費税 等入力 金額 修正 	
消費税計算情報	申告書選択 申告書・付表	入力完了	金額修正 会計連動



特定課税仕入の入力注意

課税売上割合が 95%以上で「特定課税仕入を入力する」チェックをつけると、次のエ ラーメッセージが表示され特定課税仕入は入力できません。

エラー		×
0	課税売上割合が95%以上のため、特定課税仕入の入力はできません。	
e	οκ	

3.1.9.4 営む事業を変更する

≪金額修正≫画面で、簡易課税の営む事業を変更する手順について説明します。 1種類の事業の専業者を2種類以上の事業を営む事業者に、または2種類以上の事業を営む 事業者を1種類の事業の専業者に変更することができます。「付表5-(2)」も同様です。

] = - F:I	w460001				L.	527 OO	太郎 様 口ク	「アウト
	300	太郎 様 (H 28年度 2)	016/01/01 ~ 2016/12/3	31)		(v			
日常業務		マスター	関係登録		決算業務		デー	- 夕関係	
決算業務 > 消費税申告書	> 金額修	正(簡易)						(3
金額修 正解除			1					?	U
課税期間 28 · 1	· 1 ~	28 · 12 · 31	□ 2種類以上の事業を	営む事業者	北変更する			金額修正	
申告書(簡易)			付表5						
項目		金額	項		B		金	額	
課税標準額	1	66,552,000	課税標準額に対する消費	税額		1		4,192,776	
消費税額	2	4,192,776	貸倒回収に係る消費税額			2			
貸倒回収に係る消費税額	3		売上対価の返還等に係る	消費税額		3			
控除対象仕入税額	4	3,354,220	控除対象仕入税額の計算の	の基礎とな	る消費税額	4		4,192,776	
返還等対価に係る税額	5		1種類の事業の専業者(招	鄒於対象仕	N税額) みなし仕入率 80	% 🔽 5		3,354,220	
貸倒れに係る税額	6		区	分	事業区分別の課税	売上高	課税売	5上高に	
控除税額小計	7	3,354,220			(視抜さ)	1 4441 0 1 4	111 2 11	9 <u>p</u> 17, 69	-
控除小足還付税額	8		事業区分別の合計額	6	売.	上割合 13			-
差引税額	9	838,500	第一種争業	/		14			-
中間納付税額	10		弗—裡爭耒	8		15			-
約1寸視線	11	838,500	- 弗二裡爭果	9		16			
中間納付遠付税額	12		- 弗凹裡爭果 	10		17			
院確定祝額 第210年日の150	18		- 弗 山 裡争耒	11		18			
差引納的付税額	14		- 弗八種争業	12		19			
この課税期間の課税売上高	15	66,552,445	控	除对象仕人	、祝額の計算式区分		算	出額	
基準期間の課税売上高	16	50,000,000	原則計算を適用する場合			20			
この申告書による地	方消費税の	税額の計算	1 種類の事業で75 %以上	-	4×みなし仕人率	4) 21			
						Ţ	新	キャン	セル



● ①「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけます。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③5欄の金額と「みなし仕入率」はクリアされ、空欄になります。必要に応じて、6~19欄 に金額を入力します。

課税期間 28 · 1 · 1 申告書(簡易) 項 目	~ 28 · 12 · 31	☑ 2種類以上の事業を営む事業者					
申告書(簡易) 項 目			102235			金額修正	
項目		付表5					
	金 額	項	8		全	額	
課税標準額 1	66,552,000	課税標準額に対する消費税額		1		4,192,776	
消費税額 2	4,192,776	貸倒回収に係る消費税額		2			
貸倒回収に係る消費税額 3		売上対価の返還等に係る消費税額		3			
控除対象仕入税額 4		控除対象仕入税額の計算の基礎とな	る消費税額	4		4 192 776	
返還等対価に係る税額 5		1種類の事業の専業者(控除対象仕)	∖税額) みなし仕入率 🛛 🛛	5			
貸倒れに係る税額 6			事業区分別の課税売上	ň	課税売	上高に	
控除税額小計 7		5	(税抜き)		係る消	費税額	
控除不足還付税額 8		事業区分別の合計額 6	売上割合	13			
差引税額 9	4,192,700	第一種事業 7		14			U.
中間納付税額 10		第二種事業 8		15			
納付税額 11	4,192,700	第三種事業 9		16			
中間納付還付税額 12		第四種事業 10		17			
既確定税額 13		第五種事業 11		18			
差引納付税額 14		第六種事業 12		19			
この課税期間の課税売上高 15	66,552,445	控除对案性人	祝朝の計算式区分		J.	出額	1
基準期間の課税売上高 16	50,000,000	原則計算を適用する場合		20			
この申告書による地方消費税	前の税額の計算	1種類の事業で75 %以上	4×みなし仕入率	21			

④ [更新] ボタンをクリッ<u>クし</u>ます。

愛照 更新時のメッセージと対処方法→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。

更新	×
更新しました。	
ок	a

⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦≪申告書・付表≫画面の右上に「金額修正」と表示されます。

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	当消費税 登泊費税 参額 修正	2 🗙
消費税計算情報 中告	書選択 申告書・付表 入	力完了	会計連動

	00	› 太郎 様 (H 28年度	2016/01/01 ~ 2016/12/31)						
日常業務		マスター	-関係登録		決算業務			デー:	々関係	
決算業務 > 消費税申告書 >	金額	修正(簡易)							6	2
金額修 正解除	_		1			_	_		?	C
課税期間 28・1	• 1	~ 28 · 12 · 31	□ 1種類の事業の専業者	lc変更す?	5				金額修正	
申告書(簡易)			付表5							
項目		金額	項		E]		金	額	A
課税標準額	1	66,552,000	課税標準額に対する消費税	額			1		4,192,776	
肖費税額	2	4,192,776	貸倒回収に係る消費税額				2			
貸倒回収に係る消費税額	3		売上対価の返還等に係る消	費税額			3			
控除対象仕入税額	4	3,354,220	控除対象仕入税額の計算の	基礎となる) 消費税額		4		4,192,776	
返還等対価に係る税額	5		1種類の事業の専業者(控制	1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率 🛛 5						
貸倒れに係る税額	6		R	÷	事業区分別の課	税売上高	5	課税売	上高に	
控除税額小計	7	3,354,220		~	(税抜き)			係る消	費税額	
控除不足還付税額	8		事業区分別の合計額	6	66,552,445	売上割合	13		4,192,803	
差引税額	9	838,500	第一種事業	7			14			Ч
中間納付税額	10		第二種事業	8	51,576,870	77.4	15	:	3,249,342	
衲付税額	11	838,500	第三種事業	9			16			
中間納付還付税額	12		第四種事業	10			17			
既確定税額	13		第五種事業	11	14,975,575	22.5	18		943,461	
差引納付税額	14		第六種事業	12			19			
この課税期間の課税売上高	15	66,552,445	控除	対象仕入れ	「額の計算式区分			算出	」額	
基準期間の課税売上高	16	50,000,000	原則計算を適用する場合			\sim	20	:	3,071,203	
一の由生書に上る地で	心害要我	の指類の計算	1種類の事業で75 %以上		4×みなし仕入率	1 0%	21		3 354 220	

(2)2種類以上の事業を営む事業者を、1種類の事業の専業者へ変更する場合

■ ①「1種類の事業の専業者に変更する」にチェックをつけます。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③6~37欄の金額はクリアされ空欄になります。5欄の「みなし仕入率」を入力します。

課税期間 28 · 1	• 1 •	~ 28 · 12 · 31	☑ 1種類の事業の専業者	で変更す	5			金額修正
申告書(簡易)			付表5					
項目		金 額	項		B		全	額
課税標準額	1	66,552,000	課税標準額に対する消費税額	Ē.		1		4,192,776
消費税額	2	4,192,776	貸倒回収に係る消費税額		\sim	2		
貸倒回収に係る消費税額	3		売上対価の返還等に係る消費	輗額	(3)	3		
控除対象仕入税額	4		控除対象仕入税額の計算の表	職となる	5消費	4		4,192,776
返還等対価に係る税額	5		1種類の事業の専業者(控除	対象仕入	税額) みなし仕入率	5		
貸倒れに係る税額	6			5	事業区分別の課税	売上高	課税売	上高に
控除税額小計	7			,	(税抜き)		係る演	費税額
控除不足還付税額	8		事業区分別の合計額	6	売.	上割合 13		
差引税額	9	4,192,700	第一種事業	7		14		
中間納付税額	10		第二種事業	8		15		
納付税額	11	4,192,700	第三種事業	9		16		
中間納付還付税額	12		第四種事業	10		17		
既確定税額	13		第五種事業	11		18		
差引納付税額	14		第六種事業	12		19		
この課税期間の課税売上高	15	66,552,445	经期	「象仕人	規制の計算式区分		<u>я</u> (E 38
基準期間の課税売上高	16	50,000,000	原則計算を適用する場合			20		
- の由牛虫に上ろ地	东油带 稻	の能類の計算	1種類の事業で75 %に/ト		4×みなし仕入車	21		

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦≪申告書・付表≫画面の右上に「金額修正」と表示されます。

🔒 印刷 🕑 電子申告 🏭 悪性	章 2011 課税期間 2011 調整消費税 2011 金額 変更 第入力 ◎ 第日	
消費税計算情報 中告書選択	申告書・付表 入力完了	金額修正会計連動

3 消費税申告書を作成する

- 3.1 消費税申告書
 - 3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ
 ≪金額修正≫画面で [更新] ボタンをクリックした際にメッセージが表示される場合があり
 ます。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージの内容と対処方法は次のとおりです。

●エラーメッセージ

(1)「特定課税仕入を入力する」チェックがついていて、特定課税仕入が未入力の場合 「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に 係る税額」、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力され ていない、または「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定 課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2-(2)」の「⑪特定課税仕入れに係る支払対価の 額」がすべて入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

エラー		×
0	特定課税仕入の金額が入力されていないため、更新できません。 特定課税仕入の金額を入力するか、「特定課税仕入を入力する」チェックボックスの チェックを外してください。	
e	ок	

[対処方法]

- ・「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に 係る税額」、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応 じて入力します。
- ・「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」「5-2 特定課税仕入の返還に係る 税額」、「付表 2-(2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応 じて入力します。
- ・「特定課税仕入を入力する」チェックをはずします。
- (2) 申告書で納付税額および還付税額が入力されている場合

「申告書」の「⑪納付税額」と「⑧控除不足還付税額」または「⑫中間納付還付税額」 に金額が入力されている場合、「⑫納付譲渡割額」と「⑲還付額」または「⑬中間納 付還付譲渡割額」に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示され ます。



[対処方法]

・納付税額または還付税額のどちらか一方に金額を入力します。

(3) 付表1で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表 1」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力され ているまたは、「付表 1」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力さ れている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- ・4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・4%適用分の「⑪還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- (4) 付表4 で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表 4」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力され ているまたは、「付表 4」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力さ れている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

エラー	×
οκ	

[対処方法]

- ・4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- 6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

(5)1種類の事業の専業者の場合

1 種類の事業の専業者で「付表 5」および「付表 5-(2)」の 5 欄の「みなし仕入率」 が未入力の場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- ・「みなし仕入率」を入力します。
- (6) 2 種類以上の事業を営む事業者の場合

2 種類以上の事業を営む事業者で「付表 5」および「付表 5-(2)」の「事業区分別の 課税売上高に係る消費税額」14~19 欄の 2 種類以上の事業に金額が入力されていな い場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- ・1 種類の事業の専業者とするまたは、2 種類以上の事業に消費税額を入力します。
- 「付表 5-(2)」は、「事業区分別の課税売上高(税抜き)」がプラスでも消費税額がマイナスとなる場合があります。マイナスの消費税額は、事業の発生とみなされないため、1種類の事業の専業者へ変更します。

						_
付表5-(2) および 作	挗4					
付表5-(2)						
I 控除対象仕入税額の計算(の基礎とフ	はる	消費税額			
項目			4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計 (D)	
課税標準額に対する消費税額		1	46,440	163,296	209,736	
貸倒回収に係る消費税額		2				
売上対価の返還等に係る消費	脱額	3				
控除対象仕入税額の消費税額		4	46,440	163,296	209,736	
Ⅱ 1種類の事業の専業者の場	合の控除	対象	社入税額			
項目			4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計 (D)	
4×みなし仕入率	\sim	5				
Ⅲ 2種類以上の事業を営む事	業者の場	合の	>控除対象仕入税額			
(1) 事業区分別の課税売上	高(税抜	き)	の明細			
項目			4%適用分(B)	6.3%適用分(C)	合計 (D)	
事業区分別の合計額	割 合	6	1,161,903	2,222,221	3,384,124	
第一種事業		7				
第二種事業	99.2	8	952,380	2,407,406	3,359,786	
第三種事業		9				
第四種事業	0.7	10	209,523	-185,185	24,338	
第五種事業		11				
第六種事業		12				
(2) (1)の事業区分別の課	脱壳上高	こ係	る消費税額の明細			
事業区分別の合計額		13	46,475	151,666	189,761	
第一種事業		14				
第二種事業		15	38,095	151,666	189,761	
第三種事業		16				
第四種事業		17	8,380	-11,666	-3,286	-
第五種事業		18				
第六種事業		19				
(9) 城船会計毎443 新額の副	·영 과 · · · · · ·	- MAT -	Rém			Y

●警告メッセージ

(1)「特定課税仕入を入力する」チェックがついていて、特定課税仕入の入力不足がある場合

「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」か「5-2 特定課税仕入の返還 に係る税額」が入力されていて、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の 額」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示さ れます。

「申告書」の「①課税標準額」が入力されていて「1の内訳」がすべて入力されてい ない、または「⑤返還等対価に係る税額」が入力されていて「5の内訳」がすべて入 力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。

確認		×
\checkmark	特定課税仕入に関係する入力が正しくありません。 申告書の「1の内訳」、「5の内訳」および付表2の項番[10]を確認してください。 このまま更新してもよろしいですか?	
	はい いいえ	

●消費税率 5%の発生がある場合

「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額(C)」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額(C)」が入力されていて、「付表 2-(2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額(C)」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

「付表 1」の「①課税標準額(B)、(C)」が入力されていて「1 の内訳(B)、(C)」 がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額(B)、(C)」が入力さ れていて「5 の内訳(B)、(C)」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセ ージが表示されます。



[対処方法]

・必要に応じて、「特定課税仕入」に関係する入力値を修正します。

(2) 集計金額が修正されている場合

申告書および付表の集計金額が修正されている場合は、次の確認メッセージが表示されます。



確認メッセージの「合計」および「小計」に該当する項目は、次の表の「チェック対象項目」です。「チェック対象項目」で強制入力されている項目が1つでもある場合に上記確認メッセージが表示されます。

申告書	チェック対象項目
申告書(一般用)	⑦控除税額小計
申告書(簡易課税用)	図消費税及び地方消費税の合計
付表 1	⑦控除税額小計(B)、(C)
付表 2-(2)	⑫課税仕入れ等の税額の合計額(B)、(C)
	⑩控除対象仕入税額(B)、(C)
	②控除過大調整税額(B)、(C)
付表 2	⑫課税仕入れ等の税額の合計額
	⑩控除対象仕入税額
	②控除過大調整税額
付表 4	⑦控除税額小計(B)、(C)
付表 5-(2)	⑥事業区分別の合計額(B)、(C)
付表 5	⑥事業区分別の合計額

[対処方法]

- ・必要に応じて、金額修正の解除を行います。
- (3) 地方税額が国税額を超えている場合

納付は「②納付譲渡割額」>「①納付税額」、還付は「⑨還付額」+「③中間納付還付 譲渡割額」>「⑧控除不足還付税額」+「①中間納付還付税額」の場合は、次の確認 メッセージが表示されます。

確認		×
	地方税額が、国税額を超えています。 申告内容に間違いがないかを十分にご確認ください。 このまま更新してもよろしいですか?	
	はいしいえ	

[対処方法]

・必要に応じて、地方税額が国税額を超えない値に修正します。

3.1.9.6 旧税率の金額修正

課税期間の終了が平成26年4月1日より前の申告書は、消費税率5%の≪金額修正≫画面が 表示されます。

《原則課税	(消費税率	5%)》
-------	-------	------

▲ 金額修 正解除			<u>ک</u> (۲)
消費税および地方消費税の国	=告	書(一般用)	付表2 控除対象仕入税額の計算表 全個修正
項目		金額	項 目 全額
課税標準額	1	150,476,000	課税売上額(税抜き)1 143,390,476
消費税額	2	6,019,040	免税 売上額 2 4,000,000
控除過大調整税額	3		非課税資産の輸出等の金額3
控除対象仕入税額	4	4,508,952	課税資産の譲渡等の対価の額 4 147,390,476
返還等対価に係る税額	5	283,428	課税資産の譲渡等の対価の額(4の金額) 5 147,390,476
貸倒れに係る税額	6	30,000	非課税売上額6
控除税额小計	7	4,822,380	資産の譲渡等の対価の額 7 147,390,476
控除不足還付税額	8		課税売上割合 [100.00%]
差 引 税 額	9	1,196,600	課税仕入れに係る支払い対価の額(税込み) 8 118,360,000
中間納付税額	10		課税仕入れに係る消費税額 9 4,508,952
納 付 税 額	11	1,196,600	課税貨物に係る消費税額 10
中間納付還付税額	12		納税義務の変更による消費税額の調整 11
既 確 定 税 額	13		課税仕入れ等の税額の合計額 12 4,508,952
差引納付税額	14		課税売上割合が 95% 以上の場合 13 4,508,952
課税資産の譲渡等の対価の額	15	147,390,476	12 のうち、課税売上にのみ要するもの 14
資産の譲渡等の対価の額	16	147,390,476	12 のうち、課税・非課税売上共通して要するもの 15
この申告書による地方	消費	₹税の税額の計算	個別対応方式により控除する税額 16
控除不足還付税額	17		一括比例配分方式により控除する税額 17
差 引 税 額	18	1,196,600	課税売上割合変動時の固定資産調整額 18
還 付 額	19		固定資産を転用した場合の調整額 13
納 税 額	20	299,100	控除対象仕入税額 20 4,508,952
中間納付譲渡割額	21		控除過大調整税額 21
納付譲渡割額	22	299,100	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 22
中間納付還付讓渡割額	23		
既 確 定 譲 渡 割 額	24		
差引納付譲渡割額	25		
消費税及び地方消費税の合計	26	1,495,700	
			更新キャンセル

《簡易課税(消費税率 5%)》

金額修 正解除														20
消費税および地方消費税の国	=告	書(簡易課税用)	付表5 掛	涂対象	住入稼	額の言	算表							全額修正
項目		金額	I)	Ē.						E	3		金	3A 🕹
課税標準額	1	37,685,000	課税相	東 準	額	10 - 3	হা বু	2	消	費	税額	1		1,507,400
消 費 税 額	2	1,507,400	貸 倒		収	IC -	系る	5 ji	当 費	1	脱額	2		
貸倒回収に係る消費税額	3		売上対	íđ	の返	還	毎 に	係	る消	費	税額	3		
控除対象仕入税額	4	1,205,920	控除対象	仕り	、税督	計算	の基	礎と	なる	消費	割税 額	4		1,507,400
返還等対価に係る税額	5		1 種類の事	葉の専	業者(指	除対象	仕入税	額)み	なし仕	入率		5		
貸倒れに係る税額	6	30,000	IX.		~	\$	事	業区;	分別の	課(税売上市	高	課税	売上高に
控除税额小計	7	1,235,920	<u> </u>			·			(税損	まう)			係る注	肖費税額
控除不足還付税額	8		事業区分	別の1	計額	6		3	7,685,	714	売上割合	12		1,507,427
差 引 税 額	9	271,400	第一	種	事業	7						13		
中間納付税額	10		第二	種る	事 業	8		3	4,266,	666	90.9	14		1,370,666
納 付 税 額	11	271,400	第三	種	事 業	9						15		
中間納付還付税額	12		第四	種	事 葉	10						16		
既 確 定 税 額	13		第 五	種	事業	11			3,419,	047	9.0	17		136,761
差引纳付税額	14		控 除	対	象仕	入月	兑 額	の	计算	フェ	区分		算	出額
この課税期間の課税売上高	15	38,185,714	原則	計	算	を	適 用	す	ె	場	合	18		1,164,912
基準期間の課税売上高	16	45,300,000	1種類0	り事	業でで	5 % J	以上 4	×みな	し仕入	牢	80%	19		1,205,920
この申告書による地方	消費	≹税の税額の計算	(7+	8)	/ 6	≧ 75 %	6					20		
控除不足還付税額	17		(7+	9)	/ 6	≥ 75 9	6					21		
差引税額	18	271,400	(7+	10)	/ 6	≧ 75 %	6					22		
還 付 額	19		2 (7+	11.)	/ 6	≧ 75 %	6					23		
納税額	20	67,800	(8+	9)	/ 6	≧ 75 9	6					24		
中間納付譲渡割額	21		(8+	10)	/ 6	≥ 75 %	6					25		
納付譲渡割額	22	67,800	i (8+	11.)	/ 6	≥ 75 %	6					26		
中間納付還付譲渡割額	23		5 (9+	10)	/ 6	≥ 75 %	6					27		
既確定讓渡割額	24		(9 +	11.)	/ 6	≧ 75 %	6					28		
差引納付讓渡割額	25		(10 +	11.)	/ 6	≥ 75 %	6					29		
消費税及び地方消費税の合計	26	339,200	【招	E Bi	1 対	\$	仕	λ	税	額	1	30		1,205,920
	i										-	¢C.		+
											, e	# 1		キャンセル

[簡易課税の営む事業の変更(消費税率5%)]

- •1 種類の事業の専業者の場合、「付表 5」の 7~17 の金額を入力すると、2 種類以上の 事業を営む事業者として申告書が作成されます。
- ・2 種類以上の事業を営む事業者の場合、「付表 5」の 7~17 の金額をすべて削除しても、 1 種類の事業の専業者のみなし仕入率を入力することができないため「付表 5」の「⑤ 控除対象仕入税額」が計算されず、申告書が正しく作成されません。

3.1.10 金額修正を解除する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『金額修正』>『金額修正解除』 金額修正を解除する手順について説明します。

	- -	H":M460001					
	00)太郎 様(H 27年度 20	15/01/01 ~ 2015/12/31)				
日常業務		マスター	-関係登録 決算業務	5		デー	
決算業務 > 消費税申告書 > 🗄	혦	修正(一般)					5
参 金額修 正解除							2 C
課税期間 27・1・	1	~ 27 · 12 · 31	□ 特定課税仕入を入力する			金額修正	l.
申告書(一般)			付表2				
項目		金 額	項目		金	額	A
課税標準額	1	66,552,000	課税売上額(税抜き)	1		66,552,445	
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1		免税売上額	2			
い 特定課税仕入れの支払対価の額	1-2		非課税資産の輸出等の金額	3			
消費税額	2	4,192,776	課税資産の譲渡等の対価の額	4		66,552,445	
控除過大調整税額	3		課税資産の譲渡等の対価の額(4)	5		66,552,445	
控除対象仕入税額	4	1,897,413	非課税売上額	6		3,500,000	
返還等対価に係る税額	5		資産の譲渡等の対価の額	7		70,052,445	
5 売上の返還等対価に係る税額	5-1		課税売上割合		[95.00 %]	
い 特定課税仕入の返還に係る税額	5-2		課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	8		22,241,381	
貸倒れに係る税額	6		課税仕入れに係る消費税額	9		1,297,413	
控除税額小計	7	1,897,413	特定課税仕入れに係る支払対価の額	10			μ
控除不足還付税額	8		特定課税仕入れに係る消費税額	11			
差引税額	9	2,295,300	課税貨物に係る消費税額	12			
中間納付税額	10		納税義務の変更による消費税額の調整	13		600,000	
納付税額	11	2,295,300	課税仕入れ等の税額の合計額	14		1,897,413	
中間納付還付税額	12		課税売上割合が85%以上の場合	15		1,897,413	
既確定税額	13		14のうち、課税売上にのみ要するもの	16			
-vi-and want	_		14のうち 課題・非課税売上共通して更するもの	17			
差引納付税額	14		HOUSE AND THE MERICIPATION OF A COMPANY OF A				

▶ ① [金額修正解除] ボタンをクリックします。

②次のメッセージが表示されます。



③ [はい] ボタンをクリックます。修正前の金額に戻ります。

④ [更新] ボタンをクリックします。

⑤ [戻る] ボタンをクリックし、≪申告書・付表≫画面に戻ります。

⑥再計算処理が自動実行され、金額修正が解除されます。

3.1.11 申告書・付表の入力項目

確定申告書の消費税区分ごとの入力画面、および中間申告書の入力画面について説明します。

- 3.1.11.1 「原則課税」の申告書・付表の入力項目 原則課税の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。
 - [申告書 (一般)] タブ
 - ・申告書(一般)で入力した内容は、消費税及び地方消費税の申告書(一般用)に反映されます。

消費税計算情報 >	申告書選択 申告書·付表 入力完了	会計連動
申告書(一般) 別表	● 「 」 「 」 」 「 」 」 「 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」	
平成年月日四谷東京都新宿区四	投防署長税 送付不要相 要 ✓ ▲ □ チ 四谷〇一〇〇一〇 ※ 所管 東岳 壁理書号 ▲ ▲ ●	ェック完了
約 税 地 △△ビル1F (電話番号 03)	- 3000 - 0001 > 37	
名 称 又は屋号	22 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
〈フリガナ〉 71/71/500 代表者氏名 又は氏名 ○○ 太郎	1個人 番号 又は法人番号	
自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日	課税期間分の消費税及び地方 中間申告 自 平成 年 月 日 消費税の(確定))申告書 対象期間 至 平成 年 月 日	
この申告書による消 課税標準額1		
<u>清</u> 望除過大調整税額。 控除過大調整税額。 控除対象仕入税額。4	4,331,030 現全主義会計の通用 1,456,507 消費税額計算の特例通用 無	
控 滤 還 等 対 価 に 係 る 税 額 5 税 貸 倒 れ に 係 る 税 額 8 額		
控除税額小計7 控除不足運付税額8 差引税額9	1,456,507 8)表有 基準期間の課税法上高 50,000 千円 2,805 qm	

[別表] タブ

- ・特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書に反映されます。
- ・課税売上割合が95%未満で特定課税仕入の取引金額がある場合に表示されます。

		消費	税計	算	青報		\geq		申	告律	選	R	Σ		申	58	۰ŕ	拫)	U.	院了											会計連	動
ſ	申告	≛ (→)	投)		別	扆		1	1	寸表	2		還	计申	告明	印細	/2	jź	付日	■告E		2/2													
約 (名又 (フ! は フ!	税 ノガ: 屋 ノガ:	北 ナ) 秋 号)		東京村 301 (電話 (1171) 2007	部新ビ書 275 店 タロ	宿口 - 1 F - 03 シ	₹@9 = }	谷() – - 3	000		- 00)01			>						194 20	9 9 4	₿号 001									□ チェック完了	
代又	表 は	者日氏	4		00	*	₿ß																												
自至	무료 무료	\$ 28 \$ 28	年 年	1 12	月 月	1 31	8		[課消	税 : 費税(明間] 分 確	の 定	消	費	税	及 C)	地 甲告	方書			中 対	間日象期	申告 朝間	1	自 至	平成 平成	年 年	月 月	8				
課	課		税		材	ŧ		準			額									1										69,07	7,000				
祝標	課	税损	[準	額	Ø		課	税	資	産	の	28	度	等(ກ :	対(đ	の (ä	2										66,55	2,445				
類	内				ER		特;	Ê B	₹ 税	±	入礼	n It	係	33	支払	し対	価	Ø 1	A	3										2,52	5,310				
控	返	邅	等	対	価	15	係	ą	5	税	額									4															
除税	返	還	等	対報	価		売	F	の	返	邅	等	対	面	C 1	係	3	税目	į.	5															
額	0	18	內	276	iR		特分	E IR	税	仕ノ	n	のit	逻	等文	插	IC (¥ 3	税日	ġ.	6													1		
Ø B			X				分					з	%	分				4	. %	4	}			6	. 3	% \$	5						ļ		
1 22	:8	18 4¥	1.00	₩ m	59 VE	¥ 111	/h ±	+ /#	10	a															00 EI	CO 4	110					1.6	9		

[付表 1] タブ

・旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措 置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

	消費税計算情報 > 申告	書選択	申告書 ·	付表 入)完了		会計連動
E	#告書(一般) 付表1 付表2	2-(2)	還付申告明細1/	/2 還付申告明細2/:	2		
	課税期間 28 · 1	· 1	\sim 28 \cdot 12 \cdot	31 氏名又は名称 〇	○ 太郎		▲ □ チェック完了
	Σ 9	税	(车 3 % 通用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率6.3% 適用分 C	合計 D (A+B+C)	
3	1 税 標 準 額	1		15,382,000	51,596,000	66,978,000	
1 の	課税資産の譲渡等の対価の額	1					
内訳	特定課税仕入れに係る支払対価の額	12					
3	費 税 額	2		615,280	3,250,548	3,865,828	
ß	除過大調整税額	3					
控	控除対象仕入税額	4			1,297,413	1,297,413	
	返還等対価に係る税額	5					
BR	5 売上げの返還等対価に係る税額	5					
fő	内 訳 特定課税仕入れの返還に係る税額	5 2					
12	貸倒れに係る税額	6					
	搾 踰 税 麵 小 計	7			1.297.413	1.297.413	

[付表 2]タブ

・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表に反映されます。

		消遣	湖計	算情	報		\geq	申告	躍進			申告書	计 ·作	拫			入力完	7							会計連動
	申告書	₿(般)		別	表	1	付え	Į2	递	付申	告明紙	⊞1/2	G	還付申	告明	HB2/2								
					果税共	朋問	28	• 1	· ı	~	28 ·	12	· 31		氏名又	は名称	00	太郎					ľ		□ チェック完了
		Į	ŧ.										E	3				金		8					
			課		ŧ	Ř.	3	ŧ	上		額	(税	抜き)		1				66	,552,4	145			
			免			税			売		F			額		2									
			非	課	税	資	ß	この	輸	出	等	の	金	額		3									
		課	税	資	庭	ε <i>σ</i> ,) 8	良 渡	等	の	対	価	の	額		4				66	,552,4	145			
			課	税	資	産	の	譲	度	€ Ω	対	価	の	\$Ø		5				66	,552,4	145			
			非		10	罘		税		売		F		額		6				4	,000,0	000			
		資	産		の	18	渡	等	σ.	対		価	の	額		7				70	,552,4	145			
	課			税			売		-	Ł		뾞			合			[94	.33 %	1				
		課	脱仕	入:	h Io	係る	5 支	払対	値の	額		(税;	込み)		8				22	,241,3	381			
		課	税	f:	ŧ	入	n	10	係	3	消	費	税	額		9				1	,297,4	\$13			
		特	定	淉	税(仕 入	、 れ	15	系る	支	11.	対価	の	額		10				2	,525,3	310			
		特	定	課	税	仕	λ	n	E 1	系る	滴	費	税	額		11					159,0	94			
		課	税		貨	物	- IC	係	Z,	清		費:	税	額		12									
		納	税目	÷ 7	第の	変	更	によ	2	消 費	税	額の	調	瑿		13									
	課	税	仕		Л	n	等	の	税	額	の	숨	計	ŞŔ		14				1	,456,5	507			
	課	й売.	上高力	56	き円り	以下、	かつ	、課利	i売上	割合力	\$9 E	5%以」	Eの増	<u></u>		15									
	5 課 S	15 19 16 90	1	4	のう	ち	. 8	11 税 元	ΞĿ	この	みり	臣する	るも	D)		16				1	,456,5	507			
税仕売日	8 克	長坊	1	4	のう	ち、	課税	・非副	税売	上共注	通し	て要す	るも	の		17								ų	
I F 3	a E X	唐 方		100		4.4				11.40		-		~2									6	9	

[付表 2-(2)] タブ

・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課 税期間用〕に反映されます。

消費税計算情報 > 申告	書選択 申告書	· 付表 入力完了		会計連動
申告書(一般) 付表 1 付表:	2-(2) 還付申告明細1	/2 還付申告明細2/2		
課税期間 28 · 1	\cdot 1 \sim 28 \cdot 12 \cdot	31 氏名又は名称 〇〇〇 太郎		エック完了
項目	税率 3 % 適用分 A	税率4% 適用分 税率6.3% 適用分 B C	合計 D (A+B+C)	
課税売上額(税抜き)	1	15,382,877 51,596,870	66,979,747	
免税売上額	2			
非課税資産の輸出等の金額	3			
課税資産の譲渡等の対価の額	4		66,979,747	
課税資産の譲渡等の対価の額	5		66,979,747	
非課税売上額	6		4,000,000	
資産の譲渡等の対価の額	1		70,979,747	
課税売上割合			[94.36 %]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	8	22,241,381	22,241,381	
課税仕入れに係る消費税額	9	1,297,413	1,297,413	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	10			
特定課税仕入れに係る消費税額	11			
課税貸物に係る消費税額	12			
納税義務の変更による消費税額の調整	13			
課税仕入れ等の税額の合計額	14	1,297,413	1,297,413	

[還付申告明細 1/2] タブ

・消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

消費税計算情報 中告書選択	申告書・付表 入力完了	会計連動
申告書(一般) 付表1 付表2-(2) 週	寸申告明細1/2 建付申告明細2/2	
課税期間 28 ・ 1 ・ 1 ~ 28 ・ 12 ・ 31	住所 東京都新宿区四谷〇一〇〇一〇 ムムビル1F	▲ チェック完了
	氏名 〇〇 太郎	
1 還付申告となった主な理由(該当する事項に〇印を付して	〈ださい。〉	
輸出等の免税取引の割合が高い 該備投資(高額な固定資産の購入等)	□ その他	
 課税売上げ等に係る事項 (1)主な課税資産の譲渡等(取引金額が100万円以上の取引先) 	を上位5番目まで記載してください。)	
 	▼ 取 引 先 の 氏 名 (名 称) 取 引 先 の (取 引 先 の 住 所 (所 在 地))	
		•

[還付申告明細 2/2] タブ

・消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

		消費	結算情	報	\geq	申告書	選択	申告書·	付表	入力完了		会計連動
E	=告書	≹(→般	0	付表 1	Υ	付表 2-	(2)	還付申告明細1/	/2 還付申	■告明細2/2		
3 (1)	课税f 住入f	土入れ」 全額等の	=係る事項)明細	i								▲ □ チェック完了
	X					分		イ 決 算 翻 税抜	1	ロ 左のうち課税仕入れに ならないもの	(イ - ロ) 課税仕入高	
			仕	入	金	額	1					
事		¥	论	要	経	費	2					
所		得	固定道	て 座 等	の取得	価格	3					
			小			計	4					
T	6 4	æ	÷	要	経	費	5					
-1 -	80	進得	固定道	て 座 等	の取得	価格	6					
		17	小			타	7					
			仕	入	金	額	8					
			÷	要	経	費	9					
Pf		得	固定道	[產等	の取得	価格	10					
			小			at i	11					
課	税	仕	入 高	の	숨 🖥	额	12	4、7、11 の合計	額を書し	いてください。		
	si .		• = ∞	40 e5	~ ~	n. #5	10	12の金額に対する涼	当費税額			
5*	62.1	ΙΛ	11 + 0	101 614	0 a	ar ox	10	【参考金額】(付表	2、付表2-(2)の@の金額)		

3.1.11.2 「簡易課税」の申告書・付表の入力項目

簡易課税の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

- [申告書(簡易)] タブ
 - ・消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)に反映されます。

		湄	湖油	揜	情報		\geq		申行	诸	選択	5			中告書	i •1	付支	ŧ			У		完了		>												会計連	動
	₽告書](簡	易)	1	付	表の	;																															
Ŧø	ŝ.	年		月		Β	<u>5</u>	ř						税務	署長所	1	٦	_					[送	付不	要欄	1	要	_	_			•	P	1	□ チェッ	ク完了	
					東京	都훾	宿	<u>z</u> mi	ŝС	≻C	0-	0							*	所	管	要	否	5	8理者	肟												
納	1	税	ł	ŧ		ĽЛ	21 F	F											税務					20	1000	1001												
					(電話	香 ;	; 99	9		- 9	399		- 9	999)			128																			
(フリ	л	+		SILSII:	ショウ	シ												処理																			
名		_	1	۲	00i	商店	5												楹																			
<u></u>	13	屋		7													_		_																			
4	フリまい	- ガ	ナ ェ ・	2	รูปรูป	加	2												18	8 フ 2115	く者	存 : (井)	5	**	***	****	***					E.	۵					
R	15	Ē		2	00	Ż	郎													.10/	2.71											6	٦					
自	平成	2	3 年		月	1	Β			課	税!	明尼	1 5	の	消費	税	及	び	地グ	5			中間	∄ ₱	쏨	自	Ŧ	成		年	月		Β					
至	平成	2	3 年	13	2月	31	Β			澗	教税6	5 (7 8	定) 月	=告:	\$		3	时需	則	間	至	Ŧ	成		年	月		8					
- 2	の	₽	* :	₿ I	: J	- 3	> 浦	- i 費	税	0	彩	1	10) 計	算	1.	. 3	FI	賦	莁	28	×	Ø	遖	用	無												
課	移	i	梩		準		額	1					2	6,53	1,000	「「「	Į,	Æ i	L.	基	準	ij	の	適	用	無												
消		費		彩			額	2						1,67	1,453	4	b :	L 4	F ì	≝ ŕ	5 8	5 3	± 0	の道	用	無												
貿子	到口.	収に	係	3	肖費	税	額	3								-1	R 3	現金	ÈË	E₿	£ 2	È B	+ 0	の道	用	無												
切	控除	対	象	仕	λ :	税	額	4						1,50	4,307		3	肖畫	税	額	计算	Е 0,	特	例 រ	盦 用	無												
除	返還	等;	打価	IC :	系る	税	額	5										[Z %	}	果树	i 売	Ŀ	高	(-	千円)	売	Ŀ	1	1	÷	%					
税蛹	貸倒	1 ħ	15	係	3	税	額	6										1	第1和	È						26,	531					100	.0					
- 10	控	除	税	額	小	•	81	7						1,50	4,307	4 10		\$ 2	第2和	ŧ																		

[付表 4] タブ

・旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措 置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

	消費税	算情報	> 申告	書道	銀 中告書	• 付表 入	<u>力完了</u>		会計連動
F	申告書(簡易)	付表4	付表3	- (2)1/2 付表 5-(2)2/2			
		課税期間	28 · 1	·	$1 \sim 28 \cdot 12$ ·	31 氏名又は名称	△ 太郎		▲ □ チェック完了
	Z		分		税 率 3 % 適 用 分 A	税率 4 % 適用分 B	税率6.3% 適用分 C	合計 D (A+B+C)	
	帮 税	標準	額	1		12,991,000	26,531,000	39,522,000	
洋	1 B	税	額	2		519,640	1,671,453	2,191,093	
19	2 倒 回 収 1	こ係る消費	税額	3					
控	控除力	甘象仕入	税額	4		467,676	1,504,307	1,971,983	
FR	返還等	対価に係る	税額	5					
税	穿倒材	に係る	税額	6					
5.	控除	税额人	\ #	7		467,676	1,504,307	1,971,983	
19	2 除 不	足還付	税額	8					
	- 21	634	*5	•		E1 004	107 140	010 110	

[付表 5] タブ

- ・控除対象仕入税額の計算表に反映されます。
- ・課税期間の開始が平成27年4月1日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第 一種事業(卸売業)」から「第六種事業(不動産業)」まで表示されます。

			消	谱	紺	算情	報		\rangle	Ę	9告:	書選択		>	申	吉書	付妻	Ż			入	<u> </u>		>			会計連動
	E	₱告	書(i	簡易	3)		付	55																			
							課税	期間	2	8 ·	1	·	~	28	• 1	2 ·	31	氏名	ע גוע	名称	Z	<u>ل</u> مد	ß				□ チェック完了
				項													目					全				額	
		課		税	đ	Ĩ.	準	â	ã	IC .	対	す	- 4	,	消	費	税	割	1		1					1,671,453	
		貸		側				収	1	τ.	係	3	5	消	3	₽	税	8			2						
L		売		Ł	対	ſð	6 (の	返	逻	等	10	係	る	消	曹	税	3			3						
L		控	除	対	象	仕	λ	税	額	の計	· 算	のき	彭 礎	٢	なく	る消	費:	R 9			4					1,671,453	
		1	穜	類	の	亊	業	の	專	業者	もの	場・	≙ 4	×み	なし	,仕)	、率		9	10%	5					1,504,307	
			X									分	事	× 🗵	分別	りの目	累税	売上	高	(税	抜	き >	左	の課税売」	高に係る	5消費税額	
	2	税	亊	業	X	分	別	ι σ,) 合	t it	額	6							3	売上	: 割	숨 %	13				
		売	第	- :	種書	「業	(卸	売	業)	7											14				
	種	高	第	= 3	種事	「業	(小	売	業)	8											15				
	頬	10 72	第	Ξ	種書	事 葉	(製	造業	é ¥	0	9											16				
		3	第	四 :	種書	事業	(₹	の	他)	10											17				
	12	計	第	五	種導	「菜	(1	ナー	ビフ	業	\$)	11											18				
	Ł	**	第	六:	種芽	5 業	(不	動	£ X	()	12											19				
			控		除	5	21	\$		仕	入	ŧ	i	額	の	đ		算	琓	1	X	分		算	出	額	
	" [原		<u>B</u> I	1	Ħ	ł	貨	Į.	を		適	用		す	ł	5	場	8	4	È	20				
	事		1		稙	ž	Ē	の	1	\$	葉	-6	75	% I	밨	4 × ,	みな	し仕	入日	ŧ			21				

・課税期間の開始が平成27年3月31日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第 ー種事業(卸売業)」から「第五種事業(サービス業等)」まで表示されます。

[渞	書利	計	詐情	襊		\rangle		申往	吉書	選切	{		4	増き	<u>i - 1</u>	寸表			入	完了		>								会計	連動
_ (申告	書()	簡易) [付え	₹5																										
						累税.	明問		27	•	1	•	^	- 27	·	12	• ;	1	氏名)	には名	称乙	x	£B							1	チェ	ック完	7
			項														1	3				金					額						
	1		税	檟		準	8	Ā	15		対	す		3	滴	茜		税	額		1						1,671,	453					
	貸		倒		٥		収		IC .		係	2	5	滴		費	1	ž.	額		2												
	売		Ł	対	価	C	D	返	遈	ł	等	15	係	3) ;	肖	費	税	額		3												
	招	除	対	象	仕	λ	税	額	の	Ħ	算	のぇ	5 8	ŧと	な	るう	肖う	費利	前額		4						1,671,	453					
	1	種	類	の	事	¥	の	専	莱	者	の	場	合 4	×ð	トな	し仕	λ	率		902	\$ 5						1,504,	307					
	課	X										分	亊	業区	分	別の	課	税多	売上	高(税抜	き)	左	の課税	売上る	新に係る	5. 消費税	額					
2	祝売	亊	業	X	分	別	D)	6	÷ 8	+ 1	額	6								売	上割	合 %	12										
16	Ě	第	- 1	重事	業	(卸	売	3	ŧ .	>	7											13										
12	高に	第	= 1	重事	業	(小	売	3	ŧ))	8											14										
15	係	第	Ξ ŧ	重事	業	(觏 :	遣	業	等))	9											15										
E F	. ₽	第	⊡ ₹	ŧ #	業	(₹	σ,	一般	<u>b</u>))	10											16										
	算	第	五利	ŧ ŧ	筙	(†	+ -	ť,	ス葉	等))	11											17										
		控		除	7	ŧ	象		仕		λ	ŧ	ž	\$Ø	σ)	Ħ	ĩ	ã.	式	X	分		Ĵ	ĩ	出	額						
T w		原		則		āt		Ĵ	Ĩ.		を		遖	F	ŧ	す		3)	場	6	ì	18										
*	+±	1	1	Ť	×.		の		亊	2	ξ.	T	75	%	以上	4 >	сəз	なし	」仕	入率			19						Y	3			

[付表 5-(2)1/2] タブ

- ・付表 5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税 期間用〕に反映されます。
- ・課税期間の開始が平成27年4月1日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第 一種事業(卸売業)」から「第六種事業(不動産業)」まで表示されます。

消費税計算情報	\rangle	申告書選択	申告書・付表	入力完了		会計連動
申告書(簡易) 付表4		付表5-(2)1/2 作	表5-(2)2/2			
課税期間 1 按路対象仕入税額の計算の基	2	8 · 1 · 1 ~ 28	· 12 · 31 氏名又は	△△ 太郎		🎴 🗆 チェック完了
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
課税標準額に 対する消費税額	1		519,640	1,671,453	2,191,093	
資創回収に係る消費税額	2					
売上対価の返還等 に係る消費税額 物路対象(1) 新額の計算	3					
2000 月線に入税額の計算 の基礎となる消費税額	4	294100413 ###	519,640	1,671,453	2,191,093	
項目		税率3%通用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
4 × みなし仕入率 90%	5		467,676	1,504,307	1,971,983	
 	(者の) 税抜)場合の控除対象仕入税額 き)の明細				
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
事業区分別の合計額	6				売 上 割 合	
第 一 種 事 業 (卸 売 業)	7					
第 一 惟 争 未 (小売業) 第 三 種 本 業	8					
(製造業等) 第四種事業	9					
(その他) 第五種事業	11					
(サービス葉等) 第二六 種 事 業	12					
 (イ 動 産 業) (2) (1)の事業区分別の課税売 	上高	に係る消費税額の明細				V

・課税期間の開始が平成27年3月31日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第 ー種事業(卸売業)」から「第五種事業(サービス業等)」まで表示されます。

消費税計算情報	> 申告書選択 >	申告書・付表	入力完了		会計運動
申告書(簡易) 付表4	付表5-(2)1/2	付表5-(2)2/2			
言果较其明智	27 · 1 · 1 ~ 2	7 • 12 • 31 氏名又	は名称 ムム 太郎		🎽 🗆 チェック完了
I 控除対象仕入税額の計算の基礎	楚となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	습計 D (A+B+C)	
課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額	1	519,640	1,547,595	2,067,235	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	2				
売上対価の返還等 (に係る 消費税額	3				
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額	4	519,640	1,547,595	2,067,235	
Ⅱ 1種類の事業の専業者の場合の	の控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率 4% 適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
4 × みなし仕入車 90%	5	467,676	1,392,835	1,860,511	
Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業報	皆の場合の控除対象仕入税額	ĺ			
(1) 事業区分別の課税売上高(移	(抜き)の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%通用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
事業区分別の合計額(3			売 上 割 合	
第一種事業。	7				
第二種事業 (小売業)	3				
第 三 種 事 業 (製 造 業 等)	3				
第四種事業 1 (その他)	0				
第 五 種 事 業 1 (サービス業等)	1				
(2) (1)の事業区分別の課税売上	高に係る消費税額の明細				

[付表 5-(2)2/2] タブ

・付表 5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税 期間用〕に反映されます。

消費税計算情報 > 申告書選択	申告書・付表	入力完	7		会計連動					
申告書(簡易) 付表4 付表5-(2)1/2	付表5-(2)2/2									
 (3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 イ 原則計算を適用する場合 					▲ □ チェック完了					
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)						
$\frac{(\overline{14} \times 90\% + 15 \times 80\% + 16 \times 70\% + 17 \times 60\% + \overline{18} \times 50\% + 19 \times 40\%)}{13} 20$										
ロ 特例計算を適用する場合 (イ) 1種類の事業で85%以上										
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)						
(7D/6D-8D/6D-9D/6D-10D/6D-11D/6D-12D/6D)≧75% 4 × みなし仕入車										
(口) 2 種類の事業で75%以上										
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)						
第一種及び第二種事業 (7D+8D) /6D ≧ 75X 4 × <u>14×30X+(13-14)×80X</u> 22										
第一種及び第三種事業 4 × 14×90%+(13-14)×70% 23										

3.1.11.3 中間申告書の申告書・付表の入力項目

中間申告の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書(第26号様式)] タブ

・第26号様式の消費税及び地方消費税の中間申告書に反映されます。

			~			_	T. C.	0			_	**		0000	0001	
(m. 15) 401	東京都新宿区四	180-00-0	5		m	~	7.0%	4	-	л 1962	997 F 63	26	理世方	2000		□ チェック完了
11 106 712		- 0000	- 0000	>	101 Tre	10 10	æ ,			171.69			前課税期間	百 1 0 21 年 至平成 27 年	12 8 21 8	
(71147+)	1000 W 5 99	- 9999	- 9999	-	- T #	× 28	年 年 10	H R			明白カの	消		±194 21 +	12 / 31 0	
(20月))	(6(6/6/37))				+0	28	+ 12	<u>л</u> ;	si c	⊐ Ψie wai∓ico	~ 등 중 		の年月日	平成 年	月日	
고 나 문 문	OO IBINE					201		19	97 11	nessol	11 75 MAGO		前課税期間			
個人番号					祝務	- 4	. /	1					の消費税額		545,700	
모네	****				署							費	中間申告	自平成 28 年	1月1日	
法人養亏				20	理								対象期間	至平成 28 年	6月30日	
(フリカテ)	<u> (11-(11-)11)</u>				褶								月耕換官	前課税期間	× 6	
1、表も氏石 フィナエック	00 太郎											税		の消費税額	12	
X IA IC 25					18 TE	消日	告前	说額					納付すべき		272,800	
			审	税坊	9 加 彩	語					消費税額					
					言で	地里	告前	说額				地	的付すべき		73,600	
(付記名称)					あ	70 M	9 加 彩	語				7	地方消費税			1
税理士	17-11-12				場	消費	2 税 等	50				消	費税等の		346,400	
著名押印	《電話番号	-	-)	合	台計	網行れ	見朝				台	计初行税额			

[納付すべき地方消費税]

- ・平成26年4月1日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に63分の17を乗じた金額が表示されます。
- ・平成 26 年 3 月 31 日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に 100 分の 25 を乗じた金額が表示されます。

3.1 消費税申告書

3.1.12 マイナス金額発生時の計算および出力

『ネット de 記帳』では、課税売上高より売上対価の返還が大きく、結果として課税売上高 がマイナス金額になった場合、国税庁から指示により、特定の項目についてはマイナス金額 をゼロに置き換えて印刷します。

マイナス金額が発生した場合の計算方法およびマイナス金額をゼロに置き換える項目について説明します。

 ●「3.1.12.1 簡易課税「付表 5-(2)」の計算方法」参照

 ●「3.1.12.2 簡易課税「付表 4」の計算方法」参照

 ●「3.1.12.3 簡易課税「付表 5」の計算方法」参照

 ●「3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目(原則課税)」参照

 ●「3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目(簡易課税)」参照

3.1.12.1 簡易課税「付表 5-(2)」の計算方法 簡易課税の「付表 5-(2)」の計算方法について説明します。

•「(5)(4)×みなし仕入率」の計算方法

- (5)のD欄は、(4)にみなし仕入率を掛けて計算します。
 (例)
 - (5) D欄 = (4) D欄×みなし仕入率

(5) D欄 = 667,793×90%=601,013

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額										
酒日		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	合計 D					
-48		А	В	С	(A+B+C)					
課 税 標 準 額 IC 対 す る 消 費 税 額	1		40,000	630,000	670,000					
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	2		2,612		2,612					
売上対価の返還等 に係る 消費税額	3			4,819	4,819					
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額	4		42,612	625,181	667,793					
II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額										
項目		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	合計 D					
		А	В	С	(A+B+C)					
4 × みなし仕入率	5		38,350	562.662	601.013					
90%	1.1		00,000	002,002	001,010					
- ・「(6)事業区分別の課税売上高(税抜き)の合計」の計算方法
 - (6)のA~C欄は、(7)~(12)がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
 - (6)のD欄は、A~C欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。
- ・「(7)~(12)事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」の計算方法
 - (7)~(12)のD欄は、A~C欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額										
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細										
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)						
事業区分別の合計額 6		670,000	30,800,000	31,470,000	売 上 割 合					
第 一 種 事 業 7 (卸 売 業)		950,000	-700,000	250,000	0.7					
第二種事業 (小売業)		1,000,000		1,000,000	3.1					
第 三 種 事 業 (製造業等)		2,000,000	31,000,000	33,000,000	100.0					
第四種事業 (その他)		-3,400,000		-3,400,000						
第 五 種 事 業 (サービス業等) 11		20,000		20,000	0					
第 六 種 事 業 (不動産業)		100,000	500,000	600,000	1.9					

・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法

- (13)のA~C欄は、(14)~(19)がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
- ・(13)のD欄は、(14)~(19)のD欄がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて合計 します。
- ・「(14)~(19) 第一種事業(卸売業)~第六種事業(不動産業)」の計算方法
 - (14)~(19)のD欄は、A~C欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

(2) (1)の事業区分別の課税売上高	(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細										
項目	税率3%適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)							
事業区分別の合計額 13		162,800	1,984,500	2,109,300							
第 1 種 事 業 (卸 売 業) 14		38,000	-44,100	-6,100							
第二種事業 (小売業)		40,000		40,000							
第 三 種 事 業 (製造業等)		80,000	1,953,000	2,033,000							
第四種事業 (その他)		-136,000		-136,000							
第 五 種 事 業 (サービス業等)		800		800							
第 六 種 事 業 (不動産業) ¹⁹		4,000	31,500	35,500							

- ・「(20) 原則計算を適用する場合」の計算方法
 - (20)のA~C欄は、(14)~(19)がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例1)

- (20) B欄 = (4) B欄×((14) B欄×90%+(15) B欄×80%)÷(13) B欄
 (13) B欄 : 120,000 円
 - (14) B欄 : 0円(-40,000円)

(15) B欄 : 120,000 円

- (20) B欄 = 80,800×((0×90%+120,000×80%(切捨て))÷120,000)
 (切捨て)=64,640
- ・(20)のD欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(13)~(19)のD欄で計算します。

(例 2)

- (20) D欄 = (4) D欄×((14) D欄×90%+(15) D欄×80%)÷(13) D欄
 (13) D欄 : 836,000 円
 - (14) D欄 : 86,000 円
 - (15) D欄 : 750,000 円
- (20) D欄 = 836,800×((86,000×90%(切捨て)+750,000×80%(切捨て) ÷836,000)(切捨て)=678,048

1 movemal 重 2 man 5 5 mai 控除対象仕入税額の計算式区分 4 × 5 みなしした 4 x × 5 かなししたの 1 x 2 mai 1 x	(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 (3) 直接対象性入税額の計算式区分の明細							
4 × み な し 仕 入 車 (1/1×901×15×901×17×901×18×901×19×901×19×901×19×901×19×901×19×901×10×90	*1 がお (g) (2 / Win) (3 / win) 控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)			
	$ \begin{pmatrix} 4 & \times & \mathcal{P} & tc & tc & \chi & \mp \\ (14 \times 90\% + 15 \times 80\% + 16 \times 70\% + 17 \times 60\% + 18 \times 50\% + 19 \times 40\%) \\ 13 \\ 13 \\ 13 \\ 13 \\ 13 \\ 13 \\ 13 \\ 1$		64,640	617,400	678,048			

ロ 特例計算を適用する場合

• (20) 計算方法の(例 1) および(例 2) の計算の元となる金額

I 控除対象仕入税額の計算の基	I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額											
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)								
課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額	1	80,000	756,000	836,000								
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	2	800		800								
売上対価の返還等 に係る 消費 税額	3											
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額	4	80,800	756,000	836,800								

(中略)

(2) (1)の事業区分別の課税売上	高に係る消費税額の明細			
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額 13		120,000	756,000	836,000
第 一 種 事 業 (卸 売 業)		-40,000	126,000	86,000
第二種事業 〈小売業〉		120,000	630,000	750,000
第 三 種 事 業 (製造業等)				
第四種事業 (その他)				
第 五 種 事 業 (サービス業等)				
第 六 種 事 業 (不 動 産 業)				

・「(22) ~ (36)(□)2種類の事業で75%以上」の計算方法
・(22) ~ (36)のA~C欄は、(14)~(19)がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。 (例 1)
(22)B欄 = (4)B欄×((14)B欄×90%+((13)B欄-(14)B欄)× 80%)÷(13)B欄
(13)B欄 : 120,000円
(14)B欄 : 0円(-40,000円)
(22)B欄 = 80,800×(0×90%+(120,000-0)×80%(切捨て))÷120,000
(切捨て)=64,640
・(22)~(36)のD欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高よ り売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(14)~(19)のD欄で計算します。
(例 2)
(22)D欄 = (4)D欄×((14)D欄×90%+((13)D欄-(14)D欄)× 80%)÷(13)D欄

- (13) D欄 : 930,500 円
- (14) D欄 : 86,000 円
- (22) D欄 = 931,300×(86,000×90%(切捨て) + (930,500-86,000)× 80%(切捨て))÷930,500(切捨て) =753,647

(口) 2種類の	事業で75%以上					
控除対象仕。	入税額の計算式区	分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 (7D+8D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 80\%}{13}$	22		64,640	693,000	753,647
第一種及び第三種事業 (7D+9D) /6D ≧ 75%	$4 \ \times \ \frac{14 \times 90 \text{\%} + (13 - 14) \times 70 \text{\%}}{13}$	23				
第一種及び第四種事業 (7D+10D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 60\%}{13}$	24				
第一種及び第五種事業 (7D+11D) /6D ≧ 75%	$4 \ \times \ \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 50\%}{13}$	25				
第一種及び第六種事業 (7D+12D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 40\%}{13}$	26				
第二種及び第三種事業 (8D+9D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 70\%}{13}$	27				
第二種及び第四種事業 (8D+10D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 60\%}{13}$	28		64,640	636,300	708,908
第二種及び第五種事業 (8D+11D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 50\%}{13}$	29				
第二種及び第六種事業 (8D+12D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 40\%}{13}$	30				
第三種及び第四種事業 (9D+10D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 60\%}{13}$	31				
第三種及び第五種事業 (9D+11D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 50\%}{13}$	32				
第三種及び第六種事業 (9D+12D) /6D ≧ 75%	$4 \times \frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 40\%}{13}$	33				
第四種及び第五種事業 (10D+11D)/6D ≧ 75%	$4 \times \frac{17 \times 60\% + (13 - 17) \times 50\%}{13}$	34				
第四種及び第六種事業 (10D+12D)/6D ≧ 75%	$4 \times \frac{17 \times 60\% + (13 - 17) \times 40\%}{13}$	35				
第五種及び第六種事業 (11D+12D)/6D ≧ 75%	$4 \times \frac{18 \times 50\% + (13 - 18) \times 40\%}{13}$	36				

3.1 消費税申告書

・(22)計算方法の(例1)および(例2)の計算の元となる金額

I 控除対象仕入税額の計算の基礎	I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額											
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)								
課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額		80,000	850,500	930,500								
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ²		800		800								
売上対価の返還等 に係る消費税額												
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 4		80,800	850,500	931,300								

(中略)

(2) (1)の事業区分別の課税売上	(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細											
項目	税率3%適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)								
事業区分別の合計額 13	1	120,000	850,500	930,500								
第 一 種 事 業 (卸 売 業)	•	-40,000	126,000	86,000								
第二種事業 (小売業)	i	120,000	630,000	750,000								
第 三 種 事 業 (製造業等)	1											
第四種事業 (その他)	,		94,500	94,500								
第 五 種 事 業 11 (サービス業等)	3											
第 六 種 事 業 (不 動 産 業)	1											

3.1.12.2 簡易課税「付表 4」の計算方法

簡易課税の「付表 4」の計算方法について説明します。

- ・「(7) 控除税額小計」の計算方法
 - ・(7) A~C 欄は、(4) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
 - (7) D 欄は、(4) D 欄+(5) D 欄+(6) D 欄で計算します。

控	控除対象仕入税額	4	-36,000	567,000	531,000
除	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	5			
税	貸倒れに係る税額	6	20,000		20,000
額	控除税额小計	7	20,000	567,000	551,000

・「(8) 控除不足還付税額」または「(9) 差引税額」の計算方法

• (9) D 欄= (2) D 欄+ (3) D 欄- (7) D 欄

Þ	<u>z</u>			分		税率 3 % 適用分 A	税率 4 % 適 用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課	税	櫄	準	額	1		-1,000,000	10,000,000	9,000,000
消	費	移	ź	額	2		-40,000	630,000	590,000
貸	倒回収に	係る:	消費税	額	3				
控	控 除 対	象仕	入税	額	4		-36,000	567,000	531,000
除	返還等対	ј∰ ∣с	係る税	額	5				
税	貸倒れ	に係	る税	額	6		20,000		20,000
額	控除:	税額	一小	計	7		20,000	567,000	551,000
控	除不足	還	付 税	額	8		60,000		
差	31	移	ź	額	9			63,000	39,000
合	計差	31	税	額	10				39,000

 (9) D 欄がマイナス金額の場合、(7) D 欄-(2) D 欄-(3) D 欄の金額を(8) D 欄に表示します。(9) D 欄には何も表示しません。 3.1.12.3 簡易課税「付表 5」の計算方法

簡易課税の「付表5」の計算方法について説明します。

- ・「(6)事業区分別の課税売上高(税抜き)の合計」の計算方法
 - ・(6)は、(7)~(12)がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。

・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法

・(13)は、(14)~(19)がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

	=0	x 3	分	事業区分別の課税売上高(税抜さ	₹)	左	の課税売上高に係る消費税額
2	諸税	事業区分別の合計額	6	1,480,000 売 上 割	合 %	13	94,500
-	売	第一種事業 (卸売業)	7	1,000,000	67.5	14	63,000
種	高	第二種事業 (小 売 業)	8			15	
類	10	第三種事業(製造業等)	9	500,000	33.7	16	31,500
	3	第四種事業(その他)	10	-20,000		17	-1,260
以	計	第五種事業(サービス業等)	11			18	
上	24	第六種事業(不動産業)	12			19	

3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目(原則課税)

原則課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。

```
参照→「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照
```

●マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目 原則課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面 表示または申告書を印刷します。

付表 2-(2)

- ・「(4)課税資産の譲渡等の対価の額」の D 欄
- ・「(7) 資産の譲渡等の対価の額」の D 欄

項目		税 率 3 % 適 用 分 A	税率 4 % 適 用分 B	税率6.3% 適用分 C	合計 D (A+B+C)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	1		-5,000,000	2,000,000	-3,000,000
免税売上額	2				
非課税資産の輸出等の金額	3				
課税資産の譲渡等の対価の額	4				0
課税資産の譲渡等の対価の額	5				-3,000,000
非課税売上額	6				
資産の譲渡等の対価の額	7				0
課税売上割合					[%]

付表 2

- ・「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」
- ・「(7) 資産の譲渡等の対価の額」

		X,	頁											8			金	額
			課		税		売		F		額	(税	抜き	;)		1		-2,000,000
			免			税		売	5		上			額		2		
			非	課	税	資	産	の	輸	出	等	の	金	額		3		
		課	税	資	産	の	譲	渡	等	の	対	価	の	額		4		0
			課	税	資	産	の	讓 渡	! 等	の	対	価	の	額		5		-2,000,000
			非		課		1	Ř	売	5		上		額		6		
		資	産	6	の	譲	渡	等	の	対	í	Ξ	の	額		7		0
L	課			税			売		上			割			合]	%]
	課	資	₽ 非 産	-0. で 税	 課 の	譲	ッ 渡 売	≥≈ //3 茨 等	、 、 売 の 上	5 対	ſ	,山 上 西 割	o o	朝 額 額	合	6 7	[%]

3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目(簡易課税)

簡易課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。

◎照→「3.1.15.4 「簡易課税」の印刷条件設定」参照

●マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目 簡易課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面 表示または申告書を印刷します。

付表 5-(2)

・「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」の D 欄

I 控除対象仕入税額の計算の基礎	まとなる 消費税額			
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額		40,000	63,000	103,000
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額				
売上対価の返還等 に係る消費税額			126,000	126,000
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額		40,000	-63,000	0
Ⅱ 1種類の事業の専業者の場合の	>控除対象仕入税額			
項目	税率3%適用分 A	税率 4 % 適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
4 × みなし仕入率				

付表 5

・「(4) 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」

	項											B			金	額
課	税	標	準	額	15	対	す	3	浦	í	費	税	額	1		31,500
貸	倒		ЦŢ		IC I	係	る	ŝ	肖	措		税	額	2		
売	上:	対値	iの	返	還	等	1C	係	3	消	費	税	額	3		63,000
控丨	除対	象仕	:入 ŧ	Ř 額	計	算の	基	礎と	な	న	消	費移	額	4		0
1 1	锺 類	の事	業の	専	業者	旨の	場合	4 ×	みた	ょし	仕り	入率		5		

●マイナス金額をゼロに置き換えて印刷する項目

簡易課税では、以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、画面上は計算結果 を確認できるよう、マイナス金額のまま表示します。申告書の印刷では、マイナス金額 をゼロに置き換えます。また、印刷条件の設定により、金額確認用としてマイナス金額 で印刷することができます。

消費税申告書(簡易課税)

_	2	~	=	7 -	J	بدء	~	'	7	5			1=	-	1			'	-	٦J	C	1	王.		0		١٨	×12	/1/	, r		_	Ę	J										
ic M					2	0) 月	1 4	1	1	ζ	よ	る	1	13	散利	党 (D	税	額	D	計	算	_				6 †	*	Bri		±.	28	σ			m		右			住	31	ĩ
始す	課	ŧ	2	標		1	額	۵	+	T	兆	f	T	Ĩ	+	億	13		6	+	7	1	0		0	-FT	13	記	25	34.		. 8			- 		m ==	\exists	t			 665	39	課税
る課	36				3U		\$5	0	┢	Ť	-		t	╈	_		+	T	2	2	•	7	6	7	3		6	*	T	**	准	277	u.	28	<u></u> .	-	m =	H	1	-			33	期間
税期	154	2 m	n and a second	- 65	5.8		u sa	3		Ť			t	╈	-		t	Ť	-	-	-	<u> </u>		i ·	f		7	項	-1.	*	**		<u>مه</u>	24	т Ф		m	Н	右	- 1			34	分
間か		10	-	x #	tt:	入務	195	@		Ť	۲		t	╈	_		┢	T,	1	8	3	8	1	3	8		8		課		1	1	E	<u>新</u>	tă	道	君	H	右	-			35	m
5.	192 160	道	. 1		ŅĢ.	対	価	6	┢	Ť	۲		t	╬	_		t	Ť	÷	-	-		L.				9	番	æ	80.4	の費	騨	の税	1	910. E.	E.	用高	一売	F	1		 		易
個人	税	に貨	(日): (日):	h hk	<u>る</u> :保	<u>税</u> る移	額額	6		Ť			t	Ť	_		t	Ť						T	t		.0		*	策	126	(9	10	W -	<u>A 5</u>	file (iffi		-		11	<u> </u>	36	課題
番号	额	权	Ni Ni	秋	-	1	Ħ	0		Ť	۲		t	Ť	_		t	Ť,	1	8	3	8	1	3	8			考		第: 第:	- 26				33	31	2	H	9	1	f	3	37	用
Z	挖	除	T 不 。		1	1 8	額	(8)		Ť	٦		t	Ť			t	Ť	-					Ē	t	1	.3		*	第:	:All				00,		-	Η			ti		38	1
法人	差	0		0		2)	額	9		Ť			Ť	Ť			t	Ť		4	5	9	5	0	0 0	1	.5	*	×	第	網				3,	32	4	Π		9	1.1	1	39	
番号す	中	18	*	1	N	税	額	0	F	Ť			Ť	Ť			Ť	Ť						0	0	1	.6			第	稱						0	П			11	ñ	42	
を記	納	(ന് ത	_	税の)	額	0		Ť			Ť	Î			Ť	T		4	5	9	5	0	0	1	.7	16	分	第6	稽										1.1	Ē	43	
戦する	中) (41		† 税 ()	額	0		Ι			Ι											0	0	1	8	34	特	例	H 9	適	用((令	57	3)	0	有	-	Ī	無	40	

・参考事項「第1種」~「第6種」の課税売上高

付表 4

- ・「(4) 控除対象仕入税額」の A~D 欄
- ・「(7) 控除税額小計」の A~D 欄

	控除文	対象	4	(付表5-(2)の⑤A欄 又は ⑤ A欄の金額)	(付表5-(2)の(5)B欄 又は(5)B欄の金類)	(付表5-(2)の⑤C欄 又は⑥C欄の金額)	(付表)(2)の③D欄又は〇D欄の金額) ※申告書の④欄へ
控	仕 人 オ	兒 額			0	1, 854, 720	1, 846, 816
除	返 還 等 に 係 る	対 価 税 額	(5)	※付表5- (2) の③ A欄へ	※付表5-(2)の③B欄へ	※付表5-(2)の③C欄へ	※付款5-2)の③D欄及び中告書の⑤欄へ
税	貸 倒 オ 係 る 利	h に 兇 額	6				※申告書の⑥欄へ
額	控除税額 (④+⑤-	〔小計 +⑥)	7			1, 854, 720	^{東東普} 費のU欄へ 1, 846, 816

付表 5-(2)1/2

- ・「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」の A~D 欄
- 「(5)(4)×みなし仕入率」のA~D欄

<u>I 控除対象仕入税額の計算の基</u>	礎となる消費税額		-	
TE H	税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	合 計 D
· 快 日	A	В	С	(A+B+C)
課税標準額に	(付表4の②A欄) 円	(付表4の②B欄) 円	(付表4の②C欄) 円	(付妻4の②D欄) 円
対する消費税額	D	-9,880	2, 318, 400	2, 308, 520
貸倒回収に、	(付表4の③A欄)	(付表4の③B欄)	(付表4の③C欄)	(付麦4の③D欄)
係る消費税額	9			
売上対価の返還等。	(付表4の⑤A欄)	(付表4の⑥B欄)	(付表4の⑤C欄)	(付麦4の⑥日欄)
に係る消費税額	9			
控除対象仕入税額の計算				
の 基礎となる 消費税額((① + ② − ③)	Ð	0	2, 318, 400	2, 308, 520
Ⅱ 1 逓箱の事業の専業者の場合	の物験対象仕入税額			
	招卖 9 0/ 適田公	稻卖4% 適用公	稻枣6 90/ 瀋田凸	A # D
項目	税率3%週用方 A	税半4 % 週 用 方 B	税率0.3%週用方 C	(A+B+C)
④×みなし仕入薬」	※付表4の③A欄へ 円	※付表4の ③ B欄へ 円	※付麦4の@C欄へ 円	※付表4の③D欄へ 円
(90% • 80% • 70% • 60% • 50% • 40%)	5)			

「(6)~(12)事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」のD欄 「(14)~(19)第一種事業~第六種事業」のA~D欄

 	活の場合の控除対象仕.	入税額		
項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額	^н	-247, 619	۳ 36, 800, 925	^円 売上 36, 553, 306 割合
第 一 種 事 業 (卸 売 業)	D			※申告書「事業区分」欄へ %
第二種事業 (小売業)	D	-647, 619	33, 312, 037	* " 32, 664, 418 89. 3
第 三 種 事 業 (製 造 業 等)	D			₩ <i>π</i>
第四種事業 (その他))	342, 857	3, 324, 074	* " 3, 666, 931 10. 0
第 五 種 事 業 (サービス業等)	D	57, 142	164, 814	* " 221,956 0.6
第 六 種 事 業 (不 動 産 業)	0			· #
(2) (1)の事業区分別の課税売。	上高に係る消費税額の明	月細		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額		н 15, 999	^д 2, 318, 457	^н 2, 308, 552
第 ─ 種 事 業 (卸 売 業)	€			
第 二 種 事 業 (小 売 業) €	9	0	2, 098, 658	2, 072, 754
第 三 種 事 業 (製 造 業 等))			
第四種事業 (その他)	0	13, 714	209, 416	223, 130
第 五 種 事 業 (サービス業等)	•	2, 285	10, 383	12, 668
第 六 種 事 業 (不 動 産 業) €)			

3.1 消費税申告書

付表 5-(2)	2/2
• 付表 5-	(2)の2ページ目のすべての項目

(3) 控除対象仕入税イ 原則計算を適用	額の計算式区分の明細 する場合					
控除対象仕	入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
④×みなし仕入率	80%+@×70%+@×60%+@×50%+@×40% @	0	H	н 0	⊓ 1, 809, 766	∺ 1, 798, 390
ロ 特例計算を適用	する場合					
 (イ) 1種類の事 控除対象仕: 	棄で75%以上 入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
(⑦)/⑥)・③)/⑥)・③)/⑥ ④×みなし仕入率 (90)	$0 \cdot (00/(00) \cdot (00/(00) \cdot (00/(00))) \ge 75\%$ $\times \cdot (80\%) \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	2	н	н 0	₩ 1,854,720	₩ 1, 846, 816
(ロ) 2種類の事	業で75%以上					
控除対象仕	入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 (⑦ D+⑧D) /⑥ D≥75%	$\textcircled{0}\times \underbrace{\textcircled{0}}_{\texttt{W}\times\texttt{90\%}} (\textcircled{0}-\textcircled{0})\times\texttt{80\%}}{\textcircled{0}}$	2	н	μ	н	P
第一種及び第三種事業 (⑦ D+ ⑨ D) /⑥ D≥75%	$(4)\times \underbrace{(4)\times 90\%+(13)-(14)\times 70\%}{(13)}$	3				
第一種及び第四種事業 (⑦ D+ ⑩ D) /⑥ D≥75%	$(4) \times \frac{(4) \times 90\% + (13 - 14) \times 60\%}{(3)}$	3				
第一種及び第五種事業 (⑦ D+(11)D) /⑥ D≥75%	$(4) \times \frac{(4) \times 90\% + (3) - (4)}{(3)} \times 50\%}{(3)}$	25				
第一種及び第六種事業 (⑦ D+ (2)D) /⑥ D≧ 75%	$(4) \times \frac{(4) \times 90\% + (13) - (4)}{(3)} \times 40\%$	3				
第二種及び第三種事業 (⑧D+⑨D)/⑥D≥75%	$(4) \times \frac{(5) \times 80\% + (13 - 15) \times 70\%}{13}$	Ø				
第二種及び第四種事業 (⑧ D+(10D)/⑥ D≥75%	$(4) \times \frac{(5) \times 80\% + ((3) - (5)) \times 60\%}{(3)}$	8		0	1, 810, 805	1, 799, 656
第二種及び第五種事業 (⑧D+(11D)/⑥D≧75%	$(4) \times \frac{(5) \times 80\% + ((3) - (5)) \times 50\%}{(3)}$	3		0	1, 788, 825	1, 776, 077
第二種及び第六種事業 (⑧D+(2D)/⑥D≥75%	$(4) \times \frac{(5) \times 80\% + ((3) - (5)) \times 40\%}{(3)}$	30				
第三種及び第四種事業 (⑨D+(⑪D)/⑥D≥75%	$(4) \times \frac{(6) \times 70\% + ((3) - (6)) \times 60\%}{(3)}$	3				
第三種及び第五種事業 (③ D+(1)D) /⑥ D≥75%	$(4) \times \frac{(6) \times 70\% + ((3) - (6)) \times 50\%}{(3)}$	8				
第三種及び第六種事業 (③D+(②D)/⑥D≥75%	$\textcircled{0}\times \underbrace{\textcircled{0}^{\times}70\%+(\textcircled{0}-\textcircled{0}^{\times})\times40\%}{\textcircled{0}}$	8				
第四種及び第五種事業 (1000+100)/⑥D≥75%	$(4) \times \frac{(1) \times 60\% + ((3) - (1)) \times 50\%}{(3)}$	9				
第四種及び第六種事業 ((()D+(()D) /6) D≥75%	$(4) \times \frac{(7) \times 60\% + (33 - (77)) \times 40\%}{(33)}$	35				
第五種及び第六種事業 (①D+②D)/⑥D≥75%	$(4) \times \frac{(3) \times 50\% + ((3) - (3)) \times 40\%}{(3)}$	36				
ハ 上記の計算式区	分から選択した控除対象仕入	税		16 da 4 0/ 30 EZ 43		A 41
	項目		税率3%適用分 A #####004#~ m	税率4%適用分 B ※###40@B#☆ ■	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
選択可能な計算 の 内 か ら	算式区分(⑳ ~ ⑳) 選 択 し た 金 額	37	witter an All VIII - All	0	1, 854, 720	1, 846, 816

付表 5

・「(7)~(12)第一種事業~第六種事業」の事業区分別の課税売上高(税抜き) ・「(14)~(19)第一種事業~第六種事業」の左の課税売上高に係る消費税額

		区分		事業区分別の課税売上高(税抜き	5)	左	の課税売上高に係る消費税額
	課 税	事業区分別の合計都	6	円 36, 471, 296	売上 割合	13	円 2, 308, 074
	売上	第一種事業(卸売業)	7	※申告書「事業区分」欄へ	%	14	
2	向に係	第二種事業(小売業)	8	* " 33, 312, 037	91.3	15	2, 098, 658
種	いる消	第三種事業 (製 造 業 等)	9	·茨 //		16	
類	費税	第四種事業(その他)	10	* " 3, 324, 074	9.1	17	209, 416
以上	額の	第五種事業(サービス業等)	(1)	* " 0		18	0
0	計算	第六種事業 (不動産業)	12	·茨 <i>11</i>		19	

3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『電子申告チェック』 入力内容が国税電子申告および納税システム(e-Tax)の電子申告データの仕様に適合してい るかをチェックする手順について説明します。チェックには、2つの方法があります。

●アプリケーションツールバーの [電子申告チェック] ボタンをクリックする

***	▶:#480001 ○ 大郎 詳 (H_28年度 2018/01/01 ~ 2018/12)	31)	ようこそ 〇〇太郎 栖 ログアウト 全部決入端来
日常業務	マスター関係登録	決算業務	データ関係
決算業務 > 1 申告書	1000040000 m 8	1945 X # 24	
白刷 ピア モナ中日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	122/月費代 入力 修正	
<u> 消費税計算情報</u>	申告書選択 申告書・付表 ク	力完了	会計連動
● 申告書(一般) 付表2 〕	(付申告明細1/2) 還付申告明細2/2		
+K版 年 月 日四谷 東京都新宿区四: 約 税 地 △△ビル1F 電話番号 03 〈 フリガナ 〉 名 称 ○○商店 又 は 屋 号	10.7000-0001) 10.7000-0001) 20.7000-0001 → 20.7000-0001 → 20.7000-00001 → 20.7000-00000 → 20.70000-00000 → 20.70000-00000 → 20.70000-00000 → 20.700000 → 20.700000 → 20.70000 → 20.700000 → 20.70000 00 → 20.	这时小果猫 翌 藥否 這理番号 20000001	
(フリガナ) 代表者氏名 ○ 太郎	個人 4 又は法人	# 号 ##号 ************	
1 1 1 1 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日	課税期間分の消費税及び地方 消費税の(確定))申告書	中間申告 自平成 年 月 対象期間 至平成 年 月	
この申告書による消費課税 標 準 額 1	税の税額の計算 66,552,000 記 払 基 準	[≰] の適用無 等の通用 無	
消費税額2 控除過大調整税額3	4,192,776 項 現金主義多	き 挙 の 通 用 無 注計 の 通 用 無	
控除対象仕入税額4 速還等対価に係る税額5	1,297,413 消費税額計算 参控計 課税売上高 多除許 又	章の特例適用 新 15億円超 は	- 11
税 額 控除税額小計7		95% 未満 一括 個別対応方式 以 外 全額	v
 手順 ① ① ② ② ③ ③ 第 1 1<th>ック] ボタンをクリッ?] ボタンをクリックしる</th><th>クします。 ます。</th><th>×</th>	ック] ボタンをクリッ?] ボタンをクリックしる	クします。 ます。	×
● の保存 【 M460001 ○○ 太郎	確定申告 1回目 】		
N0 帳票名 ^	ージ 項目名 エラー内容	項目内容(変更前) 項目内	容(変更後)
			チェック開始
③エラーが無い場	合、次の確認メッセー	ジが表示されます。	
確認		×	



「3.1.13.2 電子申告エラーチェック」参照

④ [OK] ボタンをクリックします。

●≪終了確認≫メッセージで確認する

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係 決算業務 消費税中告書 データ 編 再計算 ご 酸洗明的 ご 酸洗明的 ご 金額 (ア) (ア) (福) (日) (日) <th< th=""><th>- F:M480001</th><th>/01 ~ 2016/12/31)</th><th>ようこそ OO大郎 枝 ログアウト 登録法み編末</th></th<>	- F:M480001	/01 ~ 2016/12/31)	ようこそ OO大郎 枝 ログアウト 登録法み編末
決算業務) 消費税申告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			データ関係
● 日刷 ● 〒==* ● 目前	決算業務 > 消費税申告書		(1)
消費税計算件報 中告書資稅 中告書 人力完了 会計運動 申告書(一般) 付去2 還付申告明細1/2 還付申告明細1/2 還付申告明細1/2 還付申告明細1/2 運付市委備 要 中告書(一般) 付去2 還付申告明細1/2 還付申告明細1/2 運付申告明細1/2 逆付市委備 要 ♥ 中式 年 月 日 四 ● ● ● ● (フリガナ) (34,19/2) - 3000 - 0001 > ●	□ 日刷 ピ 電子中告 部 再計算 ご 課税規 変更	期間 河道 調整消費税 資源 金額 修正	
中告書(一般) 付表2 湿付申告明細/2 遠付申告明細/2 遠付申告明細/2 平成 年 月 日 四谷 稅務署具限 東京都新宿区四谷〇〇〇〇〇〇〇 ● 約 秋 東京都新宿区四谷〇〇〇〇〇〇〇 ● 約 秋 東京都新宿区四谷〇〇〇〇〇〇 ● (2) フリガナ) (3(3/2)47)7) ● 名 作 ● ● 2 は 屋 ● (2) ブナ) (3(3/2)47)7) ● 名 作 ● ● 2 は 屋 ● (2) ブナ) (3(3/2)47)7) ● 名 作 ● ● (2) 丁大 (3(3/2)47)7) ● 名 作 ● ● (2) 丁大 (3(3/2)47)7) ● 名 作 ● ● (2) 丁大 (3(3/2)47)7) ● 名 ● ● ● (2) 日 日 ● (消費税計算情報) 申告書選択 申告書・付	表入力完了	会計連動
平成 年月日四谷 税務署長限 送付不要4 要 第京都新宿区四谷〇〇〇〇〇 第京都新宿区四谷〇〇〇〇〇 二人上ビル1F 一 一 約 秋 第京都新宿区四谷〇〇〇〇〇 二人上ビル1F 一 (1) (福藤寺 03 - 3000 - 0001) (福藤寺 7, 3) - (2) (7) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (2) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	申告書(一般) 付表2 遠付申告明細1/2 遠付申告明細2/	2/2	
消費稅類2 4,192,776 丁工事進行基準の適用無 控除過大調整稅額3 項理金主義会計の適用無 控除対象仕入稅額4 1,297,413 確認定等対価に係る稅額5 費	平成 年月 日 四谷 税務署集殿 東京都新宿区四谷○-○○-○ △△ビル1F (1) (1) (1) (2) ワガナ) (1) (2) ワガナ) (1) (2) ワガナ) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (2) (3) (4) (2) (4) (2) (2) (4) (2) (2) (4) (2) (2) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4	逆付不要額 要 ※ 所管 要否 疑理毒号 ※ 所管 要否 疑理毒号 20000001 個 4 2000001 個 6 号 2000001 2012 中間 ● 日 平成 2013 中間 ● 日 平成 2014 中間 ● 自 平成 2014 ● 中間 ● 自 平成 31 鼓 基 準 の 通 用 無 또 近 季 の 通 用 無 工 事 近 子 ● 通 無 消費 板額 第 ● <th>▲ 日 単 月 日 単 月 日 単 月 日 単 月 日</th>	▲ 日 単 月 日 単 月 日 単 月 日 単 月 日

手「
① [×] ボタンをクリックします。

②≪終了確認≫メッセージで、[国税電子申告のエラーチェックを行う] にチェックをつけます。

2	終了確認	×
	● 申告書・付表入力を終了してもよろしいですか?	
	☑ 国税電子申告のエラーチェックを行う	

- ③ [はい] ボタンをクリックします。
- ④≪国税電子申告エラーチェック≫画面が表示されます。

国税	観電子申告エラーチェッ	ク				×			
r	【 M460001 〇〇 太郎 確定申告 1回目 】								
NO	帳票名	ページ	項目名	エラー内容	項目内容(変更前)	項目内容(変更後)			
						チェック開始			

⑤ [チェック開始] ボタンをクリックします。

⑥エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



「3.1.13.2 電子申告エラーチェック」参照

⑦ [OK] ボタンをクリックします。

3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ
 ≪国税電子申告エラーチェック≫画面でチェック処理を行った際、メッセージが表示される場合があります。メッセージの原因および対処方法について説明します。
 「エラー」の場合は、文字色が「赤」で表示されます。エラーメッセージの対処方法を確認し、
 申告書を修正します。エラーがある場合、電子申告はできません。

「警告」の場合は、文字色が「黒」で表示されます。申告書を修正しない場合は、電子申告データの抽出を行うと、チェック結果表示エリアの「項目内容(変更後)」の値で電子申告データ が作成されます。

		税電子申告エラーチェック			×	
[エラーファイル <mark>_</mark> の保存]ボタン		で			3	
	【 次	■460001 ○○ 太郎 確定申告 1回目 】 のエラーがありました。該当の入力画面で確認・修正してくた	ださい。			
	NO	帳票名	ページ	項目名	I.	
	1	消費税の還付申告に関する明細書(1/2)(個人事業者用)	1	(1) 主な課税資産の譲渡等取引先の氏名(名称)	電子申告として利用でき	
	2	消費税の還付申告に関する明細書(1/2)(個人事業者用)	1	(2) 主な輸出取引等の明細取引先の氏名(名称)	電子申告として利用でき	
						~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
						チェック結果
						表示エリア
	(•	
					チェック開始	

[アプリケーションツールバー]

[エラーファイルの保存] ボタン

・エラー内容をテキストファイルに出力します。

[チェック結果表示エリア]

[NO]

・連番付番された NO が表示されます。

[帳票名]

・対象となる帳票名が表示されます。

[ページ]

対象となるページが表示されます。

[項目名]

・対象となる項目名が表示されます。

[エラー内容]

エラーが発生した原因および電子申告データとして抽出された結果などが表示されます。

[項目内容(変更前)]

・エラーチェック時点で入力されている内容が表示されます。

[項目内容(変更後)]

- ・エラーの場合、電子申告データとして抽出できない文字が表示されます。
- ・警告の場合、電子申告データとして抽出した後に変換される内容が表示されます。

エラー内容	項目内容(変更前)	項目内容(変更後)
電子申告として利用できない値が使用されています。	啊部 櫌助	使用不可文字:啊 櫌
電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。	㈱アイウ工業	㈱アイウ工業

●エラーメッセージ

メッセージ	原因	対処方法
電子申告として利用で きない値が使用されて います。	抽出範囲外の値が入力 されています。	「項目内容(変更後)」に「使用不可文字:xx」が表示されている場合は、表示された文字を電子申告で使用できる文字に修正します。xxには、入力されている使用不可文字がすべて表示されます。

●警告メッセージ

メッセージ	原因	対処方法
電子申告で有効な桁数 (OO桁)を超えてい るため切り捨てられま す。	抽出可能な桁数(=文 字数)を超えて内容が 入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。
電子申告として利用で きない文字が含まれて いるため変更されま す。	使用不可である半角力 タカナ文字、半角スペ ースおよび特殊文字が 入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。

3.1.13.2 電子申告エラーチェック結果の保存

電子申告エラーチェック結果を保存する手順について説明します。

	围	電子申告エラーチェック			×
(2	L	びつううう (1) びの保存			
	ľ	M460001 〇〇 太郎 確定申告 1回目 】			
2	次の	りエラーがありました。該当の入力画面で確認・修正してく;	ださい。		
(1	0	帳票名	ページ	項目名	T
	1	消費税の還付申告に関する明細書(1/2)(個人事業者用)	1	(1) 主な課税資産の譲渡等取引先の氏名(名称)	電子申告として利用でき
	2	消費税の還付申告に関する明細書(1/2)(個人事業者用)	1	(2) 主な輸出取引等の明細取引先の氏名(名称)	電子申告として利用でき
					•
					チェック開始

「手順①国税電子申告エラーチェックでエラーがある場合、≪国税電子申告エラーチェック≫画面のチェック結果表示エリアにエラーの詳細が表示されます。

●「3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ」
 参照

②エラーの内容をファイルに保存する場合は、[エラーファイルの保存]をクリックします。
 ③ [保存] ボタンをクリックして、テキストファイルを任意の場所に保存します。

④必要に応じて、エラーとなっている該当画面に戻り、入力内容を確認または修正します。

3.1.14 入力完了にチェックをつける(入力完了ナビボタン)

『決算業務』>『消費税申告書』>『入力完了』 すべての申告書および付表の入力が完了したら「入力完了」にチェックをつけます。

◎ 入力完了の解除について→

「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照

	***	M480001 七郎 詳(H 26年度 2014/01/01 ~/ 2014/1	2/21)	L J Z Z	○○太郎 様 ログアウト
		マフクニ問係発発	(1)		デーク閉係
	注意業務 > 消費税申告書	* 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	7人并不1分		
					2 🗙
	消費税計算情報 > 1	申告書選択 〉 申告書・付表 】	入力完了		会計連動
3	 人力完了 申告書名称: 確定申告 □ 入力完了 				
	データの入力がすべて完了したもの 入力完了していないと電子申告デー	として終了する場合は、このチェックをつ タを作成することは出来ません。	oltてください。		
	画	面名 🕑	チェック		
) 消費税申告書(一般) 付表1		完了		
	付表2-(2)		完了		
	消費税の遠付申告に関する明細書(1) 消費税の遠付申告に関する明細書(1)	固人)1/2 固人)2/2	完了		
	更新ボタンを押下すると、申告書のノ	力を完了状態にし、メニュー画面に戻り:	ます。	(4 更新

「手順①[入力完了]ナビボタンをクリックします。

②チェック欄がすべて「完了」になっていることを確認します。

- ③ [入力完了] にチェックをつけます。
- ④ [更新] ボタンをクリックします。

⑤次の終了確認メッセージが表示されます。

終了確認	×
入力完了に更新して処理を終了してもよろしいでで	すか?
□ 国税電子申告のエラーチェックを行う	
· 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	メッセーシ
 آ3.1.13	; 電子申告
▶ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	諸の終了確
	「3.1.14.1

⑥ [はい] ボタンをクリックします。

⑦『消費税申告書』が終了します。

3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について 中間申告書の入力完了時に、電子申告データを任意の中間申告書として作成できるか、通常 の中間申告書として作成できるか判定し、作成できる中間申告書に自動で切り替えて電子申 告データが作成されます。判定した結果は終了確認メッセージに表示されます。 任意の中間申告書を作成する場合は、[消費税計算情報]タブの「中間申告回数」で「任意(年 1回)」を選択します。

厨舗 任意の中間申告書を作成する→

「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照

[前課税期間の消費税額が48万円を超えているため任意の中間申告書を作成できない場合] ・電子申告データが通常の中間申告書として作成されます。

終了確認 ×							
前課税期間の消費税額が48万円を超えています。 任意の中間申告書ではなく、通常の中間申告書として電子申 データが作成されます。							
入力完了に更新して処理を終了してもよろしいですか?							
はいいえ							

[前課税期間の消費税額が48万円以下のため通常の中間申告書を作成できない場合] ・電子申告データが任意の中間申告書として作成されます。

-0.3 1		/
終了確認	3	×
	前課税期間の消費税額が48万円以下です。 任意の中間申告書として電子申告データが作成されます。 入力完了に更新して処理を終了してもよろしいですか?	
🗌 国税電	電子申告のエラーチェックを行う	
	はいいえ	



月数換算(分母)が12か月未満の場合

月数換算(分母)が12か月未満の場合は、「前課税期間の消費税額」を年換算して判定されます。

3.1.14.2 申告書の参照モード表示

「入力完了」にチェックをつけた後に、申告書を参照モードで表示する手順について説明し ます。参照モードの場合、決算書を修正することはできません。

🧝 入力完了を解除する→「3.1.14.3入力完了チェックを解除する」参照

	₩ 3 ⊐-ド:M460001				ようこそ 〇〇太郎	■ 様 ログアウト			
	💛 🔿 太郎 様 (H 28年	渡 2016/01/01 ~ 2016/	12/31)						
日常業務		ター関係登録	決算業利	务	データ	関係			
決算業務 > 消費税申告	決算業務 > 消費税申告書								
集計期間 変更									
消費税計算情報	申告書選択	申告書・付表 🔷	入力完了			会計連動			
申告書選択									
半期 平成28年1月	1日 ~ 平成28年12月31日								
2 申告区分	申告書名称	集計開始月	集計終了月	完了					
1 確定申告	確定申告 1回目	平成28年1月1日	平成28年12月31日	<u> </u>					
				6					
				୍ୱ					
					通訊				

③ [選択] ボタンをクリックします。

④次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照

⑤≪申告書・付表≫画面が参照モードで表示されます。画面右上に「参照」が表示されます。

決算業務 > 消費税申告書		
□ 印刷 C 電子中告 協調 再計算 ご 課税期 変更	期間 2 調整消費税 2 金額 修正	
消費税計算情報 > 申告書選択 + 中告書・何者	表 入力完了 人力完了 人力完了 人力完了 人力完了 人力完了 人力完了 人力完了 人	会計連動
申告書(一般) 付表1 付表2-(2) 還付申告明細1/2] 還付申告明細2/2	「参照」と表示されます。
平成 年 月 日 四谷 税務署長殿	送付不要權 要 🖌	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇 納 税 地 <u>ムムビル1F</u>	※ <u>所管 要否 整理著</u> 5 税 <u>20000001</u> 務	
(電話番号 03 - 3000 - 0001) (フリガナ) 7/(7/)/3/7/) 名 称 ○○商店		=
又 ほ 屋 号 (フ リ ガ ナ) サ/カクサノカク タロ² 代表者氏名 ムム 太郎	個 人 番 号 又は法人番号	
自 平成 27 年 1 月 1 日 課税期間分の 消費税及 至 平成 27 年 12 月 31 日 満費税の(確定)	して地方 中間申告 自平成 年 月 日 >)申告書 対象期間 至平成 年 月 日	
この申告書による消費税の税額の計算付	割賦基準の適用無	
課 祝 標 準 課 66,978,000 記 3 消 費 税 額 2 3,865,368 事]	生 払 泰 準 寺 の 酒 用 悪 工 事 進行 基 準 の 適 用 無	
理除過大調整税額3	現金主義会計の適用無	
按 控除対象 仕入税額 4 1,231,184 ;	消費税額計算の特例 適用 無	
藤 遮逻等対価に係る税額5 参照 税 貸倒れに係る税額6 考照 市 除 彩 新 小 社 7 1.031.104		
控除不足還付税額8	30歳 王 記 20 7 王 80 31 王 81 31 王 83 31 31 王 83 31	
美 引 税 額 3 2 624 100 0 [区 分理 彩 標 迷 麵 油 善 彩 麵	

3.1.14.3 入力完了チェックを解除する

申告書の「入力完了」を解除して、参照モードから入力モードに変更する手順について説明 します。

	₩ 3 ⊐-F:W460001				432 7 00	O太郎 楼 ログアウト
drail and the	◯◯ 太郎 様 (H 28	年度 2016/01/01 ~ 2016/	12/31)			
日常業務	र:	スター関係登録	決算業務	务	デ	ータ関係
決算業務 > 消費税申告	書					
消費税計算情報	申告書選択	申告書·付表	入力完了			会計連動
申告書選択						
当期 平成28年1月	1日 ~ 平成28年12月31日					
2 b <u>申告区分</u>	申告書名称	集開始月	集計終了月	完了		
1 確定申告	確定申告 1回日	平成28年1月1日	平成28年12月31日	0		
				3		
				U	0155	
					選択	

● ①入力完了済の申告書は≪申告書選択≫画面の「完了」に「O」が表示されます。
 ②入力完了済の申告書を選択します。

③ [選択] ボタンをクリックします。

④次のメッセージが表示されます。[いいえ] ボタンをクリックします。



⑤次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



⑥「入力完了」が解除され、《申告書・付表》画面が「入力モード」で表示されます。

3.1.15 消費税申告書を印刷する

『決算業務』>『消費税申告書』>『印刷』 消費税申告書の印刷について説明します。

●帳票一覧

印刷できる帳票は、次のとおりです。

		能要夕称	消費和	版分	H H	CORI
		收示口心	原則課税	簡易課税	故小	ւիչտին
	消費	税及び地方消費税の中間申告書	0	0	0	0
	消費	税申告書(一般)	0	_	0	0
	特定	課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書(別表)	0	_	0	0
由	消費	税申告書(簡易課税)		0	0	0
牛告	付表	2	0	_	0	0
書	付表	₹5	_	0	0	0
•	複	付表 1	0	_	0	0
付ま	数	付表 2-(2)	0	_	0	0
衣	税	付表 4	_	0	0	0
	率	付表 5-(2)	_	0	0	0
	消費	税の還付申告に関する明細書(法人)1/2、2/2	0	_	0	0
	消費	税の還付申告に関する明細書(個人)1/2、2/2	0	_	0	0

消費税申告書(一般・簡易課税)の様式について

『ネット de 記帳』では、国税庁ホームページに掲載されている消費税申告書(個人用・法人用共通の様式)を採用しています。

●印刷様式

申告書・付表を白紙で印刷する場合に指定できる印刷様式は、次のとおりです。

印刷様式		OCR 帳票対応
カラー印刷	税務署のカラーOCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。	0
モノクロ印刷	プリンターに関係なく、モノクロで印刷する場合に選択します。税務 署のモノクロ OCR 帳票には対応していません。	×
国税様式 (モノクロ)	税務署のモノクロ OCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。	0

3.1 消費税申告書

カラー印刷(OCR 帳票対応)

モノクロ印刷

¥& 4 A H		88.42				Т	- 36 46 46 B 25 8 8
		NO.	80.0	180.0	4	0 1	
新 現 地 △△10	新宿区18-0 Cを1 F	0-00-0			11	8	
(21#7) 1886	100000	03 - 3000		0001	41	яþ	* * 2 * *** /*** 23
\$ <u>*</u> 00#	88 [°]					۰.	
個人會号	A. A. C. A. C.	TR. SECOND.	1.1		=	6	8 8/85-7 8 8/2-7-86ARE
(73#7) 3%th	817		• • • •	•		۹.	н л с <mark>в 408</mark> ()
代表者氏名 〇〇	太郎			۲		•	
				-		-	
n ∓rt 2 8 [#]	1111	課税期間分	の消費	秋 及	5地	ħ	(+00+n n #st] = 1
		消費税の(確定	E)	中告		0180
2 + 1 2 8 1	2"[3][]"						Annual = +12
この単	き書による	消費税の税	額の	計算		_	### # ################################
	1 TTT	76	1515	20	0 0	00	E 2 5 5 7 7 0 2 8 1 5 0
	H	4	82	27	76	04	* I * # 0 X # 0 M A
投除這大調整長額 (Î	Πī	Ť	07	福泉金主義会計の適用 有 〇
		1111	80	14	13	01	● 現税標準額に対する消費 ズ 〇
10 2 4 4 4 4 4			12	60	00	09	#計 ###1A1#F#214 〇 勞別対
R REALFORD					Т	10	○ 我 単数化元上創合>15.8.歳 一石正 紀 ○方
第 日本会員十字 (()) (()) (()) (()) (()) (()) (()) ((1 1	92	74	13	L	● 数 の法 上 記 具 所 全額時
※除不見第日供給 (①-②-③)					Т	13	2 世に開始に入れた ある日本の時代日本 () 単常単常の 数式を上昇 50,0001
(Q+Q-D) * (2	89	53	0 (15	
*****			Ц.,	3 0	0 0	16	<u>5</u> 3%9 10
(0,0)		2	89	23	0 (17	0 4%9 171
(0-0)		++++	₩-		0 0	P	PE 6.25.9 76, 562 TH 4, 822, 776
10000 R 8 2 8 8 0]	++++	₩-				
NOR- NO		616	515	1214	415	1.	
第二日 日本		1 7 0	111	24	415	ł.	2 895 363
(中の)(日の間)	「二」	方法 ● 段の3	9 11 O	21.22	412	100	2
1041108-1081		TIT	TT.		Т	14	87 8 7 80-1
		1 2	89	53	0 0	52	to AK-MO E M
📲 er 🖬 🖉		TIT	$\overline{\mathbf{n}}$		T	53	第余()東京寺
की स स स (78	1 2	0 0	54	2月 ゆうちょ銀行の 5月 貯金記号書号
********					0 0	55	
n (a . a . s . s			78	12	0 0	56	0%#8###
(0-0) C					0 0	57	COR#±### 務務主 00 第子
10000 B N N B					<u> </u>	54	■名門印 (電話#= 03-3100-00
TA-100-1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					0 (29	税理士法第30条の書面長さ
THE R. LEWIS CO., LANSING MICH.	1000	1.1.1.1.	1410	716	010	1.1	

国税様式(モノクロ)(OCR 帳票対応)

第27-(1)号様式											0 K	130	2
¥# # # #	-	四谷	10 H	**	ę.			准 1	9.95			222	1
# D	教育家区 開設(2-00-0			-	1°		1	127	20	0 0	0 0 0	0
約 税 地 △△	EN1 F				. I	14		音车	8.0	平成	4	1	
(23#7) 7878	12012	03 - 3000	- 0	001	4	I#F	•	* (<u>(</u> 4		100	12 1	-
4 R 00	商店					le.			-				_
供人會号		TO. 8000071.		NUCLEAR DR	-	ls!			-			- 14	
双坦抗人量导		* * * *	•••								141-7	arres a	
(75H+) 187k	3=7				-	Ľ	-		-	A		1 K 9 1 H	-
又は氏名 00	太郎			۲		۳.	平台	£ .					
0 =0 2 8 0	1. 1.									7.tt	-	-	-
	91-9. J	課税期間分	の消費	税及	び地	方		-					-
= =+ 2 e = 1	212 41	消費税の(確定)	申告	-				x.et [-	_	
* +** 2 .8 * 1	2 2 1									* AL	-11		-
この申	告書による?	有費税の税	額の	片第:)			0.8		# 0	Ī
	0	7.6	5.5	2 0	0	0 0	1.					TT O	t
	0			2 7	7	ž L	-	-				- C	ł
	0		0 4	21			1.	1.1			-	1 0	+
	@ 						÷	384		11151	8	1 0	ł
控 把除对象在入现都	6	1	80	1.4	1	5 00	1.	12.88	の計算の	特許の適	<u>A</u>	H O	Ļ
10 2 4 2 4 H	0		12	6 0	0	0 05		2.8	目長元2	AVERIES	04 0	5	
祝 東田れに伴ら祝聞	© .					10	1.	数方	89.2.	PLEASE 1997		R 23	ŝ
(Q+D-D)	Ð	1	92	7 4	1	3	1.	内林	2 1	44.	2	2.00	•
(0-2-3)	8					12	12	811950	And C	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2) #	50, 00	0
# (0.0-0) #	(D)	2	8 9	5.3	0	0 15	١.,	X 9				* *	
中國聖法政權	8			30	0	0 16	18	3%\$		7	н.		
n (0 - 0) H	8	2	8 9	2 3	0	0 17	ě	4%9		Ŧ			
*******	0				0	0 11	16	4.25.9		76,552 4	я	4,822,7	26
10998 K#288	0			-		15	1°				-		
TAGAS MORNER	6				0	0 24	le	жý	8.73	* (t. o # (0.0 M #	
教会業長に構成	6	6 6	55	24	4	5 21	12	4%9					
	8	7.0	5.5	2 4	4	5 22	18	475.0				2, 895, 36	
- の <u>申</u>	一 の書による前:	方法要用の目	第55の	N 18	-	-	12				_		
	0		-		_	51	t	-					
	8	2	8.9	5 3	0	0.8	Ŀ			48-80			
B			.,		5	~ ~	F.	-	15.0		_	10	
			7 8	1.2	0		Ľ	935	2.00U/		-		
9 - a 8			. 0	1,2	0	0 04	Đ.	17 + 1	(629	<u> </u>	-		_
十元的に算法判断:	0		2.0		0	0 52	Ľ	1= 12	n 6 4	1		_	
- 1 - T - T - T - T	8		(8	1,2	0	0 54	Ľ	化用苦热	-				_
+Tel/#//manual	0				0	0 53	l T	1.18	± loo) 花子			
+100+(2+(8311) (0-3)	9					51	L	6.19	FD (18)		03-	3100 -	0X
+R0++2+(8,212) (0-0) (_							
+Ref(#(#288) (0-3) 1//// # 2 # 2 1//// # 2 # 2 1//// # 2 # 2 1///	9				0	0 ==			a +		4.0		

3.1.15.1 消費税申告書出力の詳細説明

申告書および付表を出力する手順について説明します。

		: M460001		ようこそ 〇〇太郎 様 ログアウト
	Contraction of the contraction o	太郎 様(H 26年度 2014/01/01 ~ 2014/1	2/31)	
	日常業務	マスター関係登録	決算業務	データ関係
7	決算業務 > 消費税申告書			
ſ				
	消費税計算情報 > E	申告書選択 〉 申告書・付表 >	人力完了	会計連動
	入力完了			
	申告書名称: 確定申告			
	□ 入力完了			
	データの入力がすべて完了したもの 入力完了していないと電子申告デー)として終了する場合は、このチェックをつ -タを作成することは出来ません。	Nけてください。 	
	画	面 名	チェック	
	消費税申告書(簡易課税) 付表4		完了	
	付表5-(2)1/2		完了	
	付表5-(2)2/2		完了	
	更新ボタンを押下すると、申告書のノ	\力を完了状態にし、メニュー画面に戻りま	ŧŢ.	更新

手順①[印刷]ボタンをクリックします。

 ●「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照

 ●「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

②≪印刷条件設定≫画面で、印刷帳票の指定、詳細設定を選択します。

③ [印刷] ボタンをクリックします。PDF ファイルに出力する場合は、[PDF 出力] ボタン をクリックします。



「3.1.15.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合」参照



3.1.15.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合

[印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合の操作について説明します。

	事業者送択 ⊐-F:#460001 ○○ 太郎 様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)	ようこそ OO 太郎 橋 ログアウト 〇〇商工会
商工会業	務 日常業務 マスター関係登録 済	決算業務 データ関係
決算業務 > 消離		
	●日柳脈票の指定	
消費税計	 ☑ 消費税申告書(簡易用) ☑ 付表 5 	日 刷 名 金計連動
申告書(簡易)		
平成年		会 クイック印刷 コチェック完了
納税地	○詳細設定	PDF 出力
(フリガナ) 名 称	印刷様式 ④カラー印刷 〇モノクロ印刷 〇国税様式(モノクロ)	キャンセル
	□提出用を印刷する ■控えを印刷する(部数 ○ 1部 ○ 2部)	
(ノリカテ) 代表者氏名	☑ 申告用として印刷する(マイナス金額は0円とする)	
又は氏名	☑ 税理士名を印刷する	
音 千成 28 年 至 平成 28 年		
この申告書	■人留ち ○日初町する ○本に日初町する ○日初町じない ※条件にかかわらず 按支用の由告書に個人番号は抑制されません。	
課税標		? ヘルプ
消費		
11日期日期に除き 15日期日期に除き	5消費祝録 3 現金 王義会計の増用 無 4 3 新額 4 0.01 (注曲新額計算の特例通用 毎	
控 返還等対価	に 八 1/1 0×1 7 3,004,220 月月17.08 01 月 07 7月 7月 7日	売上割合%
税貸倒れに	係る税額 6 第1種	

[印刷帳票の設定] でいずれの帳票にもチェックがついていない場合、次のメッセージが 表示されます。



② [OK] ボタンをクリックします。

③正しい印刷条件を設定します。



3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定

原則課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



- ●印刷帳票の指定
 - ・印刷する帳票にチェックをつけます。
 - ・「消費税申告書(一般用)」および「付表2」は、チェックがついた状態で表示されます。
 - 「消費税の還付報告に関する明細書」は、還付がある場合にチェックがついた状態で表示されます。
 - 「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」は、別表の提出が必要な場合に チェックがついた状態で表示されます。
 - •「付表 1」「付表 2-(2)」は、消費税率 5%の発生がある場合にチェックがついた状態で 表示されます。
- ●詳細設定

[印刷様式]

[提出用を印刷する]

- ・申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。
- [控えを印刷する]
 - ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
 - ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
 - ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。
- [申告用として印刷する(マイナス金額は0円とする)]
- ・マイナス金額を0円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷します。

🚈 → 「3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目 (原則課税)」 参照

・チェックがついた状態で表示されます。変更はできません。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・還付申告明細 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- [印刷帳票]の指定で、「消費税の還付報告に関する明細書」にチェックがついている と、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

- [個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・特定個人情報を扱うための条件を満たしているかにより、[個人番号]欄の表示状態が 異なります。

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナン バー契約区分	ログインユーザーの マイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。
			選択可能
税務支援	あり	登録済み端末	「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。
		12/91	個人番号 ○印刷する ○110月する ●印刷しない
税務支援	なし	登録済み端末	
税務支援以外	-	-	「印刷しない」が選択されています。
			個人番号 ○印刷する ○まで印刷する ●印刷しない
			選択済み

印刷条件ごとの個人番号の印刷イメージ

印刷条件	内容	個人番号欄の印刷イメージ
印刷する	個人番号を印刷します。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
で印刷する	個人番号をアスタリスク() で印刷します。	* * * * * * * * * * * *
印刷しない	個人番号は印刷しません。	

控え用の申告書は、「印刷する」または「*で印刷する」を指定した場合でも個人番号は印刷されません。

3.1.15.4 「簡易課税」の印刷条件設定

簡易課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- •「消費税申告書(簡易用)」および「付表 5」は、チェックがついた状態で初期表示されます。
- •「付表 4」「付表 5-(2)」は、消費税率 5%の発生がある場合にチェックがついた状態で 表示されます。

●詳細設定

[印刷様式]

「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式(モノクロ)」から選択します。

 □ 印刷様式について→「3.1.15 消費税申告書を印刷する」参照

[提出用を印刷する]

- ・ 申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[控えを印刷する]

- ・ 申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[申告用として印刷する(マイナス金額は0円とする)]

・マイナス金額を0円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。

▲ → 「3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目(簡易課税)」参照

- ・金額確認用として、マイナス金額のままで印刷する場合は、チェックをはずします。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

3.1 消費税申告書

[付表 5-(2) 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・付表 5-(2) 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- [印刷帳票] の指定で、「付表 5-(2)」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

・[個人番号] については、原則課税の説明と同様です。

麺 →「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

3.1.15.5 中間申告書の印刷条件設定

中間申告書の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- 「中間申告書」は、チェックがついた状態で初期表示されます。

●詳細設定

[提出用を印刷する]

- 申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[控え用を印刷する]

- ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

・[個人番号] については、原則課税の説明と同様です。

蒼麗→「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

MEMO





4.1 索引

4 付録

4.1 索引

か

還付金融機関等	43
基本情報	29
5	
作成税理士情報	44
申告情報	41
税務署処理欄	41
税理士情報取込	27

な
納税地 41
は
付記事項41
ま
マイナンバー連携権限19
5
ログアウト15
ログイン 12

MEMO



(不許複製)